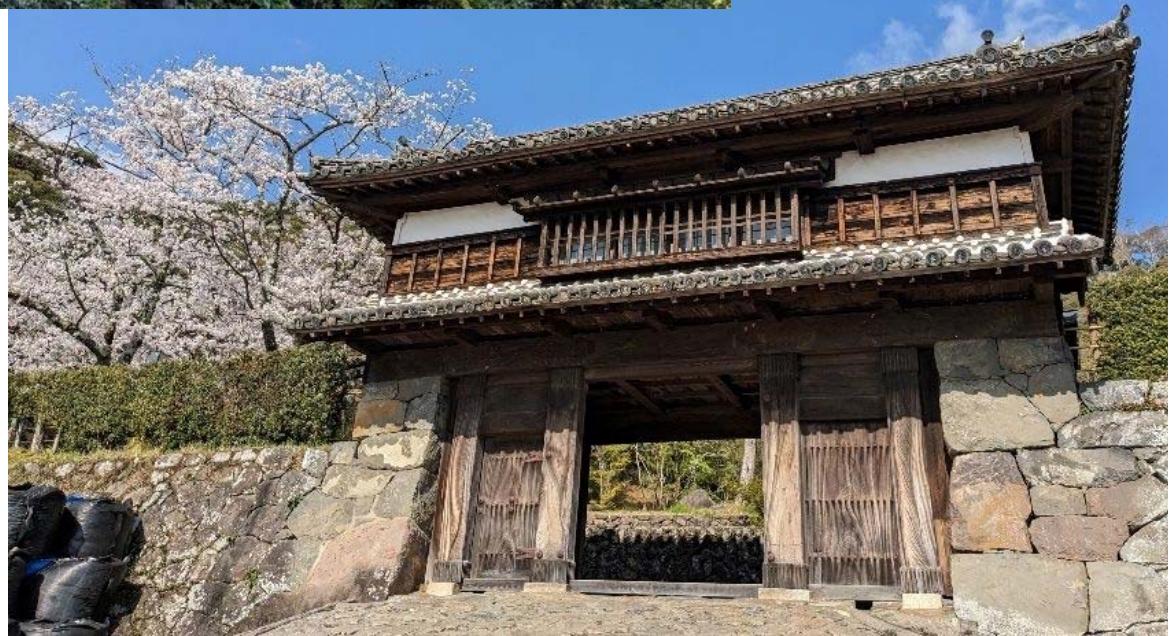


史跡佐伯城跡保存活用計画 (案)



2026年3月
佐伯市教育委員会

例言

1. 本書は、大分県佐伯市に所在する国指定史跡佐伯城跡の保存活用計画書である。
2. 史跡佐伯城跡保存活用計画策定事業は、令和6年度（2024）から令和7年度（2025）にかけて文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けて実施した。
3. 本事業は、佐伯市教育委員会社会教育課文化財係に事務局を置き、関連業務を株式会社イビソク大分支店に委託し実施した。
4. 本計画は、史跡佐伯城跡保存活用計画策定委員会による審議を経て、文化庁文化財第二課及び大分県教育庁文化財課の指導・助言のもと策定した。
5. 史跡指定範囲及び保護を要する範囲の図示について、意見具申時は字図に基づいており地形図との整合が取れていなかったため、平成6年（1994）に佐伯市が実施した城山歴史公園の境界測量成果及び現地視察に基づき修正を行った。今後の史跡佐伯城跡の保存活用は、本計画で図示した範囲を参照して行うものとする。
6. 本書に掲載している図表・写真等で、特に出典の明示のないものは佐伯市が所有又は作成したものである。

目次

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	2
第3節 計画策定の体制	2
第4節 計画の位置付け（上位・関連計画）	6
第5節 計画の対象範囲と期間	20

第2章 佐伯市の概要

第1節 自然的環境	22
第2節 歴史的環境	26
第3節 社会的環境	32
第4節 周辺の文化財	39

第3章 佐伯城跡の概要

第1節 指定に至る経緯	41
第2節 指定に至るまでの調査成果	42
第3節 指定後の調査	57
第4節 指定の状況	58

第4章 史跡佐伯城跡の本質的価値と構成要素

第1節 史跡佐伯城跡の本質的価値	64
第2節 史跡佐伯城跡のその他の価値	65
第3節 史跡佐伯城跡を構成する諸要素	67

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱	77
第2節 基本方針	77

第6章 保存管理

第1節 課題	79
第2節 方向性	92
第3節 方法	93
第4節 現状変更等の取扱い基準	95

第7章 活用

第1節 課題	99
第2節 方向性	101
第3節 方法	102

第8章 調査	
第1節 課題	104
第2節 方向性	104
第3節 方法	105
第9章 整備	
第1節 課題	106
第2節 方向性	108
第3節 方法	108
第10章 運営・体制整備	
第1節 課題	110
第2節 方向性	110
第3節 方法	111
第11章 施策の実施計画と経過観察	
第1節 施策の実施計画	112
第2節 経過観察	113

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

史跡佐伯城跡は、佐伯市東部を流れる番匠川の河口付近にある東西約900m、南北約1kmに広がる標高144mの城山に築かれた近世城郭跡である。佐伯市教育委員会は佐伯城跡について、平成21年度（2009）から平成25年度（2013）にかけて測量調査、平成27年度（2015）から令和3年度（2021）にかけて石垣調査及び絵図・文献史料調査、建造物調査、発掘調査を含めた総合調査を行った。これらの調査成果から、佐伯城跡は中世山城の構造を持ちながら近世築城技術を融合した城郭であり、江戸時代を通じて山頂部の曲輪の維持に加え山体の保護も行ってきた稀有な近世城郭であるとして、令和5年（2023）3月20日に国の史跡指定を受けた。

史跡指定に至るまで佐伯市は、昭和58年（1983）に佐伯市歴史的環境保存条例を制定し、城山の豊かな自然と、江戸時代の城下町の風情を残す景観の保護を行ってきた。平成4年（1992）からは都市公園としての運用を開始し、平成28年度（2016）には城山の生態系や佐伯城跡の価値を適切に保存し、市民共有の財産として活用するために「佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針」を定めた。その後、令和元年度（2019）に佐伯市文化財保護条例により佐伯城跡を佐伯市指定史跡とし、文化財保護の対象とした。令和2年（2020）には佐伯市歴史的環境保存条例を廃止し、「佐伯市景観計画」を策定して、同条例の趣旨を引き継ぎ、佐伯城跡周辺を重点的な景観保護を行う地域として定めた。佐伯城跡はこうした数々の取組の対象となってきたが、文化財としての保存・活用の基本方針を示した計画は策定しておらず、佐伯市教育委員会は令和5年度（2023）に「佐伯市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定し、佐伯市内の歴史文化資源の総合的な保存・活用のアクションプランを示すなかで、史跡佐伯城跡の保存活用計画の策定を措置に掲げた。

一方で、史跡佐伯城跡では日常的に小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木等に加えシカやイノシシによる掘り返しが生じている。また、災害時の被害については特に近年の極端な気象によって被害の大規模化が懸念される。最近は台風や集中豪雨による被害が多く、平成28年（2016）9月の台風16号による雄池と雌池間の斜面の崩落や、令和6年（2024）8月の台風10号による登山道の洗掘や斜面地での倒木等が発生した。また、佐伯市は近年発生が予測されている南海トラフ巨大地震の「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、このような自然災害への対策が急務となっている。

さらに、佐伯市を代表する観光資源としての期待も高まっている。（公財）日本城郭協会「続日本100名城」への選定、国史跡への指定を受け、石垣の顕在化のための樹木整理に対する地域住民からの要望も強まっている。また、令和4年（2022）に三の丸に建設されていた佐伯文化会館を老朽化のため解体したことから、三の丸の具体的な活用方法の検討も必要となっている。

このように、史跡佐伯城跡の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握と、それに基づく今後の基本方針、方法を明確にする必要が生じていることから、史跡佐伯城跡保存活用計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

第2節 計画の目的

史跡佐伯城跡は歴史文化的及び自然環境的観点から佐伯市のシンボルとして親しまれ維持管理されているが、近年増加及び激甚化の傾向にある台風や集中豪雨、地震等の自然災害の被害等により、良好な状態での継承が危ぶまれている。

本計画は、文化財保護法に基づき史跡佐伯城跡を適切に保存し、次世代へ確実に継承していくため、史跡の本質的価値を明確化した上で、より効果的かつ効率的な保存、整備、活用等の実現を目指すための基本方針を定めることを目的とする。

第3節 計画策定の体制

佐伯市教育委員会は史跡佐伯城跡保存活用計画策定委員会設置要綱（令和6年（2024）8月9日施行）に基づき、「史跡佐伯城跡保存活用計画策定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。本計画の策定は、委員会の審議及び文化庁文化財第二課、大分県教育庁文化課の指導・助言を得て実施した。

3-1 委員会設置要綱

（委員会の設置）

第1条 史跡佐伯城跡保存活用計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、史跡佐伯城跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 史跡佐伯城跡保存活用計画の策定に関する事項。
- (2) 史跡佐伯城跡保存活用計画の実施に係る連絡調整に関する事項。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、史跡佐伯城跡保存活用計画に関し必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員7人以内及び特別指導者1人をもって組織する。

2 委員及び特別指導者（以下これらを「委員等」という。）は、文化財について所見を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員等の任期等）

第4条 委員等の任期は、委嘱又は任命の日から史跡佐伯城跡保存活用計画を策定する日までとする。ただし、委員等が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、任期中であっても委員等の職を失う。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があるときは、委員会の会議に委員等以外の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、史跡佐伯城跡保存活用計画に係る専門的事項を協議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 専門部会の会議は会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 前条第2項の規定は、専門部会について準用する。

(府内部会)

第8条 委員会に、史跡佐伯城跡保存活用計画の策定に係る各課との連携及び調整を図り、委員会の円滑な運営を確保するため、府内部会を置く。

2 府内部会は、府内部会長及び府内部会員をもって組織する。

3 府内部会長には社会教育課長の職にある者を、府内部会員は次の表に掲げる職にある者をもつて充てる。

区分	職名
府内部会員	地域振興課長　観光・国際交流課長　都市計画課長　林業課長 防災危機管理課長

4 第6条の規定は、府内部会について準用する。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員等並びに専門部会及び府内部会に属する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会、専門部会及び府内部会の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会、専門部会及び府内部会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月9日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この要綱の施行の日以降及び委員等の任期満了の日後最初に招集する委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、社会教育課長が招集する。

3-2 委員会の組織

表1-1 委員会名簿

○委員（◆…会長、◇…副会長）

専門分野	氏名	所属・役職
近世史	佐藤 晃洋 ◆	竹田市歴史文化館 館長
石垣整備・復旧	佐伯 治 ◇	元竹田市教育委員会文化財課長
考古学	上野 淳也	別府大学 文学部 教授
地盤工学	杉本 知史	長崎大学大学院 工学研究科 准教授
植物学・自然環境	瀬口 三樹弘	大分県文化財保護指導委員
城郭史	宮武 正登	佐賀大学 全学教育機構 教授
史跡整備	吉永 浩二	大分県文化財保護指導委員

○特別指導者

専門分野	氏名	所属・役職
近世史	豊田 寛三	大分大学・別府大学 名誉教授

○指導・助言

文化庁文化財第二課
大分県教育庁文化課

○庁内部会（■…部会長）

所属・役職	氏名
社会教育課長 ■	丸山 純一（令和6年度）、神崎 郁也（令和7年度）
地域振興課長	成松 重雄（令和6年度）、徳丸 伸一（令和7年度）
観光・国際交流課長	田中 良生（令和6年度）、宮田 耕一（令和7年度）
都市計画課長	安藤 博光
林業課長	三浦 靖弘（令和6年度）、後藤 弘喜（令和7年度）
防災危機管理課長	武石 康磨

○事務局

所属・役職		氏名
佐 伯 市 教 育 委 員 会	教育長	宗岡 功
	教育部長	久々宮 克也
	社会教育課長	丸山 純一（令和6年度）、神崎 郁也（令和7年度）
	総括主幹	鶴原 和重
	副主幹	河原 尚志
	副主幹	福田 聰
会計年度任用職員		福永 素久（令和6年度）、眞部 勉（令和7年度）

3－3 委員会の経過

表1－2 委員会開催概要

会議	開催日	主な審議事項
令和6年度 第1回 史跡佐伯城跡 保存活用計画策定委員会	令和6年(2024) 10月28日	・計画素案における第1章～第3章について ・佐伯城跡の本質的価値と構成要素について ・「三の丸」の確認調査について
令和6年度 第2回 史跡佐伯城跡 保存活用計画策定委員会	令和7年(2025) 3月17日	・計画素案第1章～第3章の確認について ・計画素案第4章の検討について
令和7年度 第1回 史跡佐伯城跡 保存活用計画策定委員会	令和7年(2025) 5月31日	・計画素案第1章～第3章における修正事項について ・計画素案第4章～第6章の検討について
令和7年度 第2回 史跡佐伯城跡 保存活用計画策定委員会	令和7年(2025) 8月20日	・計画素案第1章～第5章における修正事項について ・計画素案第6章～第11章の検討について
令和7年度 第3回 史跡佐伯城跡 保存活用計画策定委員会	令和7年(2025) 11月18日	・計画素案第1章～第4章の修正について ・計画素案第5章～第6章の修正について ・計画素案第7章～第11章の修正について

第4節 計画の位置付け（上位・関連計画）

本計画は、佐伯市の最上位計画である「第2次佐伯市総合計画」を反映するとともに、文化財における上位計画である地域計画や関連する個別計画と整合、連携を図りながら策定する。

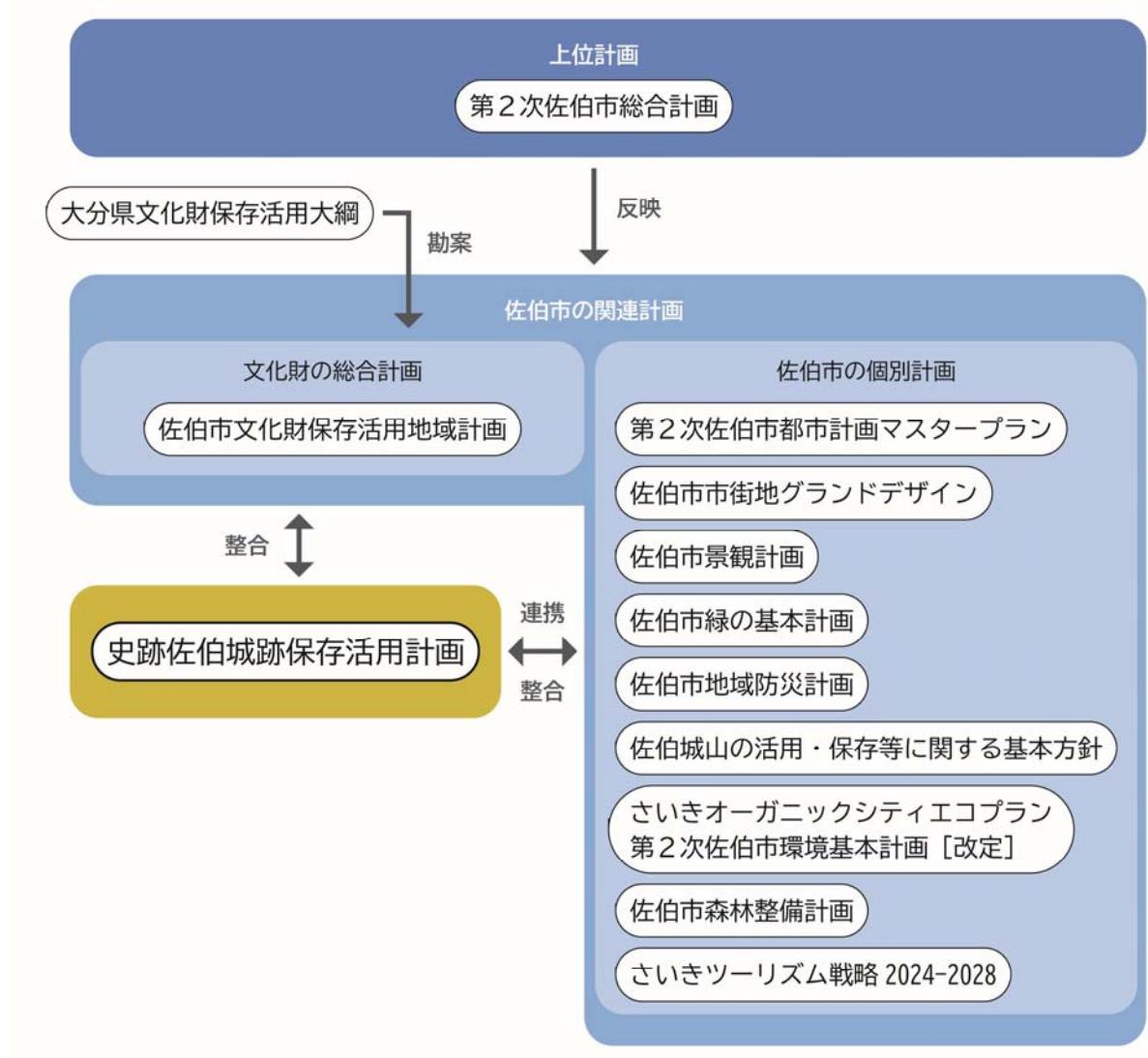


図1－1 本計画の位置付け

4－1 上位計画

○第2次佐伯市総合計画

[平成30年（2018）4月策定（後期基本計画 令和5年（2023）3月策定）]

計画期間	平成30年度（2018）～令和9年度（2027）
概要	<p>佐伯市の最上位計画であり、佐伯市が進める取組や事業の根拠となる基本的な考え方を総合的かつ体系的に整理し、基本計画で具体的な取組の方向性を示している。</p> <p>《将来像》 地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり</p>
本計画との関連事項	<p>i) 基本政策1 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生 [自然・生活環境]</p> <p>[主な施策] 快適で安定した生活環境の構築</p> <p>■城山歴史公園など、都市公園の整備</p> <p>(4) 公園緑地の整備</p> <p>[基本方針] ウ 城山歴史公園を市民の憩い・交流・学習・集い・活動・健康づくりの場所として整備し、さらに観光資源としての魅力づくりを図ります。</p> <p>[主な取組] ウ 城山歴史公園の整備</p> <p>(ア) 老朽化した施設及び景観配慮した登山道の整備</p> <p>(イ) 自然環境と調和のとれた間伐・除伐及び剪定</p> <p>ii) 基本政策4 人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生 [教育文化]</p> <p>[主な施策] 市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承</p> <p>■佐伯城跡の国指定史跡化後の活用など、文化財・伝統文化の保存・活用の取組</p> <p>(4) 市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承</p> <p>[基本方針] イ 地域の文化財・伝統文化を把握し、歴史文化施設の活動等により情報を発信して、市民の理解を深めるとともに、学校教育と連携して後継者を育成し、市全体で保存・活用を図る体制を構築します。</p> <p>[主な取組] イ 文化財・伝統文化の保存と活用</p> <p>(ア) 文化財・伝統文化を調査・把握及び佐伯城跡の国指定史跡化後の活用など、行政・教育機関・民間が協働した保存・活用</p> <p>iii) 基本政策5 地域資源をいかした産業と観光の創生 [産業振興]</p> <p>[主な施策] 観光産業の振興</p> <p>■歴史・文化や地場産業を活用した体験型の周遊観光の推進</p> <p>(6) 観光産業の振興</p> <p>[基本方針] ア 自然、歴史、文化資源、「食」など、これまでの観光を進めるとともに、農林水産業や造船業等に観光の視点を加えた観光産業を育成します。</p> <p>[主な取組] 佐伯の強みをいかした観光素材の開発</p> <p>ア 観光産業の育成</p> <p>(ア) 佐伯城跡、城山、城下町、戦争遺跡、文化資源等を活用した観光の推進</p>

4－2 佐伯市の関連計画

○佐伯市文化財保存活用地域計画 [令和6年(2024)3月策定]

計画期間	令和6年度(2024)～令和9年度(2027)
概要	<p>佐伯市が有する指定文化財268件(令和5年(2023)8月時点)を含む佐伯市民のアイデンティティを構成する多様な歴史文化資源の保存・活用にかかる基本的なアクション・プランを示している。</p> <p>《将来像》 市民だれもが佐伯市の歴史文化に誇りを持ち、語ることが出来る</p>
本計画との 関連事項	<p>i) 歴史文化資源群⑦佐伯の殿様浦でもつ 佐伯藩と毛利家</p> <p>[構成歴史文化資源] 佐伯城三ノ丸櫓門、佐伯城跡、佐伯城下町ほか</p> <p>[措置] 68 「佐伯城跡」の保存活用計画の策定 69 「佐伯城跡」の適切な維持管理 70 佐伯藩に関わる歴史文化資源を活用した地域ブランドの強化 71 市民サポーターの充実による佐伯市歴史資料館の収蔵資料の整理・公開の推進 72 歴代藩主や佐伯藩の特徴に関する調査研究と情報発信の継続 73 『佐伯藩史料 温故知新録』の刊行 74 旧城下町の景観整備の推進 49 歴史文化資源を活用したイベントの実施 75 歴代藩主や佐伯藩の特徴をテーマとした講座・教室等による情報発信の推進</p> <p>ii) 歴史文化資源群⑧初代佐伯藩主 毛利高政</p> <p>[構成歴史文化資源] 佐伯城跡、佐伯城下町ほか</p> <p>[措置] 76 毛利高政を紹介する教材の作成 77 毛利高政をテーマとした講座・教室等による情報発信の推進 78 毛利高政の漁業施策に関する情報発信の推進 79 「佐伯藩政史料」の詳細目録の作成と公開</p>

○第2次佐伯市都市計画マスタープラン [令和5年（2023）12月策定]

計画期間	令和5年（2023）～令和25年（2043）
概要	<p>「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、まちづくりの基本理念や将来都市像、地域ごとのあるべき姿、そのための方針等を示している。</p> <p>《将来都市像》 地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり</p>
本計画との関連事項	<p>《まちづくりの基本方針》</p> <p>7 歴史・文化を受け継ぎ、佐伯らしさを活かすまちの形成 市民のシンボルである城山や城下の風情が漂う街並み、豊かな産物による食文化といった佐伯市固有の歴史や文化、景観などを活かした個性あるまちを目指します。</p> <p>i) 将来都市構造</p> <p>(1) 都市拠点</p> <p>1) 大手前・市役所周辺都市拠点 商業施設等が立地する大手前周辺や仲町周辺、行政サービスが立地する市役所周辺並びに歴史的な街並みが残る山際通り周辺を中心としてにぎわいや活力・魅力にあふれた多様な市民の交流の場となる拠点の形成を図ります。</p> <p>ii) 土地利用の方針</p> <p>(10) 森林・自然緑地・公園等【山地ゾーン】 ○佐伯市総合運動公園や城山歴史公園、濃霞山公園といった市街地の背景となる自然景観や自然環境を形成する重要な場については、「佐伯市景観計画」及び「佐伯市緑の基本計画」に基づき、保全・活用に努めます。</p> <p>iii) 市街地形成の方針</p> <p>1 魅力ある市街地の形成 ○旧城下町周辺においては、地域の歴史や文化資源を活かし、便利で過ごしやすく、人が集い、活発に交流し、ふれあうまちづくりを推進します。</p> <p>3 快適な市街地空間の保全 ○城山や濃霞山、中川、中江川など、市街地内の自然環境を保全します。 ○「佐伯市景観計画」にて景観形成重点地区に指定されている山際通り周辺地区及び船頭町地区において、歴史的まち並み景観や四季の彩りを感じる緑豊かなまち並み景観の形成に努めるとともに都市の快適性を高める空間として保全・活用します。</p>

本計画との 関連事項	<p>iv) 公園・緑地整備の方針</p> <p>3 まちづくりにおける緑の整備</p> <p>○「佐伯市緑の基本計画」において緑化重点地区に設定された城山・山際通り周辺地区、大手前・船頭町地区においては、「佐伯市景観計画」と連動・補完して良好な景観形成を図ることを目指し、緑化の推進及び緑の保全・活用に努めます。</p> <p>4 レクリエーション拠点の充実</p> <p>○市民のレクリエーション活動の場となっている佐伯市総合運動公園、城山歴史公園をはじめとする既存の施設については、レクリエーション拠点としての機能を維持し、更なる有効利用を促進するとともに周辺環境を活かし充実を図ります。</p> <p>v) 市街地地域</p> <p>『地域の将来像』 長年育まれた豊かな資産と都市機能を活かした、活用とにぎわいのある質の高いまち</p> <p>[方向性] 3) にぎわいの中にも歴史と潤いを感じる美しさのあるまちづくり</p> <p>[主な整備方針]</p> <p>○番匠川などの河川や市街地の背景となっている城山、濃霞山、長島山などの森林、女島地区の優良農地などは、市街地内の貴重な自然環境として保全を図ります。</p> <p>○景観形成重点地区である城山周辺や船頭町の景観保全を図ります。あわせて、国指定文化財である城山等の歴史資源や現在の良好な居住環境の保全を進めます。</p>

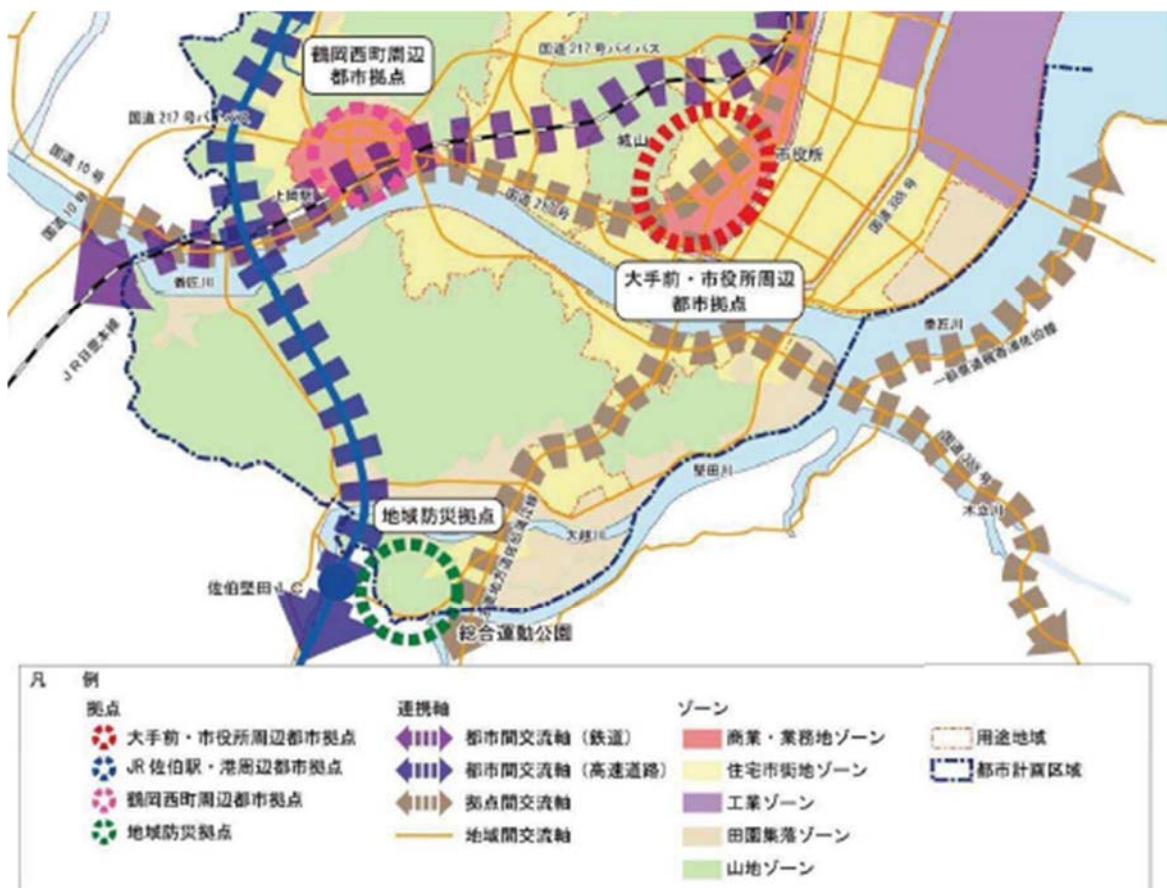


図1-2 将来都市構造図（市街地）（『第2次佐伯市都市計画マスターplan』原図を編集）

○佐伯市市街地グランドデザイン

[令和2年（2020）3月策定（第1期実施計画 令和5年（2023）7月第1回変更）]

計画期間	令和3年度（2021）～令和23年度（2041） (第1期実施計画 令和3年度（2021）～令和7年度（2025）)
概要	佐伯市の城下町エリア（城山～大手町～仲町～船頭町）、駅前・港エリア（佐伯駅とその周辺～葛港）を対象に都市機能を活かした活力と賑わいのあるまちづくり、より質の高い居住環境を形成するための20年後を見据えた構想・考え方を示し、実施計画で具体的な取組を示している。 《まちづくりのテーマ》歴史・文化と海が癒し、輝けるまちづくり
本計画との関連事項	《将来像》1：【活力】様々な都市機能が集積する交流の場となるまち 2：【特色】「食」の魅力・城下町を活かした来訪者が多いまち 《城下町エリアのテーマ》歴史・文化が薫る、歩きたくなる城下町 [整備方針] 1 「歴史・文教ゾーン」城山・山際通りの歴史的環境の保存・充実 [重点プロジェクト] B 山際通り周辺エリア魅力向上プロジェクト
本計画との関連事項	<p><u>（1）山際通り周辺における景観形成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐伯城三ノ丸櫓門や薬医門、国木田独歩館などの伝統的な建造物、連続した白壁、石畳の道を保全します。 ・三の丸のムクノキや養賢寺のイチョウ、モチノキなど重要な景観資源である樹木を保護・保存します。 ・市街地から城山の石垣が見える景観を確保します。 <p>i) 施策（2）市民の財産である城山の景観環境整備、活用</p> <p>[概要] 城山からの眺望確保、石垣の保全、登山道の整備、サイン整備等の環境整備や、城山に関するイベントを開催することによって、佐伯市のシンボル、健康づくりの場とします。また、自然環境に配慮した上で、市街地から城山の石垣が見える景観を確保します。</p> <p>[実施事業] 文化会館跡地利活用事業</p> <p>ii) 施策（3）公共施設跡地の活用による、大手前と山際通りの連携強化</p> <p>[概要] 三余館や文化会館跡地の活用、イベント開催や駐車場整備等による機能の充実や、大手前と山際通りをつなぐ動線の強化、魅力の向上を図ります。</p> <p>[実施事業]（再）文化会館跡地利活用事業、佐伯市景観形成・活用促進事業</p>

○佐伯市景観計画 [令和2年（2020）3月策定]

概要	<p>佐伯市の地域固有の美しい景観の形成や地域への愛着・誇りの醸成、景観を生かした交流を推進し、地域の魅力向上、将来の担い手育成、地域のファンの増加につながる景観づくりの方針を示している。</p> <p>《景観づくりの理念》 さいきの街は浦でもつ 浦の恵みは里でもつ</p>
本計画との関連事項	<p>i) 街エリア（佐伯・佐伯東・渡町台・鶴岡・八幡）</p> <p>[基本方針]</p> <p>1) <u>景観を「守る」</u></p> <p>○佐伯城跡や佐伯五山、五所明神社などの神社・仏閣、濃霞山や長島山の戦争遺跡、掩体壕などの遺構は、地域固有の景観資源であるため、その周辺の景観も含めた一体的な保全を図ります。</p> <p>○山際通り周辺地区の歴史と文学のみちでは、建造物の修景や自然素材の活用、桜並木や紅葉など四季の演出により、城下町の風情を感じさせる歴史的な街並みの景観の保全を図ります。</p> <p>3) <u>景観を「生かす」</u></p> <p>○市街地や穏やかな海、島々を一望できる城山や濃霞山などの視点場では、滞留空間としての整備やアクセスのしやすい登山道の整備などにより、訪れやすい視点場の形成を進めます。</p> <p>○佐伯城跡の石垣清掃ボランティアなどの地域の歴史的な景観を守り、育てるための取組を促進します。</p> <p>○国木田独歩が書き残した景観などの新たな価値付けを検討し、景観資源の魅力・価値の向上を図ります。</p> <p>ii) 景観形成重点地区－山際通り周辺地区－</p> <p>[基本方針]</p> <p>①<u>地区の背景となる緑豊かな城山の保全・活用</u></p> <p>○佐伯市のシンボルであり、照葉樹林などの植生やムササビ・オオイタサンショウウオなど生物の生息域でもある城山景観保存地区では、「緑の基本計画」等と連携し、豊かな自然環境の保全を図ります。</p> <p>○城下町の背景となる城山の山並みを保全するため、無秩序な開発や建造物、工作物等の適切な誘導を図ります。</p> <p>○佐伯市のランドマークである城山の価値をさらに高めるために、佐伯城跡の石垣がある頂上部においては、自然環境と調和の取れた間伐及び剪定等を行い、石垣を見せることで更なる魅力づくりに努めます。</p> <p>○市街地を一望できる城山では、佐伯城跡など歴史的な景観資源と調和した滞留空間の整備やアクセスのしやすい登山道の整備などにより、魅力的な視点場の形成を進めます。</p>

	<p><u>②武家屋敷の風情を残す歴史的街並み景観の保全・形成</u></p> <p>○佐伯城三ノ丸櫓門や薬医門、国木田独歩館などの伝統的な建造物、連続した白壁の保全を図るとともに、石畳の道などと一体となった武家屋敷の風情の残る街並み景観の保全を図ります。</p> <p>○伝統的な建造物や背景の城山との調和に配慮した建造物や工作物の適切な誘導を図ります。</p> <p>○道路や公園などの公共空間では、歴史的な建造物や街並みと調和した空間の整備など、武家屋敷の風情を演出する景観の形成に努めます。</p> <p>○特に、道路付属物については、「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」（国土交通省道路局）を基本とした整備を行うとともに、街並みと調和した街灯の設置や電線・電柱の地中化を図ることで街並み景観の演出に努めます。</p> <p><u>③四季の彩りを感じる緑豊かな街並み景観の形成</u></p> <p>○街並み景観に彩りを与える樹木の保護・保存及び山際通りの桜並木紅葉など街路樹の適切な維持管理の継続に努めるとともに、緑化の推進等を図り、四季の彩りを感じることができる街並み景観の保全・形成を図ります。</p>
--	---

○佐伯市緑の基本計画 [令和2年(2020)3月策定]

計画期間	令和2年(2020)～令和12年(2030)
概要	都市緑地法第4条に基づき、佐伯市内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するための方策を示している。 《理念》「山」と「川」と「海」の恵みを生かし、みんなで育てる、緑豊かな佐伯
本計画との関連事項	《市街地ゾーンの方向性》 市街地ゾーンは、人口が集積し市街地が形成されているゾーンであり、生活環境の改善や都市景観の向上を図るべきゾーンです。このゾーンでは、佐伯市のシンボルである城山を中心とした市街地の自然環境を保全すると同時に緑化の推進を図ります。



図1-3 山際通り周辺地区区域図
（『佐伯市景観計画』より引用）

本計画との 関連事項	<p>i) 基本方針 1) 緑を「守る」・・・・・緑の保全</p> <p><u>③歴史・文化の背景となっている佐伯固有の緑の保全を図ります</u></p> <p>[施策] 1 歴史的資源の保全と観光保全の一体的推進</p> <p>佐伯市のシンボルとなっている城山は、その周囲も含めて歴史的環境保存地区として歴史的資源と環境が保全されてきました。城山以外にも社寺とその周辺の社寺等が一体となって、歴史的な緑が保全されてきました。今後もこれらの貴重な緑の保全を図ります。</p> <p>城山の山頂に残る石垣は、「佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針」「城山歴史公園整備計画」に基づき、重要な景観資源として保存・保護に努めるため、防災や生態系への影響に配慮しながら周辺の樹木の間伐及び剪定等を図ります。</p> <p>ii) 基本方針 2) 緑を「整える」・・・・・緑の価値の向上</p> <p><u>①市街地景観や市街地環境の向上に向けた市街地の緑化を推進します</u></p> <p>[施策] 4 景観形成重点地区と連動した緑化重点地区的指定（重点プロジェクト）</p> <p>—城山・山際通り周辺地区—</p> <p>[基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■佐伯市のシンボルであり、地区的背景となる緑豊かな城山の保全・管理・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・石垣が残る歴史的な環境とコジイなどの照葉樹林やムササビ・オオイタサンショウウオなどの生息域であり、佐伯市のシンボルである城山は、佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針や景観形成重点地区、保安林指定による規制と連携し、豊かな自然環境の保全・管理・活用を図ります。 ・佐伯市のランドマークである城山の価値を高めるために、佐伯城跡の石垣がある頂上部においては、自然環境と調和のとれた間伐及び剪定等を行い、石垣を見せることでさらなる魅力づくりに努めます。
	 <p>図 1-4 緑化重点地区区域図 (『佐伯市緑の基本計画』より引用)</p>

○佐伯市地域防災計画 [令和7年(2025)3月修正]

概要	災害対策基本法第42条の規定に基づき、佐伯市における災害に関し、佐伯市及び防災関係機関などが処理すべき事務または業務の大綱などを示している。
本計画との関連事項	<p>i) 文化財の災害予防対策</p> <p><u>(1) 文化財防災施設の設置促進</u></p> <p>ア 建造物 有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。</p> <p>(ア) ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工 (イ) 火災報知機の完備 (ウ) 消火器の完備 (エ) 防火用水そうの整備 (オ) 避雷針の完備 (カ) 電気的安全度の検査の実施</p> <p><u>(2) 文化財防災施設の維持管理</u></p> <p>ア 防火用水そう・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を恒常に実施する。 イ それぞれの文化財所在単位で、消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。</p> <p><u>(3) 文化財防災施設設置の実施</u></p> <p>文化財について防災施設を設置するものとする。</p> <p>ii) 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保</p> <p><u>(1) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針</u> 不特定多数の者が観賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断により、これらの耐震化を推進する。</p> <p><u>(2) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施</u> 文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じができるよう事業体系の整備を図る。</p> <p>iii) 文教対策に関する事前措置</p> <p>エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財(建造物、磨崖仏等)の耐震調査の指導</p> <p>iv) 避難施設 [津波時の緊急避難地] 城山公園(三の丸上段)、城山公園(三の丸)</p>

○佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針 [平成 29 年 (2017) 3 月策定]

計画期間	平成 29 年 (2017) ~ 令和 8 年 (2026)
概要	<p>城山の有する生態系や城跡の価値を適切に保存し、市民共有の財産として活用するための方針、取組の方向性を示している。</p> <p>《基本理念》 佐伯城山のあり方 100 年ビジョン</p> <p>1 佐伯城山は、私たち佐伯市民の暮らしと歴史を見守り続け、先人の汗と涙と笑いと悲しみと喜びを糧として、現在に息づく、自然と文化の佐伯市複合遺産です。</p> <p>2 佐伯城山は、照葉樹林に覆われ、市街地の中にあって豊かな生態系を有しており、麓の櫓門や石垣、頂上部の石垣などがある城山全体が江戸時代の山城を代表する遺構です。私たち市民は財産である佐伯城山をよく学び、保存等をし、活用することにより、未来へ継承します。</p> <p>3 佐伯城山は、佐伯市の中央部に位置し、佐伯市にとって自然のランドマークです。市民をはじめ、多くの来訪者にとって安全で快適な場所とするための環境を整え、憩いの場・交流の場として活用します。</p> <p>4 佐伯市の人口が集中する番匠川下流域の低地に暮らす人々にとって、いつ来るかわからない南海トラフ巨大地震の発生と大津波の襲来は、生命の恐怖であるため、大規模災害時には、佐伯城山の麓周辺を市民の命を守る避難地として活用します。</p> <p>i) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民が城山の歴史や自然環境についてより学ぶことで、市民の財産としての城山の価値を再認識する為の取組を盛り込む。 ②市民の財産である城山を保存しながら未来へ継承するために、これまでの維持・管理に加え、憩い・交流・学習・健康づくり及び大規模災害時の緊急避難の場として多くの市民が安全・快適な場所として集い、活動するための整備を行う。 ③城山が佐伯市のランドマークとして相応しい環境を整え、豊かな生態系を守りながら、そのシンボルとして佐伯城跡を保存し、有効に活用するための景観環境を整える。なお実施にあたっては、関係機関や専門家等の意見を踏まえることとする。 ④活用及び保存等が促進され、持続される、必要な施策をハード・ソフトの両面から取り組む。 <p>ii) 取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○城山の景観づくりをし、ランドマーク（市のシンボル）にする。 ○城山を市民と共に守り、育てる。 ○貴重な生態系を学び、保存する。 ○佐伯城跡を学び、保存する。 ○案内板、休憩・便益施設を管理し、整備する。 ○登山道を管理し、整備する。 ○三の丸跡周辺を適切に維持管理する。 ○「いのちのやま」としての機能充実を図り、活用する。
本計画との関連事項	

○さいきオーガニックシティエコプラン 第2次佐伯市環境基本計画【改定】

[令和5年（2023）3月策定]

計画期間	令和5年度（2023）～令和9年度（2027）
概要	<p>令和32年（2050）までに二酸化炭素実質排出ゼロを目指した環境行政を推進するため、SDGsの視点を取り入れた環境施策を示している。</p> <p>《望ましい環境像》 人と環境が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯</p>
本計画との関連事項	<p>《基本目標》 3 歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち 佐伯市は歴史文化のおもむきを残す城山周辺をはじめ、海から山に至るまで多様な環境資源を有しており、これらの資源を保全、活用するとともに、公園緑地や親水空間等、身近な快適空間の保全、創造に努め、きれいで住みよいまちを目指します。</p> <p>i) [施策] 2 歴史や文化を大切にする</p> <p>1) <u>歴史的資源の保全と環境保全の一体的促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①歴史的資源と一緒にとなった環境の保全、活用を促進 ●佐伯市の歴史的資源としては、城山周辺、暁嵐の滝周辺等、良好な自然環境等に該当する環境資源が多く、周辺の環境と一体的な保全、活用が望まれます。そこで、城山周辺等、主要な歴史的環境資源の保全、活用を進めるとともに、案内板や標識の整備等に努めます。 <p>2) <u>地域文化の保存と活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①普及・啓発活動の促進 ●城山や山際通り周辺等、歴史的環境保存地区の保全に努めるとともに、城山の石垣清掃ボランティア等を通じて、歴史的資源及び環境資源の大切さについて普及・啓発に努めます。 ●史跡・名勝・天然記念物等、文化財として守るべき歴史的資源や環境資源について普及・啓発するため、歴史資料館を中心に講座や体験教室の実施に努めます。

○佐伯市森林整備計画 [令和6年（2024）4月変更]

計画期間	令和6年度（2024）～令和12年度（2030）
概要	適切な森林整備の推進を図ることを目的とし、佐伯市の森林関係施策の方向性や森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範等を定めた長期的な視点に立った森林づくりの構想を示している。
本計画との関連事項	<p>i) 森林整備の基本方針</p> <p>(1) <u>地域の目指すべき森林資源の姿</u></p> <p>⑤文化機能 史跡・名勝等と一緒にあって潤いのある自然環境や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>

	<p><u>(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策</u></p> <p>⑤文化機能 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p> <p>ii) 公的機能森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p> <p><u>(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（その他水源涵養機能維持増進以外の森林）</u></p> <p>③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称「保健文化機能維持増進森林」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・史跡等と一緒に優れた自然環境等を形成する森林
--	---

○さいきツーリズム戦略 2024-2028 [令和6年(2024) 7月策定]

計画期間	令和6年度(2024)～令和10年度(2028)
概要	『第2次佐伯市総合計画』の具体的な行動計画であり、佐伯市の地域づくり及び観光振興事業の推進と観光産業の振興に取り組むための指針を示している。
本計画との関連事項	<p>i) 戦略1 佐伯の強みをいかした観光の再認識と活性化 <u>テーマ③歴史と文化 [体系] 佐伯城跡、城下町エリアの充実</u> 「佐伯城跡」は、平成29年に公益財団法人日本城郭協会が歴史的・文化的重要性等を基準に審査を行い「日本100名城」に選出され、令和5年3月には日本の近世城郭のあり方を知るうえで貴重な史跡と評価され国史跡の指定を受けました。スニーカーでの低山登山ができる気軽さもあり、旅行社が企画する「城をめぐるツアー」のコースにも設定され遠来者も増えています。貴重な史跡との評価・価値を観光に生かすとともに「食」あるいは「体験(さいきレトリップ)」等の事業を絡めるなど、観光面での付加価値を高め魅力増進を図ります。</p>

4-3 大分県の関連計画

○大分県文化財保存活用大綱 [令和3年(2021)3月策定]

概要	<p>文化財保護法第183条の2の規定に基づき、大分県の文化財を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後の総合的かつ体系的な文化財の保存・活用の在り方を示している。</p> <p>《基本方針》 地域とともに 活かして守る 大分の文化財</p>
本計画との 関連事項	<p>『方向性』 ①文化財を「知る」 ②文化財を「活かす」 ③文化財を「守る」</p> <p>i) 文化財の補助事業と今後の保存の在り方</p> <p>(2) 文化財の維持・管理</p> <p>○有形の文化財（木造建造物）</p> <p>木造建造物は、経年劣化を避けられないものとして維持・管理を考えなければならない。定期的な巡視や写真撮影によって文化財の状態把握に努めることが重要である。万が一自然災害や火災等によって文化財が被災した場合、写真是復旧における重要な資料となる。さらに、文化財を健全な状態に維持しておくには定期的な修理が必要となる。</p> <p>○記念物</p> <p>所有者や管理者等による日常の見回りや、毀損の早期把握が重要である。また、支障木や危険木の処理や庭園内の清掃等については、見学者や来訪者の観点から、定期的に行うことが望ましい。しかし、所有者や管理者の見回りが困難な場合は、文化財保護指導員による定期的な見回りを依頼することが望ましい。</p> <p>(3) 文化財の修理・整備</p> <p>○有形の文化財（木造建造物）</p> <p>「現用」の文化財であり、適切な日常管理と周期的な保存修理が不可欠となる。さらに、修理に当たっては、文化財としての価値を損なわないよう、専門的な知識の他、技術・技能や適切な修理材が必要となる。国指定以外の建造物の場合でも、文化財建造物の修理実績を持つ技術者が適切な修理を行うことが求められる。また、修理中の建造物からは、修理時にしか分からない貴重な情報も多く、これらを正確に記録しておくことが必要である。木造建造物の場合、近年頻発する自然災害への対策や、防火対策は不可欠である。</p> <p>○記念物</p> <p>保存活用計画（保存管理計画）又は、保存整備計画を策定し、文化財の価値を損なわないように、周期的・計画的に行うことが望ましい。その際、現状維持する修理を原則に、有識者等の専門家の協力を得ながら、慎重に調査し、修理方針を検討する必要がある。活用については、地下に遺構が遺存している場合があり、見えないものを見せるための工夫が必要となる。</p>

	<p>ii) 文化財の活用</p> <p>(3) これからの文化財活用</p> <p>修理や整備への支援を通じて文化財価値の向上を図り、学校教育との連携や、ワークショップの開催を通じて文化財価値の社会意義を伝達して普及することで、地域と一体となって文化財の「保存」と「活用」を進めていく。教育資源を始めとする様々な地域資源として文化財を「活用」することを通して持続可能な「保護」体制の確立を目指していく。</p> <p>(4) 情報発信と公開の取組</p> <p>何時でも、誰でも、どこからでも文化財に触れる機会を創出する必要が生じております。そのためには文化財の情報をデジタル化して、それを発信することで、バーチャルではあるが文化財に触れるができるよう、文化財のデジタル化と積極的な情報発信を進めていくことが求められている。</p> <p>iii) 防災・災害発生時の対応</p> <p>(2) 平常時における防災・防火・防犯の取組</p> <p>文化財が被災し復旧を行うときに重要な役割を果たすのが、平常時に記録した写真、実測図（3次元計測データ等を含む）である。特に写真是デジタルでの保存が容易であることから、専門技術を保持していなくても撮影することが可能である。近年では複数の写真データから簡易な3次元データを作成することも可能な技術もあることから、平常時の写真記録の重要性は非常に高いため、積極的な収集や蓄積が望まれる。</p>
--	--

第5節 計画の対象範囲と期間

5-1 用語の整理

上位・関連計画に用いられている史跡
佐伯城跡に関する範囲を示す用語について整理し、本計画では「佐伯城跡」、「史跡佐伯城跡」、「城山」を使用することとする。なお、これらの用語が示す範囲は以下のとおりとする。

【用語が示す範囲】

- ・ 佐伯城跡：城郭遺構が残る範囲
- ・ 史跡佐伯城跡：史跡指定範囲
- ・ 城山：山体の範囲

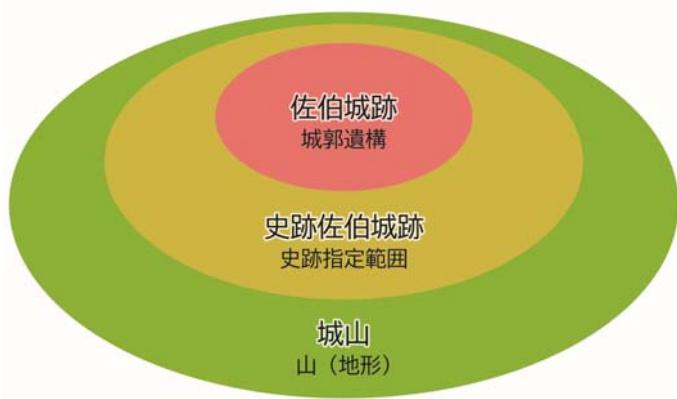


図1-5 用語が示す範囲

また、三の丸櫓門については本計画では基本的に「三の丸櫓門」と呼称し、大分県指定文化財であることを示す必要がある場合は指定名称である「佐伯城三ノ丸櫓門」と記載する。

5－2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡佐伯城跡として指定されている範囲とする。ただし、「毛利家墓所」^{すみよしごてん}を含む保護を要する範囲、さらに、三の丸御殿の玄関部分を移築した「住吉御殿」、城下町の遺構や建造物等を含む周知の埋蔵文化財包蔵地「佐伯城下町」、佐伯城の起点を考える上でも重要な要素である「若宮八幡宮」、史跡佐伯城跡の出土遺物や関連する絵図や文献史料を収蔵・展示しガイダンス機能を担っている「佐伯市歴史資料館」についても史跡の理解に有効であるため、必要に応じて考慮した計画とする。

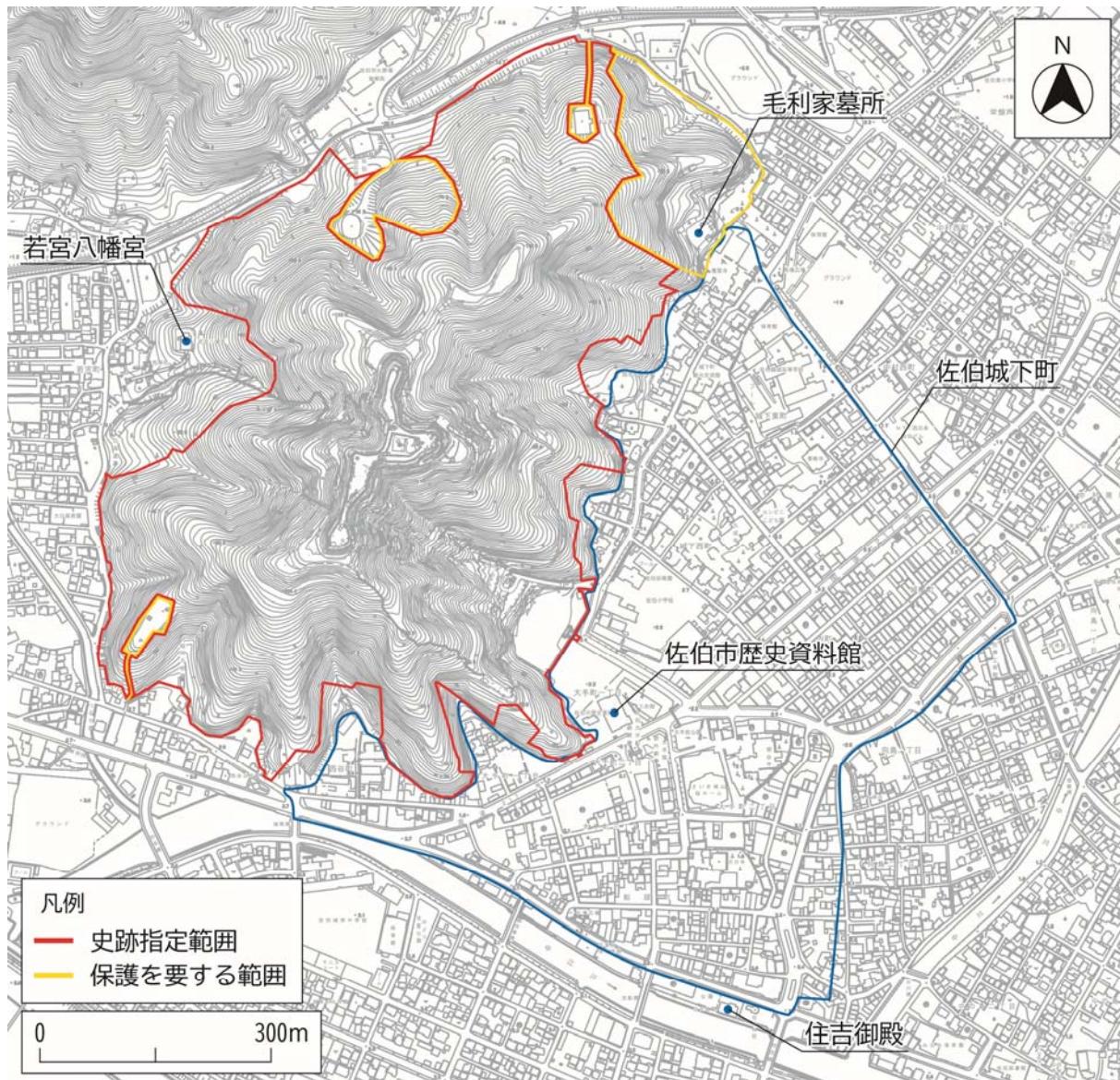


図1－6 計画対象範囲（修正後の史跡指定範囲を表示 ※詳細は例言を参照）

5－3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年（2026）4月1日から令和18年（2036）3月31日までの10年間とする。なお、計画期間内においても、保存管理や整備・活用の進捗状況、社会情勢等を考慮し、必要に応じて見直しを検討する。

第2章 佐伯市の概要

第1節 自然的環境

1－1 地勢

史跡佐伯城跡が所在する佐伯市は、大分県南東部に位置し、北は津久見市及び臼杵市、西は豊後大野市、南は宮崎県延岡市及び日之影町に接し、東は豊後水道・日向灘に面する。市境には急峻な山々が連なる山地が広がり、海岸部はリアス海岸で佐伯湾等の天然の良港を形成している。市域は総面積 903.14 km²と九州で最も広く、平成の合併前の旧市町村単位で上浦・弥生・本匠・宇目・直川・佐伯・鶴見・米水津・蒲江の9つの地区に区分される。

史跡佐伯城跡は佐伯地区の市街地に位置する城山に所在する。標高 144mの城山と標高 3 mに満たない低地に広がる市街地との比高差は約 140mを測り、城山の山頂からは東側に佐伯湾、豊後水道を経て四国まで、西側には標高 223.7mの梅牟礼山を含む山々を望むことができる。また、城山は市街地を東流し佐伯湾に注ぐ、延長 38km、流域面積 464 km²の一級河川である番匠川の河口付近にあり、南側は番匠川の分流である中江川に面する。

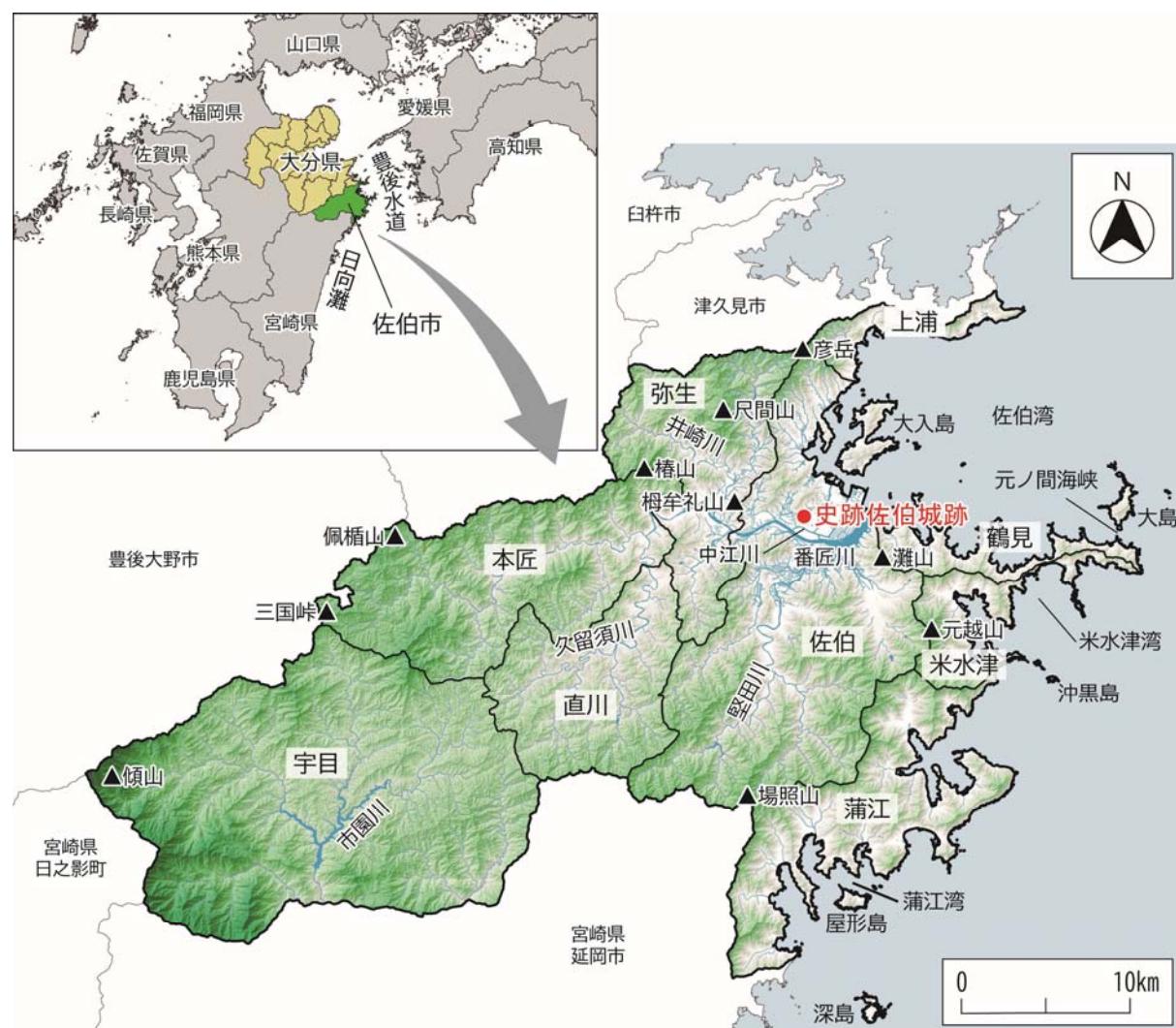


図2－1 史跡佐伯城跡の位置
(「基盤地図情報（基本項目・数値標高モデル）」を加工して作成)

1-2 地質

佐伯市の大半は地帯構造区分のうち四万十帯に属し、砂岩・泥岩の互層からなる地層が分布する。上浦地区から本匠地区にかけては秩父帯に属し、石灰岩層が分布する。また、宇目地区や直川地区の河川沿いの低地には、約9万年前の阿蘇山噴火時の火碎流により形成された凝灰岩層が点在する。

佐伯地区の市街地は四万十帯のなかでも佐伯亜帯に属し、地層の大部分が砂岩・頁岩の互層及び泥岩からなる。史跡佐伯城跡が所在する城山でも砂岩と泥岩の露頭を確認することができる。



城山で露出する岩盤

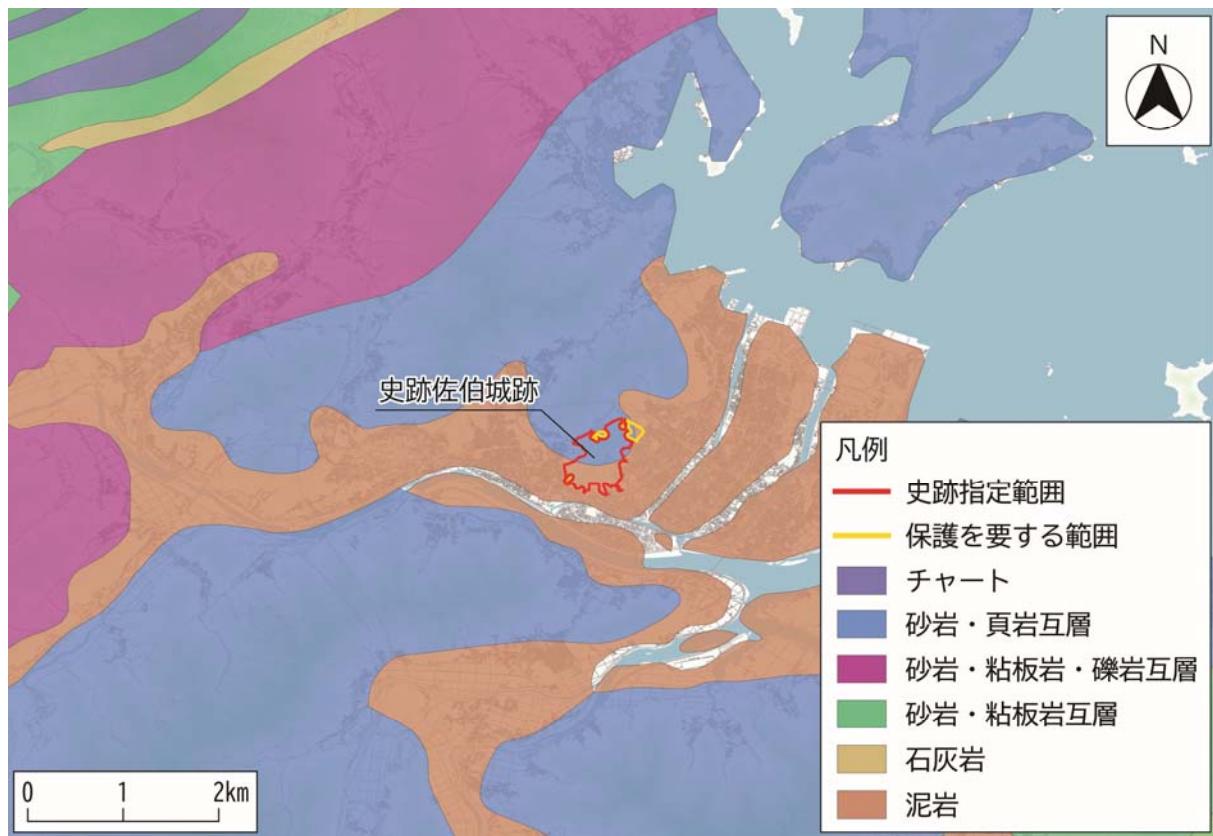


図2-2 史跡佐伯城跡周辺の地質
(「基盤地図情報 (基本項目・数値標高モデル)」
「20万分の1土地分類基本調査 (表層地質図) 大分」(国土交通省) を加工して作成)

1-3 気候

佐伯市域は温暖多雨な南海型気候に属すが、山間部（宇目地区一帯）・海岸部（蒲江地区一帯）・平野部（佐伯地区一帯）では異なる特徴を持つ。

年平均気温は16°C前後と温暖であるが、年間を通して変動幅が大きく、夏期には30°Cを超える。

冬期には氷点下まで下がる年もある。降水量は年平均 2,200mm から 2,400mm 前後で、梅雨期と台風が上陸する初秋を中心に降水量が多い。

海岸部は暖流である黒潮の影響により年間を通して暖かいが、山間部では冬季に積雪や降霜がみられる。史跡佐伯城跡が位置する平野部は、気温・降水量ともに佐伯市内で平均的な値を示し、積雪はほとんど無い。

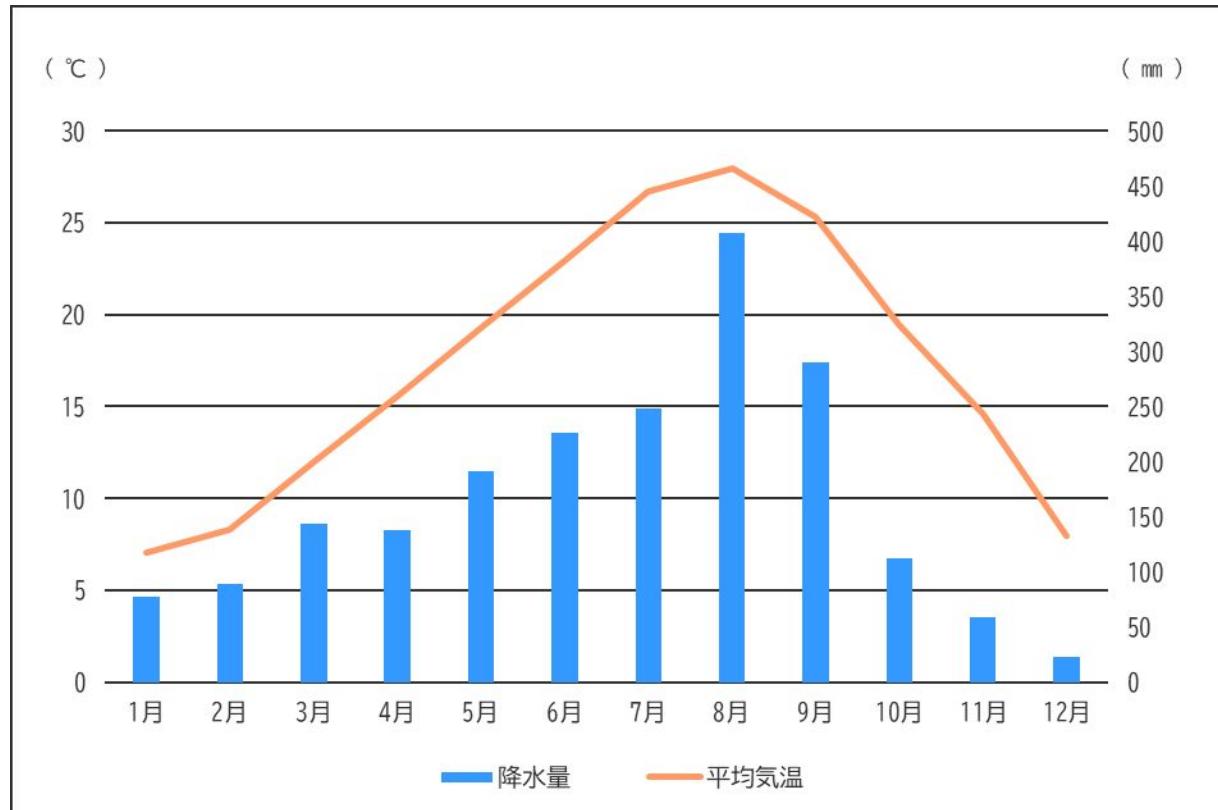


図2-3 佐伯市の平均気温・降水量（令和2年（2020）～令和6年（2024）平均）
(気象庁「過去の気象データ」(観測地点：佐伯) をもとに作成)

1-4 植生

佐伯市内の広域ではカシ・シイの林が広がり、各地区の社叢ではイチイガシやスダジイがみられる。なかでも佐伯・弥生地区には絶滅危惧種のハナガガシが生育しており、「堅田郷八幡社のハナガガシ林」が国、「八坂神社のハナガガシ林」が県の天然記念物に指定されている。海岸には亜熱帯系の植物が生育し、標高 600m付近には常緑広葉樹林、800m付近からは針葉樹林、1,000m付近からは落葉高木林が広がる。また、番匠川河口付近のハマボウ群落や中流域のセキショウモ、堅田川のヒメバイカモ、蒲江地区のクズモダマ（カマエカズラ）、沖黒島と米水津地区のビロウ、本匠地区のホウライクジャク等県内では他に見られない希少な植物も確認されている。

佐伯市内には人工林も広く分布し、比較的土壤条件の良い集落の周辺や谷部でスギ、乾燥した尾根や段々畑でヒノキ、一部地域でシイタケの原木となるクヌギやコナラが植栽されている。



図2-4 史跡佐伯城跡周辺の植生

(1/25,000 植生図「大分県」GISデータ（環境省生物多様性センター）を加工して作成)

史跡佐伯城跡ではツブライ群落が主体となるシイ・カシの照葉樹林が広がる。ツブライ群落は、ツブライが優占し下層にミミズバイ、シロダモ等が生育しており、樹木の胸高径は20~55cmである。その他、スギ・ヒノキ植林、コナラ群落、イロハモミジ、ソメイヨシノを主体とした植栽樹林群が広がり、石垣上部にはクスノキ、コナラを中心とした植栽樹林群が、三の丸にはシダレザクラが生育する。



ツブライ群落

1-5 動物

かたむき
佐伯市では、南部の傾山系に生息するカモシカ（ニホンカモシカ）（国指定特別天然記念物）や固有種であるソボサンショウウオ、蒲江・米水津地区の海岸を産卵地とするウミガメ類、沖黒島を集団繁殖地とするオオミズナギドリ等の希少な動物が確認されている。また、魚類も豊富で、番匠川水系の淡水域では30種、汽水域では55種、豊後水道・日向灘では816種が確認されている。その他、佐伯地



オオイタサンショウウオ（卵）

区にはノムラマシラグモ、カリウオニアリヅカムシ等の真洞穴性の動物が生息する。

史跡佐伯城跡が所在する城山にはシカ、イノシシ、アナグマ、タヌキ等が生息する。独歩碑の道沿いでは、大分県の準絶滅危惧種となっているムササビがよく見られ、平成22年（2010）から平成26年（2014）にかけて行われた調査では各回平均16頭が確認された。

さらに、雄池、雌池はオオイタサンショウウオの標準産地となっており、「佐伯城山のオオイタサンショウウオ」として大分県の天然記念物に指定されている。平成28年度の踏査時には雄池、雌池付近で42個の卵塊を確認した。

また、鳥類では森林性のエナガ、ヤマガラ、メジロ等が確認されているほか、シロハラやミヤマホオジロ、ジョウビタキ等の冬鳥の越冬場所にもなっている。



オオイタサンショウウオ（成体）

第2節 歴史的環境

2-1 佐伯城築城以前

佐伯市域で様相が明らかになっている最古の遺跡は、旧石器時代の終わりごろから縄文時代早期にかけて番匠川支流大越川沿いに営まれた森の木遺跡である。出土した隆帶文土器・押型文土器や姫島（姫島村）産の黒曜石からは瀬戸内・東九州一帯との交流があったことが示唆されている。弥生時代の遺跡は、河川下流の低地で下城遺跡や白潟遺跡（県指定史跡）等の水田と貝塚を伴う集落跡、山間部の台地上で水田耕作用の石器が出土しなかった源六原遺跡等がある。これらの遺跡の特徴から弥生時代の佐伯市域では農耕とともに狩猟・採集の比重も高かったことが分かる。古墳時代になると番匠川下流沿いの丘陵や河口の島に古墳が築かれ、番匠川河口一帯を支配した有力者が佐伯市域を治めていた。

奈良時代に編さんされた「豊後国風土記」から、8世紀の佐伯地区の海岸部は海部郡穂門郷の一部であり、人口が集中していたことが分かっている。一方、宇目地区辺りは大野郡三重郷の一部であり、豊後国と日向国を結ぶ官道沿いには駅家（小野駅）が置かれ、交通・流通拠点となっていた。

中世の佐伯地区には佐伯荘という荘園があり、豊後南部で勢力を誇った大神氏一族の佐伯氏が支配していた。鎌倉時代に作成された「豊後国図田帳」には、佐伯荘は海部郡831町のうち180町を占め、さらに本荘120町と堅田村60町に分かれていたとの記録がある。番匠川下流の沖積地には塩屋千軒と呼ばれる製塩を生業とする集落があったと伝わる。佐伯氏は本荘と堅田村の地頭を務め、後の南北朝時代には南朝方・北朝方の双方と関係を保ち、佐伯荘の支配を維持した。南北朝合一後は豊後の有力武士とともに室町将軍の小番衆となった。

16世紀前半には佐伯惟治が梅牟礼山に梅牟礼城（市指定史跡）を築き、城の東麓には家臣の屋敷や寺社、市場からなる城下町（古市）が形成された。佐伯氏の勢力は佐伯地区のみならず、蒲江地区や宇目地区の辺りにまで及んだ。大永7年（1527）に大友氏の侵攻を受け、惟治は梅牟礼城で抗戦の末に敗北し、日向（現在の宮崎県延岡市）へ逃亡する途上で自害した。道中には惟治を鎮魂する神社（富尾神社・鷦尾神社等）が点在しており、佐伯氏が広い勢力圏を持っていたことが分かる。惟治の死後も大友氏の執り成しにより佐伯氏は存続し、引き続き豊後南部を治めた。天正14年（1586）の島津氏による豊後侵攻の際には、防御のため郊外にも山城・砦が築かれ、堅田合戦では惟定が佐伯への侵攻を食い止めた。しかし、文禄2年（1593）の大友氏改易に伴い、惟定は伊予の藤堂氏に仕えることとなり、佐伯氏による統治が終わった。

大友氏の改易後、豊後は豊臣秀吉の直轄地となり、海部郡は垣見弥五郎（一直）と宮部法印（継潤）が代官として支配した。関ヶ原の戦いの後、慶長6年（1601）に海部郡南部の2万石が毛利高政に与えられ、佐伯藩が成立した。佐伯藩は豊後水道に面する浦方と平地の少ない山間部の農村を藩政の基盤とし、江戸時代の約260年間、12代にわたり毛利家により治められた。領域は宇目地区を除く現佐伯市域全域に現津久見市南部を加えた範囲であった。一方、宇目地区は大野郡宇目郷に属し、岡藩に組み込まれていた。



梅牟礼城跡（写真中央）



図2-5 佐伯藩の領域
(『佐伯市歴史資料館 常設展示案内』より引用)

2-2 佐伯城築城から廃城まで

毛利高政は番匠川河口の八幡山（現在の城山）に居城として佐伯城を築き、山麓に城下町を建設した。佐伯城は慶長7年（1602）から築城が開始され、4年後の慶長11年（1606）に完成した。完成当時は山頂の本丸・本丸外曲輪・二の丸・西出丸・北出丸と山麓の三の丸で構成され、本丸には三重の天守、二の丸には二重櫓5棟、平櫓1棟、櫓門4棟、冠木門8棟が備わっていたとされる。二の丸の建造物は元和3年（1617）の落雷により焼失し、17世紀のうちに天守も失われたと考えられる。寛永14年（1637）には三の丸で御殿の増築と櫓門の創建が行われ、曲輪の形状が現在の形に整えられたと考えられる。

城下町は、北西に八幡山、南は番匠川に囲まれた閉鎖的な地形であること、中世に佐伯氏が居城とした梅牟礼城よりも海岸に近く海上・河川交通に適した場所であることから、佐伯城の南東に位置する番匠川下流の沖積地（塩屋村）に建設された。佐伯城下の町割は武家地と町人地に二

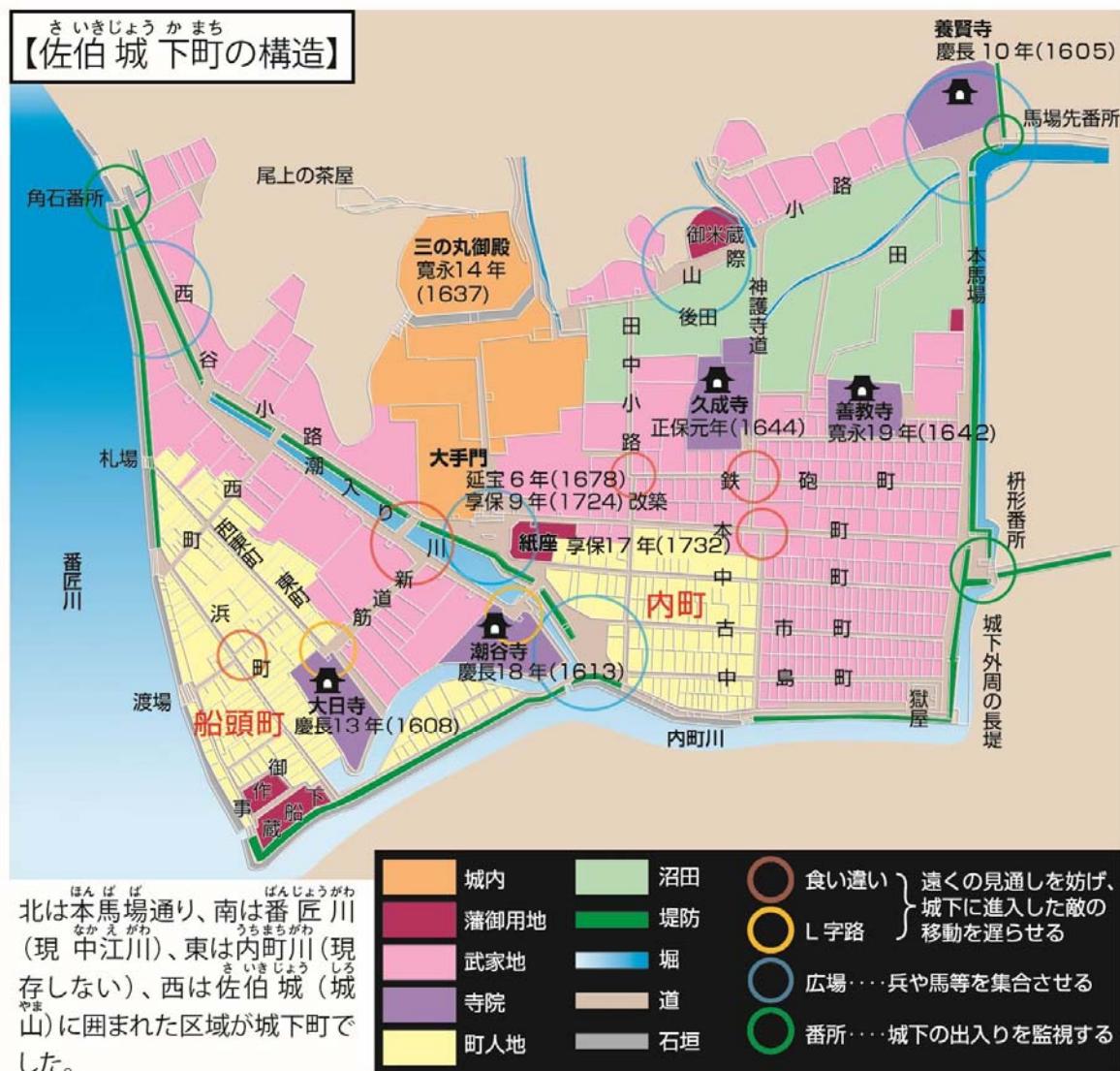


図2-6 佐伯城下町の構造
（『佐伯市歴史資料館 常設展示案内』より引用）

分され、町人地はさらに商人の住む内町と船頭・商人等が暮らす船頭町に分かれていた（両町）。いずれの町割も通りを挟んで向かい合う屋敷群が一つの町を構成する両側町の形態をとっており、現在も道路や地名にその名残がみられる。

城下町の整備が進む一方で、近世初頭の農村（在浦）は農民の逃亡等により荒廃し、労働力の確保と田畠の復興・開発に迫られていた。高政は佐伯に入部してすぐに藩経営の基礎とするため、村々に検地帳の提出を命じて各村の石高の把握に努めた。山林が多く耕作地が少ない農村では生産力を向上させるため、農繁期の作業方法や耕作地の取扱い等の農民と農地に関する施策を行った。また、豊後水道・日向灘の海産資源に恵まれた浦方についても藩の成立当初から重視しており、漁業の安定と漁民の定住化を図るため、漁業権に対する優遇措置や販売の自由等の振興策を打ち出した。さらに、漁場近くの森林（魚付き林）伐採を禁止することで水産資源の保護を図っていた。

佐伯藩の治世は、藩主家の異動がなく概ね安定していたが、2代高成から5代高久までは短命な藩主が続き不安定な時期であった。高成が急死した際、高政の弟である森吉安が高成の弟を擁立しようとして敗れ、佐伯藩内の分知2千石を幕府に返上する事件が起こった。後の4代高重には子がなく豊後森藩の久留島家から5代高久を迎えたが、高久にも子がなく同じく久留島家から高久の弟6代高慶を養子として迎えることとなった。

6代高慶は藩政の刷新を図り、佐伯城の修築や城下町の整備、産業の振興に力を入れたことから、佐伯藩中興の祖と称えられている。江戸中期には灌漑施設の建設や新田の開発により、米の生産量が向上したことに加え、綿・漆・楮・茶等の商品作物の栽培が盛んとなり藩財政を支えた。高慶の治世であった宝永4年（1707）10月には東海道沖から南海道沖を震源とした宝永地震が発生し、佐伯沿岸部にも巨大津波が押し寄せた。城下には7度も津波が押し寄せ、佐伯城内にまで到達したことから、佐伯藩は高台にある城内への立ち入りを許可し、家臣や町人に避難を命じた。その後、高慶は宝永6年（1709）から享保13年（1728）まで約20年かけて荒廃していた山頂の曲輪群、火事や地震等の災害で傷んだ佐伯城の大修築を実施した。さらに、城下町の外にある中村（現在の中村東町・中村西町・中村南町・中村北町）に土手を約2か月で築き、享保4年（1719）には城下町の外周全体を囲い込む土手を建設した。その後、安政元年（1854）の大地震で再び巨大津波に襲われたが、宝永地震の教訓と大土手により、被害の拡大を防ぐことができた。また、享保12年（1727）には三の丸南の尾根上に尾ノ上茶屋を設け、藩主らの涼み場として利用した。

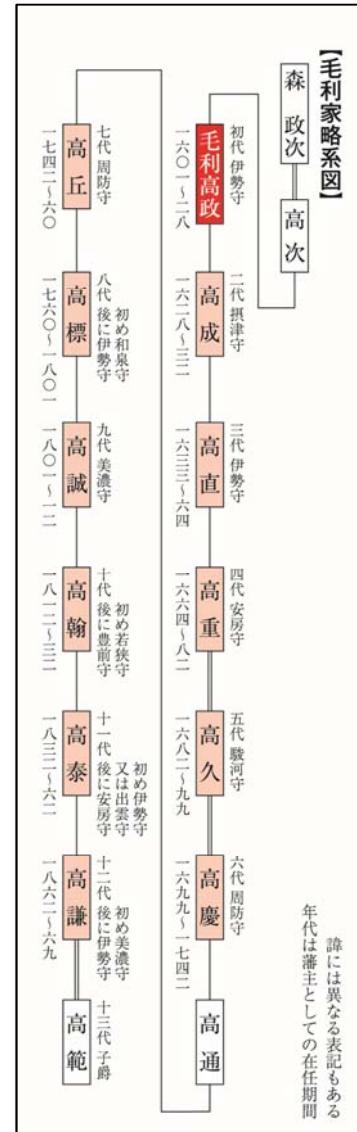


図2-7 毛利家略系図
(『佐伯市歴史資料館
常設展示案内』を編集)

たかすえ
8代高標は藩士の子弟教育にも注力した。安永6年(1777)には藩校「四教堂」を設立し、蔵書
の充実に努めるなど学問を奨励した。四教堂では、日田の広瀬淡窓を教えた松下筑陰や矢野默斎
等の優れた儒学者を教授とし、漢学・和学・医学・兵学等の授業が行われた。後に剣術の直心影流
の稽古場が造設され、文武に秀でた家臣を育成した。また、高標は三の丸に「佐伯文庫」を開設
し、本の内容を吟味したうえで8万巻(4万冊)に上る蔵書を収集した。文政10年(1827)に10
代高翰が幕府の命により佐伯文庫の中から特に貴重な中国書を約2万冊献上しており、現在、献
上された佐伯文庫は国立公文書館等に所蔵されている。

佐伯藩の成立当初から重要視されていた水産業は、18世紀に入ると網漁の技術が向上するとともに、特産物である干鰯という肥料の需要が増大して干鰯産業が発達した。19世紀には販売体制を整えて専売品とした干鰯は、大坂近郊等関西での木綿栽培に用いられるようになった。佐伯産の干鰯は非常に高い評価を受け、藩の財政を支える柱の一つとなった。

11代高泰の代からは幕末の動乱により緊迫した藩政が続き、12代高謙の代に明治維新を迎えた。その後、明治4年(1871)の廃藩置県で佐伯藩は佐伯県となり、佐伯城も廃城となった。

2-3 佐伯城廃城後から現代まで

明治維新後の佐伯城では、三の丸以外の建造物がすべて解体された。解体を免れた三の丸の御殿と櫓門は庁舎や公会堂として利用されることになった。後の大正13年(1924)には登山道が整備され、昭和4年(1929)には8代高標を祀る毛利神社が本丸に創建された。

明治初期には、政府が推進する中央集権国家を目指した政策に抵抗する反乱が全国で続発した。明治10年(1877)に勃発した西南戦争では九州全土が戦場となり、佐伯市域では、本匠・宇目・直川・蒲江地区の街道沿いの尾根には現在多くの台場跡が残る。西南戦争の間、佐伯市域の各地では西郷軍により金品・食料の提供や労働が強制される一方で、政府軍にも協力を求められるなどの大きな負担を強いられた。

明治政府により行政区が変更され、明治11年(1878)に海部郡は蒲戸崎を境に南北に分けられた。明治22年(1889)の町村制の施行により旧佐伯藩領は南海部郡1町23村、宇目は大野郡2村となり、現在の行政区割りの基礎が整備された。

明治26年(1893)10月には国木田独歩が鶴谷学館の教師として佐伯の地に赴任し、旧城下町に建つ坂本家住宅(市指定文化財)の2階に下宿した。学館で教鞭をとる傍ら、佐伯城跡や城山をはじめとした市内各地を精力的に散策したとされる。10か月余りの滞在であったが、佐伯の街並みは独歩にとって印象深く、後の文学活動で佐伯を舞台とした作品を複数執筆した。

近代化が進むなか、大正 5 年（1916）には日豊本線が佐伯駅まで開通した。同時に軍備の整備も行われ、豊後水道は国防上重要な位置にあったことから、大正時代には佐伯沿岸部にも陸軍により砲台が配備された。海軍も明治時代末期から佐伯湾で演習を行っており、昭和時代に入ると九州沿岸に建設する海軍航空隊基地の候補地に佐伯が挙がり、昭和 6 年（1931）に航空隊の設置が決定された。昭和 9 年（1934）には佐伯海軍航空隊が開隊し、次いで昭和 14 年（1939）には豊後水道を警備する佐伯防備隊が開隊した。こうした軍施設の設置をきっかけに上水道の敷設や道路改良等のインフラ整備が進み、佐伯町と周辺町村は大いに発展した。さらなる経済強化と行政区拡大のため、昭和 12 年（1937）と昭和 16 年（1941）に町村合併が行われ、昭和 16 年（1941）に旧佐伯市が誕生した。

昭和 16 年（1941）には真珠湾攻撃に向け、佐伯湾から連合艦隊機動部隊の一部が発進し、この攻撃を機に日本とアメリカが開戦した。戦局が悪化した昭和 20 年（1945）3 月以降、海軍基地が置かれた佐伯市域はたびたびアメリカ軍の空襲を受けた。空襲は軍事施設のみならず市街にも行われ、なかでも同年 4 月 26 日の空襲は中心市街地にも大きな被害をもたらし、多くの一般市民が犠牲となった。佐伯城跡の本丸に建てられた毛利神社もこの太平洋戦争での戦災により焼失した。

戦後は旧海軍跡地等の臨海部に港湾整備が図られ、化学や合板、造船、セメントといった基幹産業が進出し、大分県下でいち早く工業都市として発展した。佐伯城跡では昭和 43 年（1968）に尾ノ上茶屋跡を広場造成して翠明台が整備され、昭和 45 年（1970）には三の丸への旧佐伯文化会館（令和 2 年（2020）閉館、令和 4 年（2022）解体）の建設に伴い御殿が解体、玄関部分のみ船頭町へ移築された。平成 4 年（1992）からは城山のほぼ全域で都市公園としての運用が始まり、現在に至る。平成 17 年（2005）3 月には市町村合併により現在の佐伯市が誕生し、市役所の庁舎は旧佐伯市に置かれ、旧町村の役場は振興局として各地区を所管することとなった。



佐伯海軍航空隊庁舎

第3節 社会的環境

3-1 人口

佐伯市の人口は令和2年（2020）の国勢調査時点で66,851人、世帯数は28,716世帯となっている。佐伯市独自の推計では、令和22年（2040）には46,546人と5万人を割り、令和42年（2060）には29,889人まで減少する見込みとなっている。

年齢別にみると年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）は年々減少し、増加傾向にあった老人人口（65歳以上）も令和2年（2020）をピークに減少に転じる。総人口の大幅な減少が見込まれるなか、人口減少対策を講じ5.2万人を維持することを目指している。

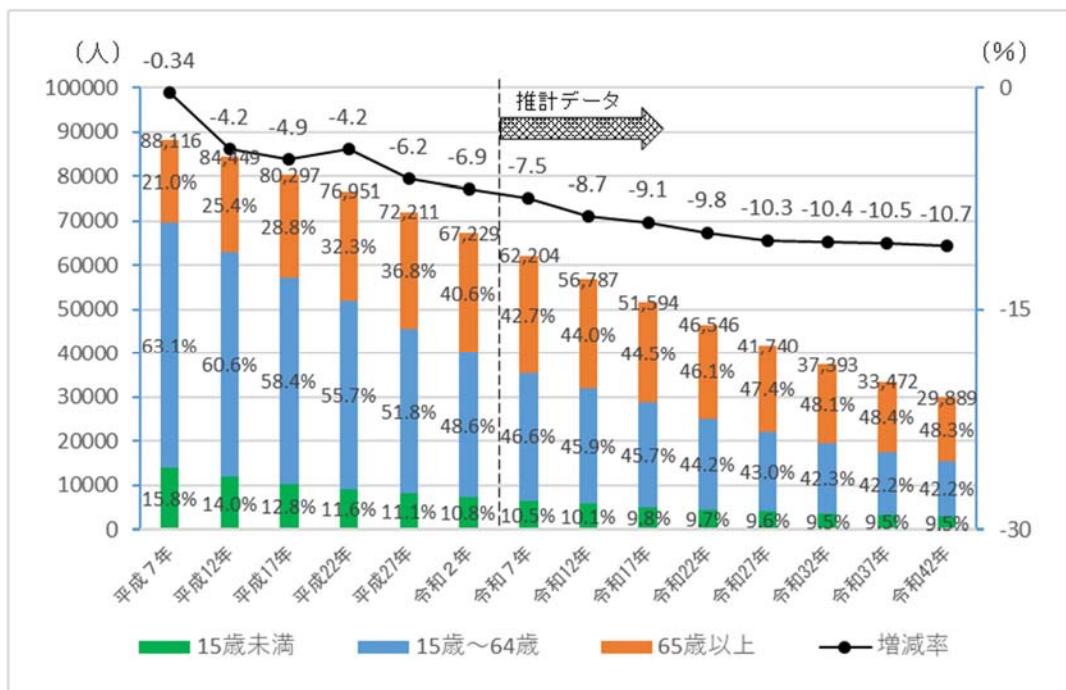


図2-8 佐伯市の人口推移
(『佐伯市文化財保存活用地域計画』より引用)

3-2 産業

佐伯市は自然豊かな環境により農林水産業が盛んである。

水産業は大分県内の水産業生産量の6.5割を占めており、江戸時代に佐伯藩の海産資源による利益が「佐伯の殿様 浦でもつ」と謳われたように、現在も漁船漁業、養殖業共に盛んである。特に、ブリやヒラメを中心とした県下養殖業のうち8割は佐伯市の生産である。水揚げされた魚介類は、「佐伯イリコ」に代表される干物や佐伯寿司等の特産品となっている。



佐伯産養殖ブリ（かぼすブリ）

農業は主要農作物として温暖な気候を利用した早期米や特別栽培米（減農薬栽培）の栽培を推進し、ブランド化を図っている。その他、本匠地区の釜炒り茶である「因尾茶」が有名である。

林業は佐伯市の面積の9割を占める森林のうち5割強が人工林であり、そのうち7割をスギが占める。佐伯市のスギは材質、形状が良く木材業界で高い人気を誇る。広葉樹の植林も行われており、クヌギ、ナラを原木としたシイタケの栽培も盛んである。

また、工業は豊後水道の要衝であることから造船や水産加工業等が発展している。さらに、メカトロニクスや業務用冷蔵庫、医療機器等の製造分野でも全国的に高いシェアを持つ内陸型の企業も立地し、佐伯市全体の製造品出荷額は900億円前後で推移している。

3-3 観光

佐伯市は温暖な気候と豊かな自然環境に加え、それらが育む優れた食材と加工食品等の観光資源が豊富である。令和5年度（2023）からは、佐伯市の豊かな山・川・海を基礎とした自然の循環を体験できる観光プログラムの造成や情報発信を通じて、100年後も人の営みで豊かな浦を残すための100の観光アクションを生み出すことを目的とした観光コンセプト「浦100」がスタートし、コロナ禍で減少した来訪者数、宿泊者数の回復に繋がっている。

表2-1 観光施設等来訪者数（数値は『さいきツーリズム戦略 2024-2028』より引用）

年度	令和1年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
来訪者数	116万人	116万人	114万人	120万人	126万人

表2-2 宿泊者数（数値は『さいきツーリズム戦略 2024-2028』より引用）

年度	令和1年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
宿泊者数 (外国人数)	136,309人 (3,988人)	104,244人 (1,745人)	115,653人 (1,442人)	144,497人 (690人)	160,117人 (2,506人)

佐伯城跡は平成29年（2017）に「続日本100名城」に選定されており城郭ファンの来訪者も多く、旅行会社が企画する「城をめぐるツアー」のコースにも設定されている。史跡佐伯城跡周辺は「歴史と文学の道（山際通り）」のように歴史的な風情を残す町並みとなっており、「佐伯市歴史資料館」や「城下町佐伯国木田独歩館」等の歴史文化施設も整備している。旧城下町では毎年3月下旬もしくは4月上旬の土日に「さいき桜まつり」が開催されており、大行列や舞踊隊のパレードは春の風物詩となっている。さらに、佐伯市では史跡佐伯城跡、城山、城下町等の文化資源を活用した観光が推進されている。



さいき桜まつり

進されており、サイクリングツーリズムの「佐伯まちポタコース」に設定されるなど、佐伯市の歴史に触れることができる観光拠点となっている。

3-4 交通

佐伯市域には、佐伯市と大分県の県庁所在地である大分市を結ぶ国道10号と国道217号、宇目地区を通り宮崎県延岡市に至る国道326号、蒲江地区から宮崎県を経由し熊本県に至る国道388号の4本の国道が走る。さらに、平成27年（2015）に佐伯市を南北に縦断する東九州自動車道が開通し、自動車が有効な移動手段となっている。

公共交通機関にはJR日豊本線と佐伯市が運営するコミュニティバスがある。鉄道はJR日豊本線が通り、佐伯市内には佐伯駅をはじめ9つの駅があり、各駅停車の普通列車と佐伯駅のみに停車する特急列車が運行している。コミュニティバスは佐伯地区を中心に16路線を運行しており、弥生・本匠、宇目、直川地区では7時から18時の間で事前の予約に応じて運行する区間がある。

また、佐伯港と大入島を結ぶ航路、佐伯港と大島を結ぶ航路、蒲江港から屋形島、深島を結ぶ航路があり、複数ある離島との唯一の交通機関となっている。

史跡佐伯城跡へのアクセスは自動車の場合、佐伯IC及び佐伯堅田ICから約15分で到着し、佐伯市歴史資料館の駐車場に駐車することができる。公共交通機関の場合はJR佐伯駅からコミュニティバスの大手前停留所まで約6分、下車後徒歩5分で登城口である三の丸櫓門に到着する。



図2-9 史跡佐伯城跡周辺の交通網

（「国土数値情報（道路、鉄道、港湾データ）」（国土交通省）を加工して作成）

3-5 関係法令等

史跡佐伯城跡に関する法規制等は以下のとおりである。

表2-3 関係法令等による規制等

根拠法令	区域等の名称	概要
文化財保護法	史跡	史跡指定範囲において、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は文化庁長官の許可を受ける必要がある。
	周知の埋蔵文化財包蔵地	城山のほぼ全域が埋蔵文化財包蔵地として登載されており、調査のための発掘や土木工事等の開発事業を行う場合は文化庁長官に事前の届出を行う必要がある。
大分県文化財保護条例	大分県指定有形文化財	三の丸櫓門が昭和51年(1976)3月30日に「佐伯城三ノ丸櫓門」として指定された。現状変更等の行為を行う場合は大分県教育委員会の許可が必要である。
	大分県指定天然記念物	雄池、雌池がオオイタサンショウウオの標準産地となっており、昭和41年(1966)3月22日に佐伯城山のオオイタサンショウウオとして指定された。現状変更等の行為を行う場合は大分県教育庁の許可が必要である。
都市計画法	第一種居住地域	三の丸が指定されており、建ぺい率、容積率、道路斜線・隣地斜線・日影に関する高さに制限がかけられている。
都市公園法 佐伯市都市公園条例	都市公園	城山の約44haの範囲が指定されており、竹木の伐採・たい積、指定場所以外への車両の乗り入れ・駐車等の行為が禁止されている。また、営利行為や催し等を行う場合は佐伯市長の許可が必要である。
景観法 佐伯市景観条例	景観形成重点地区	城山が指定されており、大規模な建造物、工作物の新設、大規模な土地の区画形質の変更を行う場合は事前協議の後、着手30日前までに佐伯市長に届出を行う必要がある。また、届出対象行為に限らず全ての行為において、景観形成基準が定められている。
大分県環境緑化条例	大分県指定緑化地域	城山が指定されており、伐採行為や土地の開墾等の土地形質の変更を行う場合は、大分県知事に事前の届出を行う必要がある。

根拠法令	区域等の名称	概要
森林法	風致保安林 保健保安林 土砂流出防備保安林	城山（北斜面の一部を除く）が指定されており、立木の伐採、損傷、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾等の土地の形質を変更する行為を行う場合は、大分県知事の許可を受ける必要がある。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	城山が指定されており、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う場合は、条件に応じて環境大臣または大分県知事の許可を受ける必要がある。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	城山（山裾部）が指定されており、居室を伴う建造物の構造が基準を満たすものとなっているかどうか建築主事に申請書を提出し確認を受ける必要がある。
	土砂災害警戒区域	三の丸が指定されており、土砂災害ハザードマップによる周知の徹底等が義務付けられている。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	城山南西の西谷区域が指定されており、急傾斜地崩壊防止施設以外の工作物等の新築・改良や掘削、盛土、伐採等の急傾斜地の崩壊を助長・誘発する恐れのある行為を行う場合は大分県知事の許可を受ける必要がある。

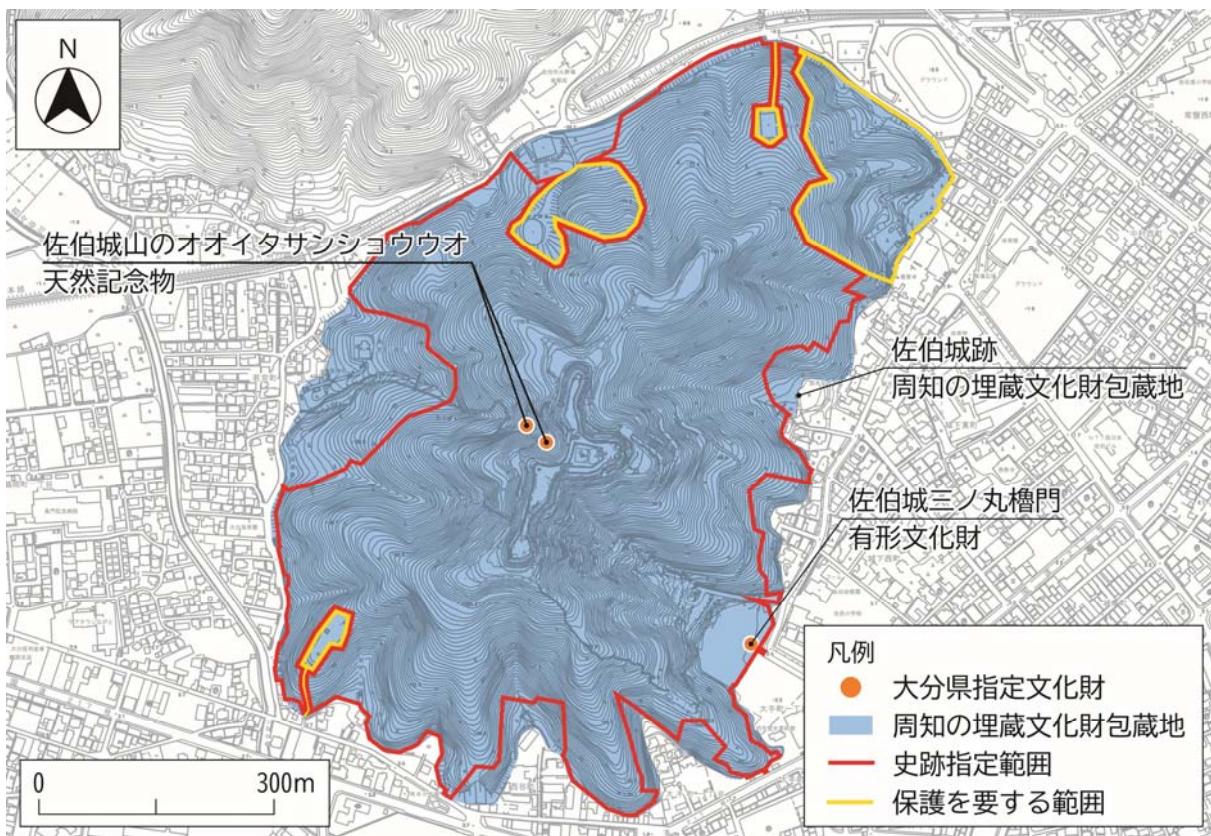


図 2-10 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲、大分県指定文化財の位置

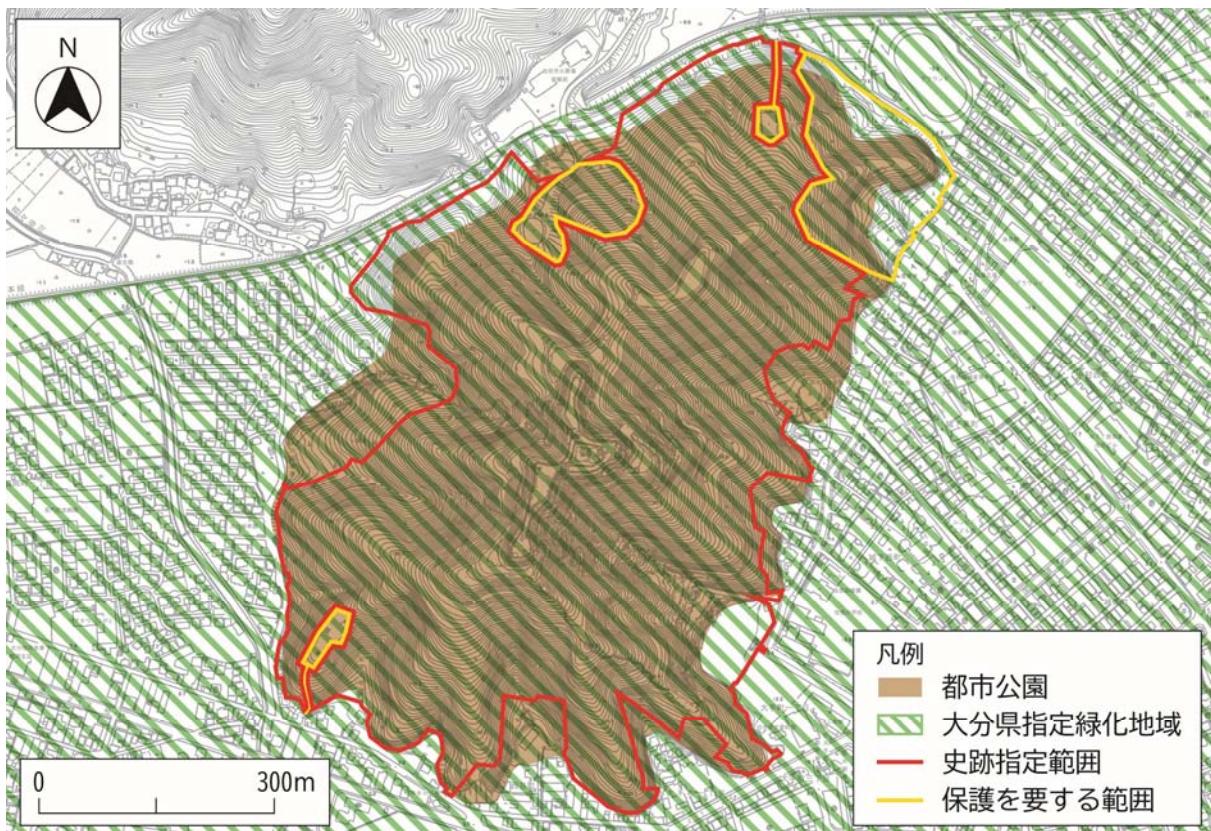


図 2-11 都市公園、大分県指定緑化地域の範囲

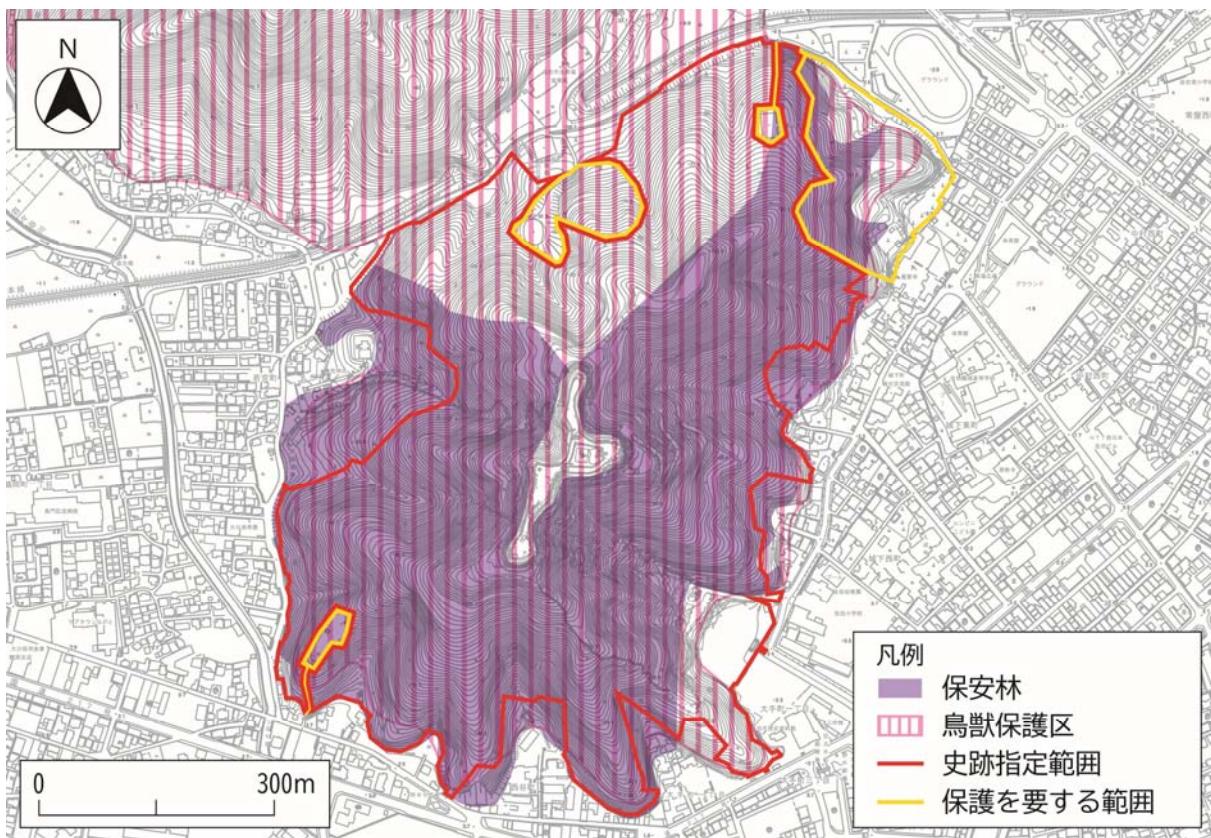


図2-12 保安林、鳥獣保護区の範囲

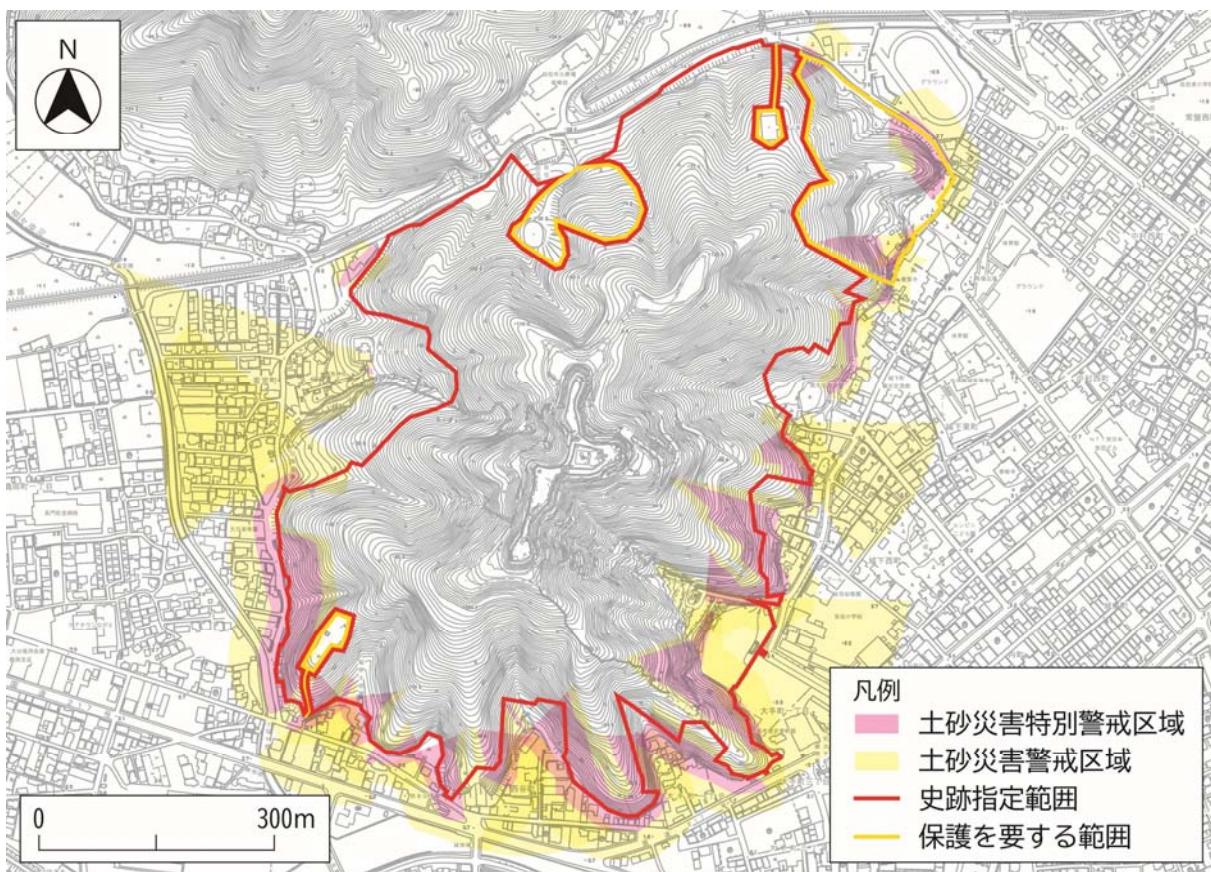


図2-13 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の範囲
(「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ）」(国土交通省) を加工して作成)

第4節 周辺の文化財

佐伯市内には令和6年（2024）5月現在、国指定6件、県指定38件、市指定220件、国登録4件、県選択1件の計269件の指定等文化財が所在する。さらに、令和5年（2023）の地域計画策定時に把握した未指定の歴史文化資源^{*1}は、有形文化財2,442件、民俗文化財2,394件、記念物325件の計5,161件に上る。

史跡指定範囲内には「佐伯城山のオオイタサンショウウオ」（県指定天然記念物）や「佐伯城三ノ丸櫓門」（県指定有形文化財）、周辺には「白潟遺跡」（県指定史跡）や「櫛描文壺形土器」（市指定有形文化財）、「旧坂本家住宅」（市指定有形文化財）、「毛利家御居間」（市指定有形文化財）、「三府御門」（市指定有形文化財）、「安井」（市指定史跡）、「中島子玉墓」（市指定史跡）といった指定文化財が所在する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地である佐伯城跡及び佐伯城下町が広がっている。佐伯市歴史資料館では県指定の「蔵骨器」や「常楽寺鰐口」、市指定の「矢野龍溪自筆書幅」や「御城下分見明細図絵」、「盛嶽文書」に加え、未指定の佐伯城跡出土遺物や佐伯城跡を詳細に描いた「御城并御城下絵図」、佐伯藩の家老が藩の歴史や重要事項を整理した「温故知新録」、旧藩主家から寄贈を受けた「佐伯藩政史料」等の史跡佐伯城跡に関する歴史資料を収蔵している。

地域計画では関連歴史文化資源群を設定し、「⑦佐伯の殿様浦でもつ 佐伯藩と毛利家」「⑧初代佐伯藩主 毛利高政」で佐伯藩に関する歴史文化資源を整理しており、史跡佐伯城跡が構成歴史文化資源となっている。この2件の関連歴史文化資源群の構成歴史文化資源は以下のとおりである。

表2－4 関連歴史文化資源群⑦⑧の構成歴史文化資源（『佐伯市文化財保存活用地域計画』より引用）

名称	分類	指定	関連歴史文化資源群
佐伯城三ノ丸櫓門	有形（建造物）	県指定	⑦
旧坂本家住宅	有形（建造物）	市指定	⑦
毛利家御居間	有形（建造物）	市指定	⑦
三府御門	有形（建造物）	市指定	⑦
標柱「是從東佐伯領」	有形（建造物）	市指定	⑦
毛利家墓所石塔群	有形（建造物）	未指定	⑦、⑧
御城下分見明細図絵	有形（古文書）	市指定	⑦
毛利高政書状	有形（古文書）	市指定	⑦、⑧
赤木村大庄屋の御用日記	有形（古文書）	市指定	⑦
楠本の庄屋古文書	有形（古文書）	市指定	⑦
温故知新録	有形（古文書）	未指定	⑦、⑧
御城并御城下絵図	有形（古文書）	未指定	⑦
高標書「山号額」	有形（書跡）	市指定	⑦
佐伯文庫	有形（典籍）	未指定	⑦

*1 地域計画において、文化財保護法で定義されている「文化財」に加え、その周囲にあって佐伯市民のアイデンティティを構成する多様な「もの」、「こと」等を幅広く「歴史文化資源」と定義している。

名称	分類	指定	関連歴史文化資源群
毛利家資料	有形（歴史資料）	未指定	⑦、⑧
佐伯藩政史料	有形（歴史資料）	未指定	⑦、⑧
佐伯城跡	史跡	国指定	⑦、⑧
佐伯城下町	史跡	未指定	⑦、⑧
船頭町の大楠	天然記念物	未指定	⑦

※文化財保護法による指定に関わらず地域計画での分類に準拠している。

これらの歴史文化資源のうち史跡佐伯城跡に深く関連する要素である佐伯城三ノ丸櫓門、住吉御殿（三の丸御殿玄関）、さらに佐伯城下町では安井、毛利家墓所、寺院（養賢寺、久成寺、善教寺、大日寺、潮谷寺）、神社（住吉神社、若宮八幡宮）を現在も見ることができる。また、佐伯城下町では、武家屋敷跡、馬場の土手・長堤跡等の遺構が確認されている。なお、若宮八幡宮は城山山頂で創祀されたが、佐伯城の築造に伴い慶長9年（1604）に現在の位置に遷座したとされる。

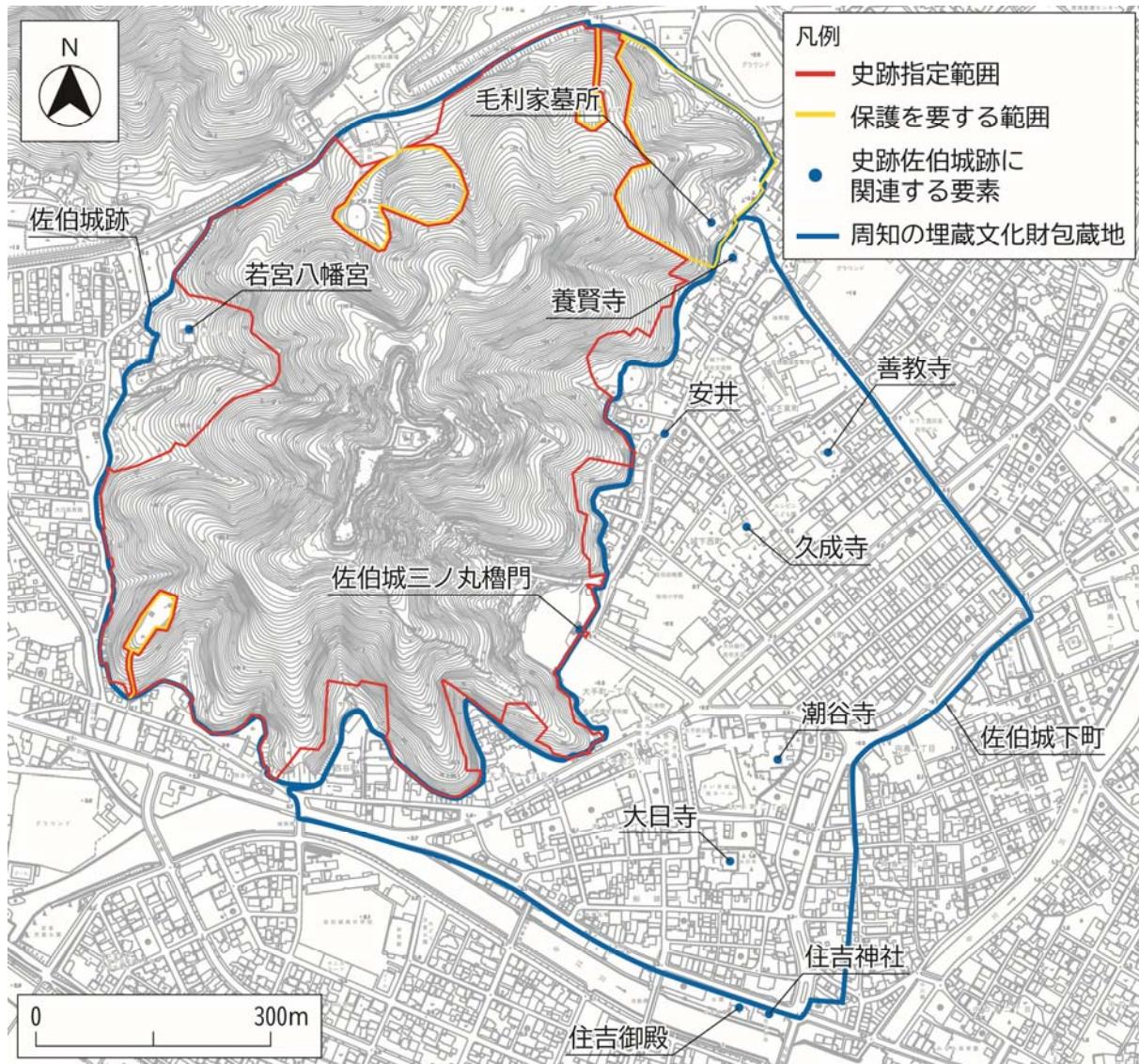


図2-14 史跡佐伯城跡に関する要素

第3章 佐伯城跡の概要

第1節 指定に至る経緯

佐伯城は明治6年（1873）の廃城令により、山頂の曲輪群にある建造物がすべて解体されたと考えられる。一方、三の丸の建造物は解体を免れ、御殿は庁舎や学校、公会堂等として利用され続けた。しかし、この過程で御殿は改築や解体が進み、昭和45年（1970）には旧佐伯文化会館の建設に伴い、最後まで残っていた玄関周辺部分についても解体が決定された。これに対し、郷土史研究者らを中心に保存を求める声が相次ぎ、玄関周辺部分を船頭町に移築し、集会所（通称「住吉御殿」）として利用することで決着した。

昭和40年代（1965～1974）後半から郷土史研究団体等により佐伯城跡に関する調査・研究が行われるようになり、佐伯市教育委員会においても昭和50年（1975）に旧藩主毛利家から寄贈を受けた藩政史料の整理、目録作成を行った。

昭和51年（1976）には、佐伯城内に唯一現存する建造物である三の丸櫓門が、「佐伯城三ノ丸櫓門」として大分県の有形文化財に指定された。

平成6年（1994）からは、佐伯藩家老の記録資料を整理した『佐伯藩史料 温故知新録』（令和7年（2025）時点で第13巻まで刊行）の編集・刊行事業を開始し、現在まで継続している。

しかし、史跡としては行政による本格的な調査は行われておらず、測量成果に基づく正確な平面図が無いことで学術機関や公園管理事業との連携に支障をきたしていた。そこで、研究・活用・維持管理のための基礎資料を得るために、平成21年度（2009）から平成25年度（2013）にかけて1次調査として測量調査を実施した。1次調査の成果を受け、佐伯市は令和元年（2019）に佐伯市文化財保護条例により、佐伯城跡を市の史跡に指定した。

1次調査では詳細な発掘調査等を実施しておらず、後の課題として残されていた。課題の1つであった石垣の現状把握を行うため、平成27年度（2015）から2次調査を開始した。調査の過程において、特殊な石垣や豊富な絵図・文献史料の存在が確認されたことから調査の内容を拡充し、石垣調査を主軸に文献史料調査と発掘調査（確認調査）を行う佐伯城跡の総合調査とした。

これらの調査・研究と並行して、平成28年度（2016）に『佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針』を定め、佐伯城跡の価値を適切に保存し、市民共有の財産として意識の高揚を図るために石垣清掃ボランティア事業を開始した。

このような状況のなか、同年9月の台風により雌池の遺構に被害が生じた。調査指導委員会の指導を受け、平成30年度（2018）から令和元年度（2019）にかけて被災箇所は復旧できたが、佐伯城跡の保護がさらに求められることとなった。

その後も継続していた2次調査について令和3年（2021）に『佐伯城跡総合調査報告書（総論編・資料編）』を刊行した。調査成果を基に国への意見具申を行い、文化審議会への諮問、文化審議会からの答申を経て佐伯城跡は令和5年（2023）3月20日付けで国指定の史跡となった。

第2節 指定に至るまでの調査成果

2-1 調査概要

佐伯市教育委員会は平成 21 年度（2009）から平成 25 年度（2013）にかけて佐伯城跡の研究・活用・維持管理のため、基礎情報の収集を目的とした 1 次調査、平成 27 年度（2015）から令和 3 年度（2021）にかけて佐伯城跡の総合調査として 2 次調査を実施した。1 次調査及び 2 次調査の概要は以下のとおりである。

表 3-1 1 次調査の概要

調査年度	概要
平成 21 年度（2009）	二の丸・西出丸の平面測量、山腹の踏査
平成 22 年度（2010）	本丸・北出丸の平面測量、山腹の踏査
平成 23 年度（2011）	雄池・雌池・若宮の道の北出丸から雌池までの平面測量、雄池・雌池周辺の 1/50 実測図を作成、山腹の踏査
平成 24 年度（2012）	三の丸・捨曲輪・登城の道の平面測量、各曲輪測量図と地形図の合成、佐伯城跡・城下町の空中写真撮影
平成 25 年度（2013）	調査成果の統合、報告書の作成

表 3-2 2 次調査の概要

調査年度	概要
平成 27 年度（2015）	三の丸櫓門左右・庭園部の石垣調査票の作成
平成 28 年度（2016）	天守台・本丸の石垣調査票の作成、雄池・雌池の清掃と 3D モデルの作成
平成 29 年度（2017）	二の丸北半・本丸北側・雌池前面の石垣調査票の作成、二の丸二重櫓下の石垣の 3D モデル作成、本丸外曲輪北斜面の石垣の清掃、雄池・雌池の確認調査
平成 30 年度（2018）	二の丸南半、西出丸、北出丸南半、雛壇状石垣の石垣調査票の作成
令和 元年度（2019）	北出丸北東部の石垣調査票の作成、雛壇状石垣の 3D モデルの作成、三の丸の確認調査、三の丸庭園の平面実測、雌池の復旧
令和 2 年度（2020）	北出丸北西部と北斜面・登城の道・西出丸南西斜面の石垣調査票の作成、二の丸・捨曲輪の確認調査、瓦の表面採集、絵図・文献史料の整理・調査
令和 3 年度（2021）	若宮の道・独歩の道・城山斜面部の石垣調査票の作成、表面採集・出土瓦の整理、文献史料の整理・調査、建造物の調査、総合調査報告書の作成

2-2 測量調査

平成 21 年度（2009）から平成 24 年度（2012）まで実施した測量調査は、佐伯城跡が所在する城山全体を対象に実施した。測量成果と元文 3 年（1738）作成の「御城并御城下絵図」をはじめとする近世の絵図類との比較から、現況の曲輪構造が近世の頃から大きな改変を受けていないことを確認した。

また、山頂部では曲輪の平面形状に横矢を掛けるための折れの組み合わせがほとんど見られず、鈍角を多用することで可能な限り本丸・二の丸の曲輪内面積を確保しようとする一方、廊下橋を経由する本丸への道筋を複雑・立体的にすることで防御機能を補完するという縄張の特徴を見出すことができた。さらに、城郭範囲について調査当初は山頂の本丸、本丸外曲輪、二の丸、北出丸、西出丸のみと考えていたが、過去には注目されていなかった捨曲輪も城郭の一部として位置付け、山頂の曲輪群だけでなく三の丸や城道、雄池・雌池を含めた城山全体と捉えることとした。

山腹の踏査では、登城の道で絵図に描かれた池と一致する池跡、独歩碑の道で近世の城道の一つに由来すると考えられる細道を発見した。登城の道とその他 3 本の道の一部区間は絵図に描かれた城道に一致することが確認でき、登城の道は最も正式な登城路、すなわち大手道であったと考えられる。各曲輪に残存する建物遺構の検討も行い、山頂の曲輪では絵図に描かれた塀や櫓、門といった建造物の石敷や基礎石列が残存していることを確認した。

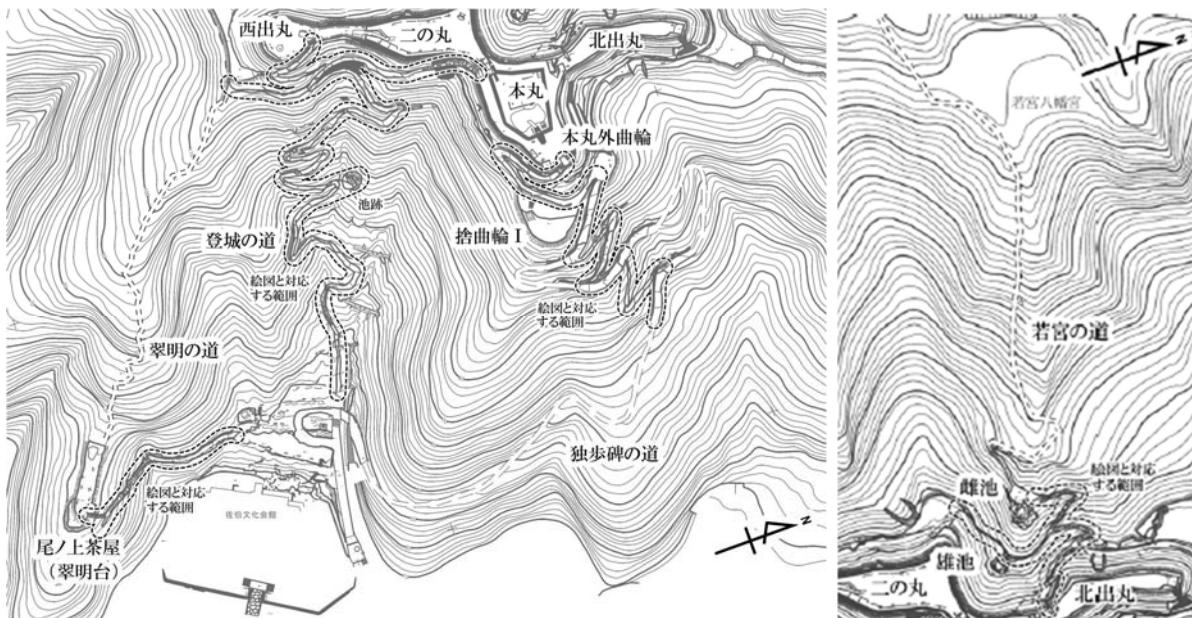


図 3-1 登城路の絵図と対応する範囲（『佐伯城跡総合調査報告書』より引用）

令和元年（2019）には、三の丸の御殿背面において測量調査を実施した。調査成果から、御殿背面に配置された池や巨石は、御殿から観賞する庭園の景石や枯滝の遺構であることが判明した。

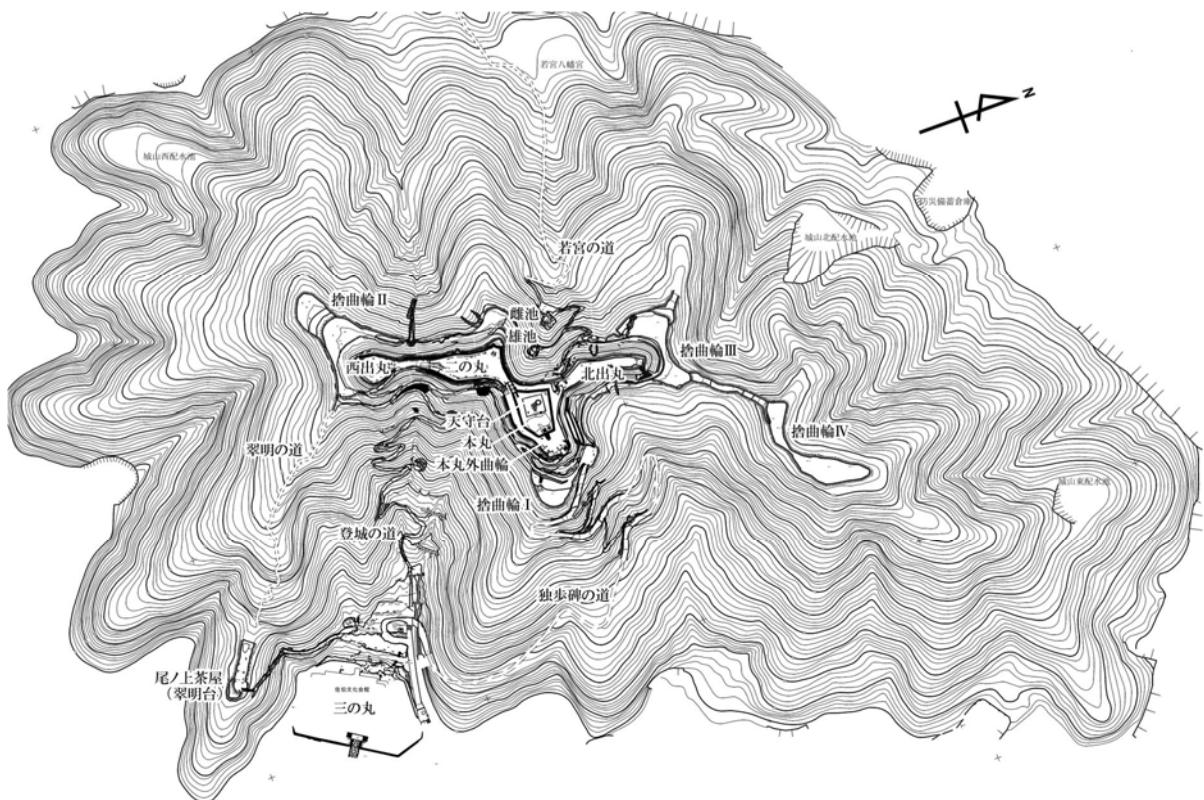


図3－2 佐伯城跡全体測量図（『佐伯城跡総合調査報告書』より引用）



図3－3 「御城并御城下絵図」（元文3年（1738）作成）（城郭範囲抜粋）

2-3 石垣調査

石垣調査は測量調査によって分布を把握した石垣の現状把握を目的として、平成27年度(2015)から令和3年度(2021)まで実施した。石垣の隅から隅までの間を1面と捉え、天守台5面、本丸10面、本丸外曲輪38面、二の丸30面、西出丸18面、北出丸21面、三の丸19面、雄池・雌池・城山斜面30面の合計171面の石垣を対象に、石垣調査票(石垣カルテ)を作成した。また、石垣の修理履歴の把握や特徴的な石垣について3Dモデルの作成も行った。

○本丸

天守台は絵図と同様の位置・形状で残っているが、築城時に天守が建っていた石垣であるかは不明である。北・西・南面は樹木の影響による孕みが生じている。平成17年(2005)に北面天端の一部が倒木により崩れ、修理作業が行われた。

東面は明和・安政の地震により崩壊し修理されており、昭和4年(1929)の毛利神社建設後には二重櫓跡に階段が設けられ、左右の石垣も基底部から積み替えられた。

西・北面は安政地震により崩壊し、修理されている。

南面は樹木の影響による孕みが生じている。廊下橋跡の石垣は左側角部が積み替えられ、上下で稜線の角度が異なる。



毛利神社全面の石垣
(昭和4~20年頃の写真)

○本丸外曲輪

東・南面は天端部近くの樹木の影響による孕みが生じ、南東側の石垣には樹根が天端部から基底部まで張り付いている。

西面は安政地震により孕みが生じた箇所で、積み替えられた目地が明瞭に残る。

南面は延享元年(1744)の風雨で崩れ、修理された。虎口の石垣は宝永地震により崩壊し修理されており、さらに後世に上部が積み替えられたと考えられる。

北面では明治初期製作の「御山城之図」等に描かれる排水口の床石が露出する。左側の石垣は享保19年(1734)の大雨により下部の斜面とともに崩れ、その後明和地震で孕みが生じ、2度修理されている。また、樹根が築石の隙間から飛び出し基底部まで張り付いている。虎口の石垣は本来の天端を失っており、隅角部は樹木の影響によるずれが生じている。

さらに、曲輪外の北斜面で離壇状の石垣を確認した。合



北西上方からみた離壇状石垣
(3Dモデル)

計4段のハバキ石垣（孕み等に対する補強のため、石垣を前面から覆うように築いた石垣）を一体の構造物として築いたもので、天端面にも石垣を敷き、隅部の平坦面はカーブを描くなど、通常の城郭石垣には見られない特徴を持つ。絵図・文献史料から、この雛壇状石垣は享保19年（1734）の大雨で崩壊した斜面を修理するため、翌年に安芸国江波（現在の広島県広島市）の石工（江波・恵葉と呼ばれることもあった）を招いて構築した擁壁遺構であることが判明した。

○二の丸

東面は石垣面から複数の樹木が生え、保存上の懸念がある。右側の石垣は岩盤の直上に築かれており、安政地震により崩れた箇所には積み替えの痕跡が残る。廊下橋跡の石垣はコンクリート橋の影響による孕みが生じている。本丸外曲輪に接続する階段部分の石垣は基底部を除き、後世に積み替えられた可能性が高い。

西面は安政地震で高さ二間・幅十間に渡り崩壊し修理されており、大きな積み替えの目地が残る。中央部には法面の孕み、築石の割れが多くみられる。

南面は安政地震により孕みが生じ、修理されている。虎口外側の石垣は法面の沈下と天端中央部の大型の樹木の影響による石材の突出が生じている。

北面の二重櫓下の石垣は、裾部に毛利高政の築造以前にあたる文禄期（1592～1596）の技術が用いられていることが判明し、史跡佐伯城跡で最古期の石垣であると位置付けられた。



二の丸二重櫓下の石垣

○西出丸

東面は階段左側に崩れと大型の樹木の影響による孕みと著しい石材の突出・ずれが生じている。

西面では明治初期の「御山城之図」で描かれる排水口を確認した。左側の石垣は宝永6年（1709）以前に修理が行われている。中央の石垣天端部には樹根による崩れが生じている。

南面は安政地震により孕みが生じ、積み替えた際のものと考えられる目地が残る。同地震により、二重櫓下では石垣を支える岩盤にまで被害が及んだため、曲輪形状の変更を伴う石垣の積み直しが行われたとみられる。なお、現状でも天端が斜面方向に傾くことから、地盤のズレが生じていると考えられる。

また、南東側斜面に築かれた石垣を確認した。表土に覆われており、複数の石垣に見えるが一面の可能性がある。



曲輪形状を変更した石垣

○北出丸

東面は中央部の石垣に樹木の影響による石材の割れが生じている。

西・北面は安政地震により孕みが生じ、積み替えられている。二重櫓跡の櫓台はクランク状に折れ曲がっており、修理の際に西出丸の石垣と同様に二重櫓の位置を曲輪内部に後退させて築き直した可能性がある。なお、天端部に段差があり、左右の隅角部の高さが異なっていることから、岩盤のズレが生じていると考えられる。北東側の斜面に築かれた石垣は、岩盤が突き出ていたため崩落防止のワイヤーネットで保護している。

○三の丸

東面では慶長期（1596～1615）の石垣が部分的に残存することが判明した。過去には三の丸は寛永14年（1637）の櫓門創建時に整備されたとの見解が一般的であったが、この成果により三の丸が毛利高政の築城当時から備わっていたことが明らかとなった。

櫓門下の石垣は天保3年（1832）以前のものと考えられる。櫓門左側の石垣は史跡佐伯城跡で最大規模である高さ約4m、長さ約50mを測る。中央部とやや左には、孕みが生じている箇所の下部を押さえるためのハバキ石垣があり、右の一部は天端部が1段高くなっていることから、平櫓の櫓台である可能性がある。積み替えられており、一部の目地にコンクリートが充填されている。全体的に孕みや石材の割れ、抜けが多く認められた。櫓門を支える石垣には築石の表面に貝殻が付着した痕跡があり、少なくとも一部の石材は海岸部から運ばれたと考えられる。櫓門右側の石垣は天端中央に生えるクスノキの根の影響による、積み替えの目地がある。

三の丸上段東側には土壙の痕跡が残り、球形状のハバキ石垣を確認した。このハバキ石垣で補修されている石垣には積み替えの目地があり、山頂へと向かう登城路脇の土壙が伸びていた可能性が示唆された。西側の石垣は天端部にわずかに土壙の痕跡が残り、著しい孕みと石材の突出が生じている。

○雄池・雌池

平成28年（2016）に雄池・雌池間の斜面が台風により崩壊し雌池の石垣が大きく崩壊したため、調査指導委員会の指導のもと令和元年度（2019）に復旧した。

この間、雄池の前面で新たに石垣を発見し、雄池・雌池には取水源だけでなく、排水の調整による治山や治水機能を持っていた可能性が示唆された。また、北西谷部の雄池上方の斜面でも石垣を確認し、雄池・雌池へ流れ込む雨水の流路保護を目的として築かれたと推定した。雨水が集中する流路となっており、中央部に大きな崩れ、下段部分に隙間や孕みが生じている。



新たに発見した雄池前面の石垣

○登山道・斜面

登城の道9合目の折れ部にある石垣の天端付近は後世に積み替えが行われており、目地を境に角度が異なっている。全体的に大小の樹木が生えており、石垣面に樹根が張っている部分も多く、保存上の懸念がある。右側の石垣は中程が沈下し、下部に孕みが生じている。

若宮の道の折れ部にある石垣は、天端部に崩れが生じている。また、道脇の斜面に築かれた石垣は、樹木の影響による著しいずれや石材の突出が生じており、一部は樹根が石垣の背後に入り込み築石を浮かせている。

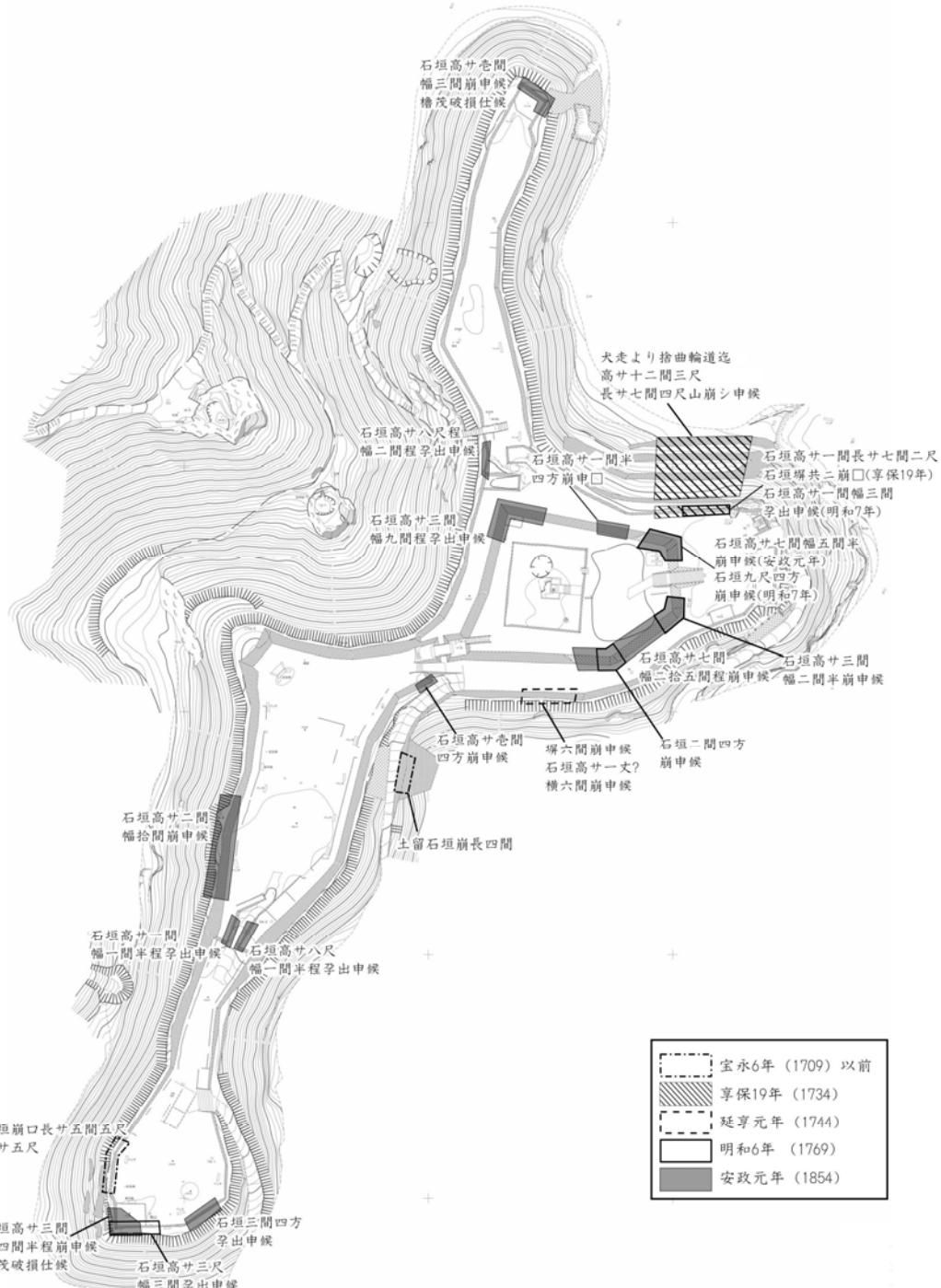


図3-4 石垣の修理履歴 (『佐伯城跡総合調査報告書』より引用)

2-4 絵図・文献史料調査

令和3年度（2021）に実施した絵図・文献調査では、過去の研究で把握した各史料の内容を網羅的に検討し、佐伯城の変遷を整理した。調査対象とした史料群は、文献史料3点、絵図史料25点、古写真20点である。

表3-3 史跡佐伯城跡に関する文献史料

文献史料	概要
温故知新錄	文政3年（1820）に編纂された藩政史料集である。佐伯藩家老を務めた関谷長熙が佐伯藩の公的記録類から重要事項を編さんしたもので、佐伯藩政をたどる基本資料に位置付けられる重要な史料である。
佐伯藩政史料	17世紀初頭の藩政初期から幕末までの記録がある佐伯藩政史料である。昭和50年（1975）に旧佐伯藩主・毛利家から佐伯市が寄贈を受けた。主に「御用日記」、「郡方町方御用日記」、「御仕置帳」等の一次史料で構成される。
佐伯新聞	大正2年（1913）から昭和13年（1938）まで刊行された地域新聞である。佐伯城跡を取りあげた記事からは近代における佐伯城跡の利用や、旧佐伯町民の意識等を窺うことができる。

表3-4 史跡佐伯城跡に関する絵図史料

絵図史料	作成時期	概要
[佐伯城修復願図] (個人蔵)	宝永6年 (1709)	宝永4年（1707）の地震で崩れた西出丸・登城道の石垣の修復を幕府に願い出るものである。
二之御丸惣地引之図	享保年間 (1716～1735)	宝永6年（1709）～享保13年（1728）の修理に際して作成されたもので、享保12年（1727）頃の作成と考えられる。
[佐伯城絵図] (個人蔵)	享保17年 (1732)	本丸外曲輪の東と北の斜面が崩れたことを報告するものである。
御城石垣塙破損絵図 (個人蔵)	享保19年 (1734)	風雨により本丸外曲輪北の石垣・塙・その下の斜面が崩れ、その修復を願い出るものである。
豊後国佐伯城塙石垣下 共ニ破損之絵図(個人蔵)	享保20年 (1735)	「御城石垣塙破損絵図」と同様の内容を描くものである。
御城并御城下絵図	元文3年 (1738)	佐伯城と城下町の全域を詳細に描くもので、曲輪内部の建造物の外観を描く唯一の絵図である。
豊後国佐伯城破損之覚 (個人蔵)	延享2年 (1745)	前年の風雨洪水により本丸外曲輪の石垣・塙に被害が出たため、修理を願い出たものである。
豊後国佐伯城破損之覚 (個人蔵)	明和7年 (1770)	前年の地震により本丸・本丸外曲輪・西出丸・三の丸の石垣に被害が生じたため、修理を願い出たものである。

絵図史料	作成時期	概要
御城内御絵図惣間取之図 (個人蔵)	天保5年 (1834)	三の丸の御殿奥向きの台所を普請した際のものである。
三御丸絵図面 (個人蔵)	天保5年か (1834)	「御城内御絵図惣間取之図」と同様の間取を描いたものである。
尾野上御茶屋之尾崎平地 絵図 (個人蔵)	嘉永2年 (1849)	享保12年(1727)に三の丸南西の尾根に設けられた尾ノ上茶屋の敷地平面図と考えられる。
豊後国佐伯城破損之覚 (個人蔵)	安政2年 (1855)	前年の地震により本丸・二の丸・西出丸・北出丸・三の丸で石垣や建造物にかなりの被害が生じ、その修理を願い出るものである。
御奥御建継 (個人蔵)	文久3年 (1863)	文久2年(1862)から翌年にかけて三の丸の御殿奥向きの建て継ぎを行った際のものである。
三御丸五歩壱間之図 (個人蔵)	明治初期	萬延元年(1860)に三の丸の御殿御広間等表向きを建て替え、文久2年(1862)から翌年にかけて奥向きの建て継ぎを行った後のものである。
佐伯城下地図 (個人蔵)	明治初期か	城下までを含む絵図で、「明治維新前文久ヨリ慶応年間」の記入がある。
県庁五歩壱間之図 (個人蔵)	明治4年 (1871)	三の丸の御殿が佐伯県庁舎に転用された時のものである。
豊後国佐伯城図 (個人蔵)	明治初期	陸軍による全国の城郭調査の一環で作成されたと考えられる『陸軍省城絵図』の一部である。
御山城之図 (個人蔵)	明治初期か	「豊後国佐伯城図」を下図としたものと考えられ、同一の形状で曲輪が描かれる。
鶴谷城之図	明治初期か	「御山城之図」とほぼ同様の曲輪や建造物を描いたものである。
佐伯藩時代屋敷図	大正4年 (1915)	聞き取り等を実施して明治4年(1871)頃の城下町の各屋敷等の様子を復元したものである。
毛利神社風地図	昭和2年 (1927)	佐伯市に保管されていた『毛利神社創立願一件』の付図である。
毛利神社風致図	昭和8年 (1933)	佐伯町から寄付された山頂の土地を神社の財産として登録する文書に添付されたものである。
御本丸二重御櫓三十歩 一之図 (個人蔵)	不明	本丸二重櫓の北側面を描くもので、櫓の左側は外観、右側は内部の柱を描く。
西御丸梁行三拾分一図 (個人蔵)	不明	西出丸の二重櫓西側面を描くもので、櫓の左側は外観、右側は内部の柱を描く。
御櫓拾歩一図 (個人蔵)	不明	二重櫓の内部を描くものであるが、場所は不明である。

※ [] のある絵図史料名は、原題が不明なため仮題を付したもの

○城郭構造に関する記録

築城時まで遡る史料は確認できなかったが、「温故知新録」の享保 11 年（1726）や享保年間（1716～35）の史料には、初代毛利高政による築城時には三重・南向きの天守や二重櫓 5 棟、平櫓 1 棟、櫓門 4 棟、冠木門 8 棟があつたこと、3 代高直の代から三の丸に居住したことなどが記されている。なお、三の丸については、石垣調査の結果から築城当初に曲輪が設けられたことは確かであるが、具体的な形状が分かることのない。絵図史料で最も古い宝永 6 年（1709）作成の「佐伯城修復願図」には、本丸に天守台のみが描かれており、17 世紀のうちには天守が失われたことが分かった。三の丸は現在と同様の形状に整備され、寛永 14 年（1637）築造の櫓門が描かれている。宝永以前の大掛かりな改修を示す記録が見られないことから、三の丸を除いて築城時から現在まで城郭構造に大きな変化はないと考えられる。

明治 4 年（1871）の廃城以降の佐伯城跡の様子は「佐伯新聞」や古写真から辿ることができる。明治 34 年（1901）には国有地となった城山と佐伯城跡が毛利家に払い下げられ、大正 13 年（1924）に近世の登城路を一部踏襲して登山道を開削したこと、昭和 4 年（1929）に天守台に毛利神社が創建されたことなどが分かる。また、明治以降に三の丸の御殿が徐々に解体される様子や本丸外曲輪と本丸をつなぐ階段が戦前に設けられたことも、これらの史料から判断することができる。

○修理に関する記録

18 世紀以降の史料群からは、城郭の修理に関するものを多数確認することができた。なかでも、6 代高慶による宝永 6 年（1709）から享保 13 年（1728）までの大修築に関する史料が豊富で、高慶の代までに山頂の曲輪群が荒廃していたこと、宝永 4 年（1707）に起きた大地震の復旧に合わせて天守以外が旧来の姿に修築されたことが明らかとなった。この約 20 年間に及ぶ大修築の成果は元文 3 年（1738）作成の「御城并御城下絵図」から確認することができる。幕府への願い出等には老中の秋元喬知と戸田忠真兄弟らの指導助言があり、諸手続きや佐伯藩の作業体制、工程管理等の記録が詳細に残る。修築の際には、練堀への変更や堀の内側への栗石の敷設が指示され、雨風や排水の対策が行われた。また、享保 16 年（1731）には捨曲輪が石材置き場に利用された記録が残り、不明確であった近世における捨曲輪の利用方法が一部判明した。

この大修築事業において、天守台で修理に関する諸儀式（斧始め等）、二の丸に建てられた居宅で正月行事等が執り行われていたことから、一般政務を行う三の丸と儀礼の場としての山頂といった使い分けがなされていた可能性が指摘できる。

その他比較的大きな修理として、享保 19 年（1734）の風雨による斜面崩壊からの復旧、延享元年（1744）の風雨洪水による被害からの復旧、明和 6 年（1769）の地震被害からの復旧、安政元年（1854）の地震被害からの復旧に関する記録を確認した。

延享の修理はこれまで石垣の修理のみ行われたと考えられていたが、二重櫓 5 棟すべてとその他の堀や櫓も含めた大掛かりな修理が行われていたことが判明した。また、修理で交換した物の発注方法や納品・検査・代金等の詳細な取引記録により、櫓に上げる 鮎 を府内駄原（現在の大分

市)の金屋利右衛門に発注したことや建造物の塗装に「ちゃん塗り(えごま油・松脂・桐油等を材料とする油性塗料)」を用いたこと、切畠村(現在の佐伯市弥生)の瓦師である七兵衛が焼いた瓦を使用したことなどが明らかとなった。

安政の地震による被害は甚大で、安政2年(1855)作成の「豊後国佐伯城破損之覚」からは本丸外曲輪を除くすべての曲輪で石垣と建造物に被害が生じたことが分かる。この修理の痕跡は、現在残っている石垣から観察できる。

こうした数々の修理を経た近世最後の山頂部の状況は、明治初期に陸軍の指示で作成された「豊後国佐伯城図」で確認することができる。

○三の丸に関する記録

三の丸の様相が具体的に描かれる史料は、元文3年(1738)作成の「御城并御城下絵図」及び天保5年(1834)作成の指図「御城内御絵図惣間取之図」がある。描かれる御殿の外形は大差なく、石垣や柱、屋根の修理が行われたことが確認できる。「御城内御絵図惣間取之図」には御殿内部の間取りが詳細に描かれ、三の丸櫓門から玄関までは石畳を敷き、玄関を含む右半分が広間や書院がある「表」にあたり、左半分が台所や用人たちの控室がある「奥」にあたることが分かる。萬延2年(1860)から文久2年(1862)には表の建て替えと奥の増築が行われており、明治初期作成の「三御丸五歩壱間之図」で増改築後の御殿を確認できる。

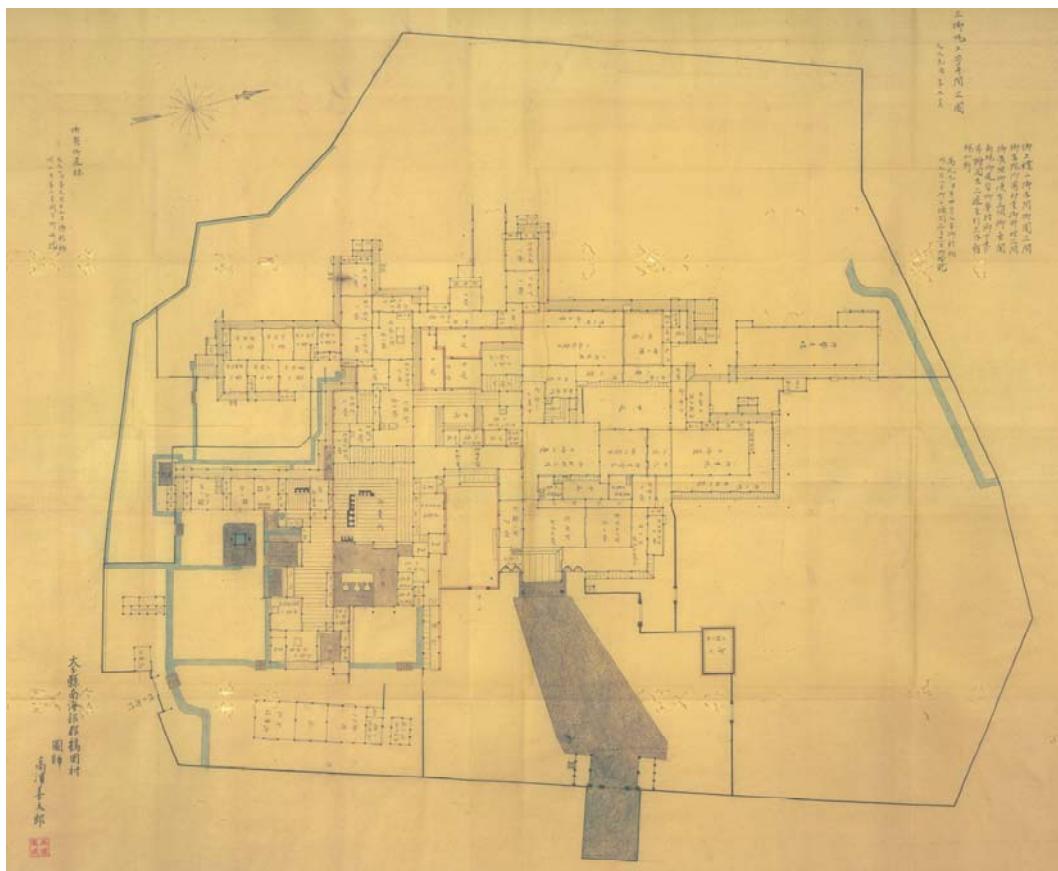


図3-5 「三御丸五歩壱間之図」

○佐伯藩の領民との関わりに関する記録

「佐伯藩政史料」には佐伯藩と領民との関係を知ることができる記録が多数残る。記録からは前述した修理事業にも領民の協力が求められており、城下町の領民は作業員として頻繁に動員され作業の次第や指示内容の口外を固く禁じられていたこと、海岸部や山間部の領民には石垣の石材や木材等の建築資材の調達や運搬が課せられていたことが分かった。また、享保 16 年（1731）には城下町の領民に対して、万一の出火や雷火に備え水籠や人員を配備することが定められており、佐伯城の維持管理体制にも領民が組み込まれていた。一方で、宝永から享保の修理時における城下町の酒屋からの酒の振る舞いの申し出や、延享の修理時の当初作業の割り当ての無かつた地域の領民からの労働力提供の申し出等からは、修理事業に対して領民たちが積極的に関わっていた様子を窺うことができる。

その他、宝永 4 年（1707）に大地震が発生した際には、地震後の津波の到来を予測し城下町に比べて高所にある城内を避難地として領民に開放したことが判明した。その後の明和 6 年（1769）の地震発生時にも、津波が来るまでは城内に入らないよう指示をしていることから、城内を開放する用意があったと考えられる。これは現代にも通じる災害対応として特筆すべき記録である。

2-5 建造物調査

令和 3 年度（2021）に実施した建造物調査は、現存する三の丸櫓門と三の丸御殿玄関及び遺構の残る建造物を対象とした。

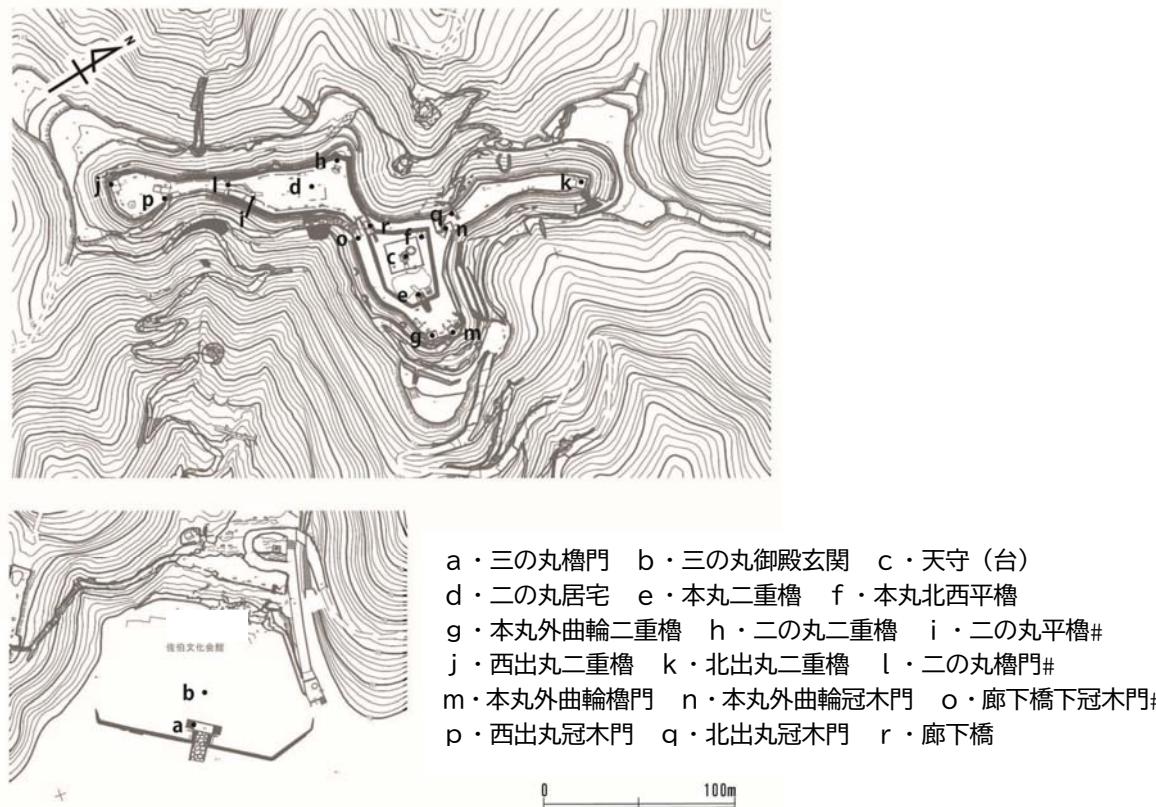


図 3-6 佐伯城における建造物の配置（『佐伯城跡総合調査報告書』より引用）

○三の丸櫓門（大分県指定有形文化財「佐伯城三ノ丸櫓門」 昭和51年（1976）指定）

建築年：寛永14年（1637）

構 造：入母屋造（桁行5間、梁間2間）、本瓦葺

概 要： 櫓内で発見された「三の丸櫓門修復記」により、享保11年（1726）と天保3年（1832）の2度建て替えが行われたことが判明した。

さらに、昭和50年（1975）には郷土研究者ら有志によって修復が行われた。この際、屋根の化粧木が野地板に、窓は障子戸からガラス戸に変更され、門の開口部には蹴放が追加された。

構造上の主な特徴は2点挙げられる。1点目は通常2本の親柱で建物全体を支えるが、内部の空間確保のために、親柱ではなく天井出梁や隅木等の横方向に支持する部材を多用している点である。2点目は通常土台となる石垣のすぐ上に平櫓を置くが、石垣上端より2石分石垣を積んだ上に平櫓を置いている点である。



三の丸櫓門



天井の出梁と隅木

○三の丸御殿玄関（住吉御殿の一部）

建築年：寛永14年（1637）か

構 造：式台、御広間、御使者之間、御槍之間、御番所、

御入側に該当する部分

概 要： 御殿は近世の間に増改築が繰り返されたが、最後の修復が記された明治初期作成の「三御丸五歩壱間之図」から、現存する建造物は萬延元年（1860）から文久元年（1861）に造営されたものと考えられる。まいらど 戸は戦前までは舞良戸であったが、昭和40年代（1965～1974）からガラス戸になり、現在までそのまま使用されている。

昭和45年（1970）には三の丸に残存していた御殿玄関が旧佐伯文化会館建設のため解体されることとなり、地元有志が船頭町へ移築した。移築の際、式台を除き屋根は瓦葺から銅板葺に、窓は障子からガラスに変更された。また、入口には両側の親柱をつなぐ蹴放が追加され、御入側の一部が



住吉御殿外観



住吉御殿内部

撤去されて底になった。このように、建具や一部の構造に変更が加えられたが、間取りに大きな変更はなく柱等の部材や釘隠し等はそのまま再利用されている。

○遺構の残る建造物

各曲輪に造られた櫓台はすべて石敷きとなっており、絵図や石敷きの寸法から四隅の柱が内側に傾斜する内転びであったことが分かった。石敷きの上には土台の横木を置き、その上に櫓を支える柱が建てられており、地震による倒壊を防ぐ技術が用いられていた。

二の丸については享保年間（1716～1735）作成の「二之御丸惣地引之図」により、建造物の配置と屋形の間取りや一部の室内意匠が判明した。二の丸二重櫓や平櫓は曲輪の石垣天端から外側に張り出して描かれており、懸造りであったことを示している。享保17年（1732）作成の「佐伯城絵図」からは、懸造りが北出丸二重櫓でも採用されていたことが分かる。また、二の丸櫓門跡には開口部の親柱の礎石が残っており、絵図での位置と対照することができる。

天守については17世紀のうちに失われて以来、具体像は不明である。一方、本丸と二の丸を連結する廊下橋は幕末までに何度か建て替えられていることから、天守を失った佐伯城において本丸及び天守台が城の中心であることを視覚的に示す機能を果たしたと考えられる。

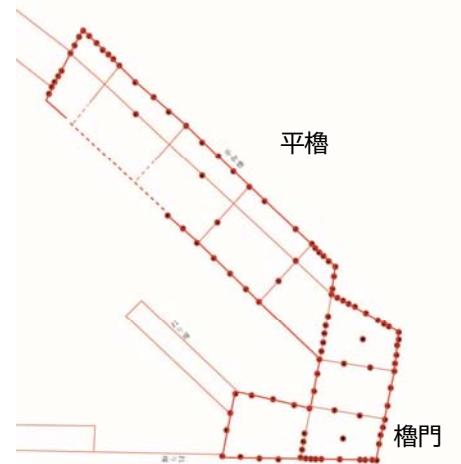


図3-7 「二之御丸惣地引之図」に
描かれた二の丸平櫓と櫓門
(『佐伯城跡総合調査報告書』より引用)



櫓門跡に残る礎石

2-6 発掘調査（確認調査）

発掘調査は、平成29年度（2017）に平成28年（2016）の台風で被害を受けた雌池の状況確認と復旧作業中に雄池付近で発見された石垣の構造確認、令和元年度（2019）に三の丸、令和2年度（2020）に二の丸と北出丸下の捨曲輪を対象に遺構の残存状況の確認調査を実施した。発掘調査の履歴は次頁のとおりである。

表3-5 史跡佐伯城跡の発掘調査履歴

場所	年度	調査成果
雄池	平成 29 年度 (2017)	・雄池前面の土手が人工盛土であることを確認した。 ・新発見の石垣背面の地中に目の粗い砂利層を発見した。
雌池	平成 29 年度 (2017)	・雌池奥の石垣は岩盤を削って段を作り、築石と栗石を積んでいることを確認した。
三の丸	令和元年度 (2019)	・御殿の「御祝ノ間」奥の便所にあたる位置で近世整地層と御殿先端の礎石 1 基を確認した。 ・「御稽古場」付近で山側からの流れ込みと見られる土砂から古銭（寛永通宝）や少量の瓦片が出土した。
二の丸	令和 2 年度 (2020)	・居宅玄関にあたる位置で式台の基礎と考えられる石列群を検出した。 ・曲輪の縁辺部に石敷きがあることを確認した。 ・居宅の屋根に葺かれていたと思われる瓦が多量に出土し、整地層中と石列付近の軒平瓦では意匠の異なることを確認した。
捨曲輪	令和 2 年度 (2020)	・岩盤風下層を縁辺部に寄せ、叩き締めて形成された整地層を確認した。

併せて、上記の調査で出土した瓦や過去に表採した瓦の分類を行った。軒平瓦は、瓦当文様から①17世紀中葉～18世紀初頭製作の「江戸系軒平瓦」、②17世紀後半以降製作の「大坂系軒平瓦」、③19世紀頃製作の「細系軒平瓦」（細は現在の大分市佐賀間にあたる）、④その他の4タイプに大別できた。軒丸瓦は瓦当文様からA類（I～IVに細別）とB類に大別したが、陶磁器の出土が極めて乏しかったため、時期の特定はできなかった。収集した瓦のなかで最も数が多い大坂系軒平瓦は、宝永4年（1709）から享保13年（1728）にかけての大改修、または延享4年（1747）から始まる修理と時期が重なつており、これらの事業で用いられた可能性が高い。



図3-8 軒平瓦の分類（『佐伯城跡総合調査報告書』より引用）

第3節 指定後の調査

令和4年（2022）に三の丸の御殿跡地に建設されていた旧佐伯文化会館が、施設の老朽化により基礎を残して解体された。解体後の跡地の利活用について、多くの市民から注目されており、三の丸の具体的な保存・活用に関する検討が必要となつた。建設時には発掘調査が行われていなかったため、佐伯市教育委員会は、令和6年度（2024）に旧佐伯文化会館跡地にて、三の丸の御殿遺構の遺存状況等の把握を目的として発掘調査（確認調査）を実施した。調査においては、江戸時代末頃の三の丸御殿を描いた「三御丸五歩壱間之図」と現況測量図を重ね合わせ、旧佐伯文化会館の内側と外側に調査箇所を2箇所（トレンチ1・2）設定した。

両調査箇所で江戸時代の三の丸御殿の遺構を確認し、旧佐伯文化会館基礎の外部側では往時の地表面を含めた遺構が良好な状態で残っている可能性が示唆された。調査箇所ごとの概要と成果は下記のとおりである。

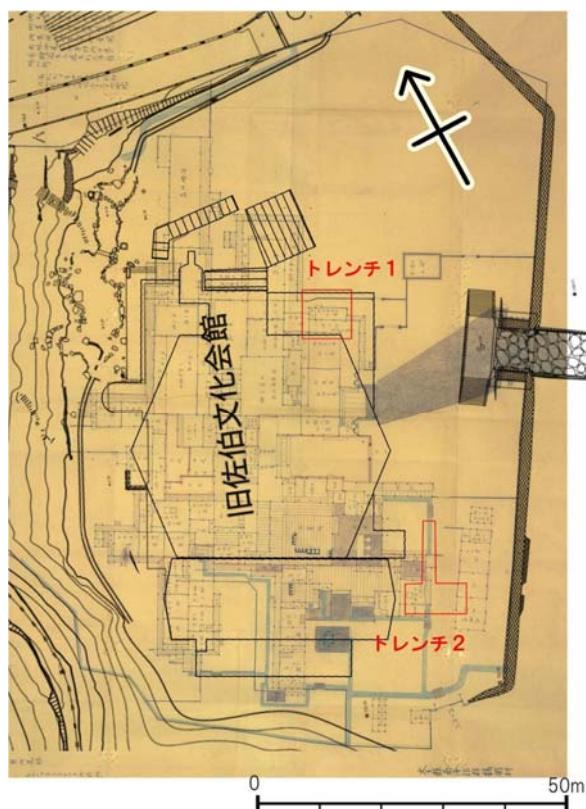


図3-9 トレンチ1・2位置

表3-6 令和6年度（2024）三の丸発掘調査の概要と成果

調査箇所	トレンチ1	トレンチ2
規模	8m × 8m	5m × 10m, 2m × 10m (追加調査)
該当する 御殿の範囲	御使者之間、御入側、御裕筆部屋	奥向き出入口周辺にあった受払所と隣接する物置・土間、それらを囲む水路
調査成果	旧佐伯文化会館地中梁の内側に住吉御殿の柱間隔と同じ約2m間隔で礫の集中を3基検出した。これらの礫の集中は、絵図に描かれる柱の位置とも概ね一致することから、御入側もしくは御裕筆部屋における礫石の根固めと考えられる。	北西側は掘削や埋設管の敷設により壊されていたものの、旧佐伯文化会館建設時の盛土下から2列に並行した直線状の石垣を検出した。この石垣は、絵図に描かれる水路の位置と一致し、内部や周辺の整地層から18世紀後半～19世紀頃の陶磁器片が少量だが出土したことから、御殿を囲む水路であると考えられる。



トレンチ1検出状況



礫集中部の断面



トレンチ2検出状況



水路と考えられる石垣

第4節 指定の状況

4-1 指定状況

指定の状況は以下のとおりである。

名 称：佐伯城跡

種 別：史跡

所 在 地：大分県佐伯市字城山ほか

指 定 面 積：431,077.87 m² (指定後の土地購入に伴う面積の更正あり。指定当初：430,297.62 m²)

指 定 基 準：二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指 定 年 月 日：令和5年（2023）年3月20日

指 定 管理 団体：佐伯市

指 定 説 明 文：

佐伯城跡は、大分県南部を東流する番匠川河口付近にある東西約900m、南北約1kmに広がる標高144mの山塊・八幡山に築かれた近世城郭跡である。^{はちまんやま} 山頂からは豊後水道や遠く四国を望むことができ、海上の動向を観認できる要衝^{ようしょう} の地に築かれた。地元では「鶴屋城」や「鶴ヶ城」と呼ばれ親しまれている。

慶長6年（1601）に豊後国佐伯に入部した毛利高政により、翌7年から築城開始され^{もうり たかまさ} 11年に完成したと伝わる。以来、明治維新に至るまで毛利家12代の居城、佐伯藩二万石の藩庁とし

て存続した。大分県指定有形文化財である三の丸櫓門と、市内に一部移築された三の丸御殿玄関以外の建物は、明治に入り破却されているが、曲輪等の城郭構造は残っており、文書や絵図による修理履歴から、これらは築城当時の姿をほぼ残したまま現在に至っていることが分かる。

城郭構造は、山頂部に本丸や二の丸等を、山麓に藩主が居住する御殿をもつ三の丸を配置しており、中世の山城・城館と同様である。山頂部の曲輪は土塁を築くことなく、平坦地を造り出し、いずれの斜面にも高石垣を築く。最高所に本丸を配置し、本丸外曲輪が囲繞する。本丸の南に二の丸、その先に虎口を設けて西出丸を配置し、本丸外曲輪から北へは食い違いの虎口を経て北出丸を置く。さらに3方向の尾根筋を開き、「捨曲輪」と呼ばれる平坦部を4か所造る。山麓の三の丸からは登城路が山頂部へ続き、石垣や石畳が残っている。主となる登城路は二の丸下の東側で2つに分かれ、西出丸に取りつくルートと、二の丸裾より本丸外曲輪に取りつき、180度反転し二の丸へ登るルートが残存する。二の丸からは廊下橋により本丸に続く立体的構造であったことが基礎部分である石垣から分かる。佐伯城全体を描いた元文3年（1738）制作の「御城并御城下絵図」では、後者の登城路には本丸外曲輪への入口、そして二の丸への入口にそれぞれ冠木門が描かれており、登城の要衝となっていた。

本丸には天守台の石垣が残る。文政3年（1820）に編纂された藩政史料集『温故知新録』に収められている「佐伯拝領後高政公等事跡并召出家臣履歴等覚」には「天守三重南向」と記され、最初期の天守の様子を記している。現存の天守台は、絵図に描かれたものと形状は一致するが、昭和4年（1929）に天守跡へ置かれた毛利神社の建築により改変を受けている。二の丸中央部には屋形が、また曲輪の周囲には廊下塀や懸造の櫓が存在したことが、享保年間（1716～36）に制作された「二之御丸惣地引之図」より分かる。佐伯市教育委員会による発掘調査では、江戸時代中期の屋形玄関付近の石敷と、曲輪周囲の塀の石敷が確認され、絵図と同様の建物があったと推定される。二の丸屋形は、正月行事などを催行する儀式の場所として用いられ、江戸時代を通じてその機能が維持された。山麓の三の丸には藩主の居住空間である御殿が築造された。現存する三の丸櫓門は天保3年（1832）の修造であるが、当初の櫓門は寛永14年（1637）に建てられたと記録されている。三の丸御殿も同時期に造営されたと推定される。三の丸御殿跡地には佐伯文化会館が建設されたが、現在、閉館し解体されている。三の丸御殿の西方、斜面を背景にした範囲からは、庭園と思われる遺構が発掘調査により検出されている。

佐伯城跡に残る石垣等の遺構や豊富に残る古文書や絵図からは、石垣等の補修履歴が判明する。本丸外曲輪北側には、4段に積まれ天端部分にも石積を施工する雛壇状の石垣が築かれているが、これは享保19年に崩落した本丸北側の斜面を保護するため、翌20年に、石垣の孕みを抑えるよう外側に補強として築く、はばき石垣の技術を用いて築石で固めたものであり、「郡方町方御用日記」によれば、安芸国江波（現・広島県広島市江波）の石工4名を指導者として招聘して普請したことが分かる。このような石垣を用いた山体保護や災害後の石垣修理の際の記録が残っており、享保9年には伊予国西条藩黒島からの石工4名を招聘し、また後に明和7年（1770）には、備前から移り住んだものを普請に登用するなど、他所の技術を用いながら山

体全体の保護を図ってきたことが知られる。また、八幡山北側の最大の谷部に造られた雄池と雌池の2つの池は、岩盤を穿鑿し、背面に土留めとしての石垣を積んでいる。山城の貯水源の役割を果たすとともに、山中の雨水や地下水を外へ出して山体を保護するための排水・調整施設とも考えられる。

なお、二の丸二重櫓下の石垣の下部角石には、重箱積と算木積の石積が混然としており、算木積技法が主となる慶長年間（1596～1615）以前、すなわち毛利高政の築城以前の豊臣政権期に、佐伯城に先行する施設が存在した可能性も指摘されている。

このように佐伯城跡は、豊後水道の要衝に立地し、中世山城の構造をもちながら高石垣等の近世築城技術を融合した城郭であり、江戸時代を通じて、藩主毛利氏が山城としての性格をもつ山頂部の曲輪を維持し、それらを含めた山体を保護してきたことが、現地の遺構と絵図や記録類といった資料から判明する希有な近世城郭といえる。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(『月刊 文化財 二月号（七一三号）』「佐伯城跡」を一部編集)
※編集箇所：八幡山の標高について誤りがあったため下記のとおり修正した。
修正前：標高 146m → 修正後：標高 144m

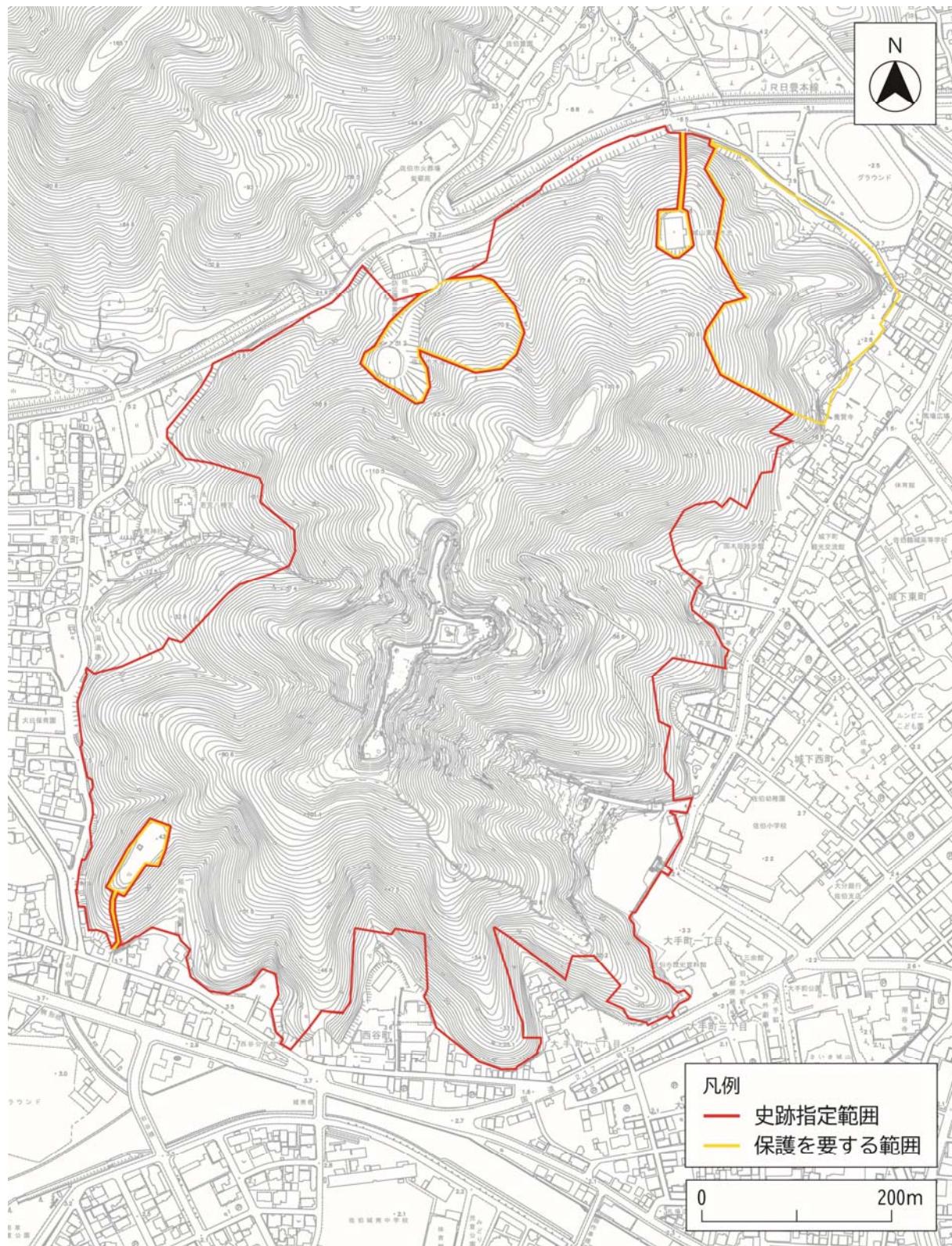


図 3-10 史跡指定範囲（修正後の史跡指定範囲を表示 ※詳細は例言を参照）

4-2 土地所有状況

史跡指定範囲における土地所有状況は国有地が約 0.1%、市有地が約 98%、神社有地が約 2% となっている。地目ごとの割合は保安林が約 96%、宅地が約 2%、境内地が約 1%、里道が約 0.5%、原野が約 0.1%、山林が約 0.1%、畑が約 0.1%、水路が約 0.1%、白地が約 0.1% である。

神社有地のうち天守台以外の土地については、土地所有者と佐伯市との間で土地使用貸借契約書を交わしており、工作物等の設置、又は土地の開発をしようとする場合は互いに相手方の了解を得るものとしている。また、土地所有者による樹木の伐採は事前に佐伯市と協議したうえで行うものとしている。なお、維持補修に要する費用は佐伯市の負担としている。

史跡指定範囲における維持管理は、三の丸を佐伯市教育委員会社会教育課、その他大部分を佐伯市都市計画課が行っている。

表 3-7 史跡佐伯城跡の土地所有状況

所有者	地番	地目	面積
国	—	白地	157.25 m ²
	—	白地	9.27 m ²
	—	白地	92.53 m ²
	小計		259.05 m ²
佐伯市	佐伯市 字城山 49 番 1	原野	591.00 m ²
	佐伯市 字城山 76 番 1	保安林	394,619.00 m ²
	佐伯市 字城山 76 番 33	保安林	19,724.00 m ²
	佐伯市 大手町一丁目 78 番	山林	307.00 m ²
	佐伯市 大手町一丁目 79 番 1	宅地	8,691.65 m ²
	佐伯市 大手町一丁目 80 番 1	畑	230.00 m ²
	—	里道	1158.90 m ²
	—	里道	337.51 m ²
	—	里道	81.95 m ²
	—	里道	86.99 m ²
	—	水路	449.02 m ²
	—	水路	72.80 m ²
	小計		426,349.82 m ²
神社	佐伯市 字鶴谷 77 番	境内地	4,469.00 m ²
	小計		4,469.00 m ²
合計		431,077.87 m ²	

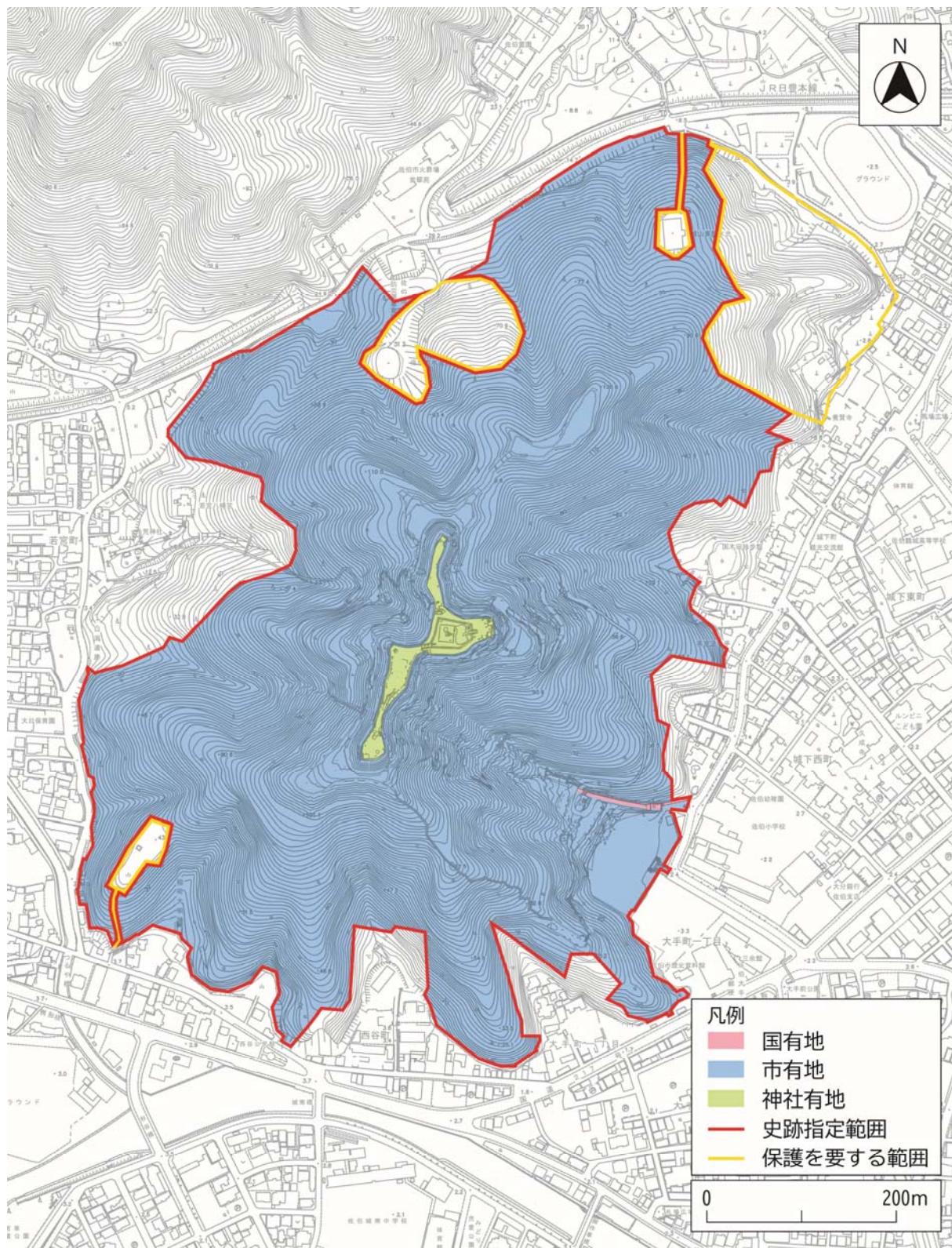


図3-11 土地所有区分

第4章 史跡佐伯城跡の本質的価値と構成要素

第1節 史跡佐伯城跡の本質的価値

本質的価値とは「史跡等の指定に値する枢要の価値」であり、この本質的価値を前提とした保存・活用を行う必要がある。したがって、前章で述べた指定に至るまでの調査成果、指定理由から、史跡佐伯城跡の本質的価値を次のように整理する。

1. 中世山城の構造と近世築城技術が融合した城郭であること

佐伯城は慶長 11 年(1606)に毛利高政により標高 144m の城山一帯に築かれた近世城郭である。

城郭構造は、山頂部に本丸とそれを取り囲む本丸外曲輪、南北に西出丸、二の丸、北出丸を、山麓には藩主が居住する御殿や庭園をもつ三の丸を配置するなど、中世山城の特徴を持つ。

一方で、山頂部の曲輪群は土壘を築くことなく、平坦地の周囲に当時の最先端の築城技術である高石垣を築いて造られている。これらの曲輪には、毛利氏の威勢を示す三重の天守や二重櫓、平櫓、廊下橋、櫓門、冠木門等の防御施設が建てられていた。

このように史跡佐伯城跡は近世城郭のなかでも、中世山城と同様の城郭構造に近世の技術を融合して築城された稀有な城跡である。

2. 他分野の技術を取り入れた治山技術により山体が維持され続けたこと

史跡佐伯城跡では江戸時代を通じて曲輪の維持だけでなく、佐伯城が築かれた城山の山体保護が行われていた。

城山斜面や登城路周辺には斜面保護のための石垣が造られている。そのうち本丸外曲輪の雛壇状石垣は、河川・港湾・塩田築造等の諸工事で用いられる設計方法を基に、石垣補強に用いる工法の一つである「はばき石垣」の技術を用いて、享保 19 年(1734)の風雨により崩壊した山体斜面を保護したものである。また、安政元年(1854)の地震では、西出丸の石垣を支える岩盤にまで被害が及んだため、曲輪の形状を変えて石垣が積み直されている。

さらに、城山北側最大の谷部に造られた雄池・雌池と呼ばれる上下二段構えの人工池は、山城の貯水源の役割を果たす施設であるとともに、山中の雨水や地下水を排出して山体を保護するための排水・調整施設であったと考えられる。

これらの遺構からは、城郭を維持するために築城技術に加え、他地域・他分野の技術を取り入れながら山体を保護してきた毛利氏と佐伯藩の高度な治山技術を知ることができる。

3. 山頂の限られた面積を有効活用した縄張が行われていたこと

山頂部に配された本丸や二の丸等の曲輪群では、限られた面積が有効に活用されている。

本丸と二の丸は堀切によって隔て、本丸に至る唯一の通路を廊下橋で連結させ、立体的な構造を持たせることで、防御力を高めている。また、曲輪に横矢を仕掛ける構造を持たせる面積を確保できないことから、山頂に至るまでの城道を 180 度転回させるなど複雑に入り組ませることで防御機能を補完していた。

防御力の確保以外にも、二の丸や北出丸では櫓を曲輪の石垣天端から外側に張り出して建てる「懸造り」が採用されており、曲輪内の空間を確保するための工夫が認められる。

史跡佐伯城跡の縄張からは、地形上の制約があった城郭の空間と機能を確保するために用いられた技術を知ることができる。

4. 遺構・建造物が良好に残存し、史料との整合がとれること

山頂部の本丸や二の丸等の曲輪群には曲輪を構成する石垣や建造物の石敷等の遺構、山麓の三の丸には御殿跡や庭園遺構が残存しており、文書や絵図から現存している城郭構造がほとんど近世の姿のままであることが分かっている。また、三の丸御殿と櫓門は廃城令による解体を免れ、櫓門は三の丸に唯一現存し、御殿は船頭町に玄関部分が移築して保存されている。

さらに、当時の佐伯城全体を描いた「二之御丸惣地引之図」等の絵図や佐伯城の修理履歴等を記録した「温故知新録」「佐伯藩政史料」等の文献史料が豊富に保存継承されており、二の丸では絵図に描かれた屋形の基礎とみられる石列、三の丸では絵図と概ね一致する位置から御殿礎石の根固めや水路の石垣が確認されるなど、史料の内容を裏付ける遺構が確認されている。

これらの良好に現存している遺構や建造物と史料から、史跡佐伯城跡の具体的な変遷を窺い知ることができる。

第2節 史跡佐伯城跡のその他の価値

史跡佐伯城跡が所在する城山は廃城以降も佐伯市民に親しまれ、都市公園や山際通りの背景、津波避難地、旧佐伯文化会館の建設等社会的にも重要な場所として機能してきた。このような社会的位置付けについて、史跡の本質的価値とは区別したうえで、史跡佐伯城跡の社会的な重要性を鑑み今後も保全・共存を図る必要があるため、その他の価値と位置付けて次のように整理する。

1. 貴重な自然環境が保全されていること

城山は市街地にありながら、豊かな自然が広がっている。自然林はツブラジイ群落を主体としたシイ・カシの照葉樹林であり、林のなかには希少な野生動物が生息する。雄池、雌池を主な産卵地とするオオイタサンショウウオは大分県の天然記念物に指定され、保護が図られている。そのほか、大分県の準絶滅危惧種に指定されているムササビ等が生息している。

このように城山は佐伯市の市街地にありながら、史跡佐伯城跡と一体となって大分県内でも特徴的な自然環境を有している点で貴重であり、自然環境の保護や自然観察等の学習面でも重要である。

2. 市民活動の重要な場であること

城山は廃城後も公園として利用され、地域住民の関心を集めてきた。昭和4年（1929）には天守台に8代藩主・毛利高標を祀る毛利神社が創建され、社殿が失われた現在も参拝客が訪れている。平成4年（1992）からは都市公園として管理されており、市街地周辺に位置する数少ない高

台として三の丸が津波避難地に指定されている。また、令和2年（2020）まで三の丸で運営されていた旧佐伯文化会館は、昭和45年（1970）の開館当初から佐伯市の文化活動やイベントの拠点として利用されていた。

さらに、史跡佐伯城跡は山麓の武家屋敷が軒を連ねる山際通りにおける景観上・歴史上重要な背景となっており、明治26年（1893）に教師として佐伯に赴任した文豪・国木田独歩は城山の自然と佐伯城跡が生み出す風情に強く感銘を受け、数々の文学作品の舞台とした。

このように史跡佐伯城跡周辺の景観は市民活動の拠点であるだけでなく、佐伯市の歴史文化を象徴するものとして広く佐伯市民に親しまれている。

3. 佐伯市のシンボルとして観光拠点になっていること

史跡佐伯城跡は公益財団法人日本城郭協会による「続日本100名城」に選出された名城としても知られ、山頂から見下ろす旧城下町や豊後水道、番匠川等の景観も魅力の一つである。山麓の「歴史と文学のみち」に所在する「城下町佐伯国木田独歩館」等の佐伯城下の街並みとともに、佐伯市内で唯一江戸時代の風情を感じられる観光資源となっている。

さらに、史跡佐伯城跡はスニーカーでの低山登山が気軽にできることから、旅行会社が企画するツアーや佐伯市で推進しているサイクルツーリズムのコース等に設定されており、佐伯市外からの来訪者も増加している。

史跡佐伯城跡は佐伯市の歴史文化と自然を満喫できる観光拠点として重要な役割を担っている。

第3節 史跡佐伯城跡を構成する諸要素

本史跡に分布する諸要素を以下のように分類する。

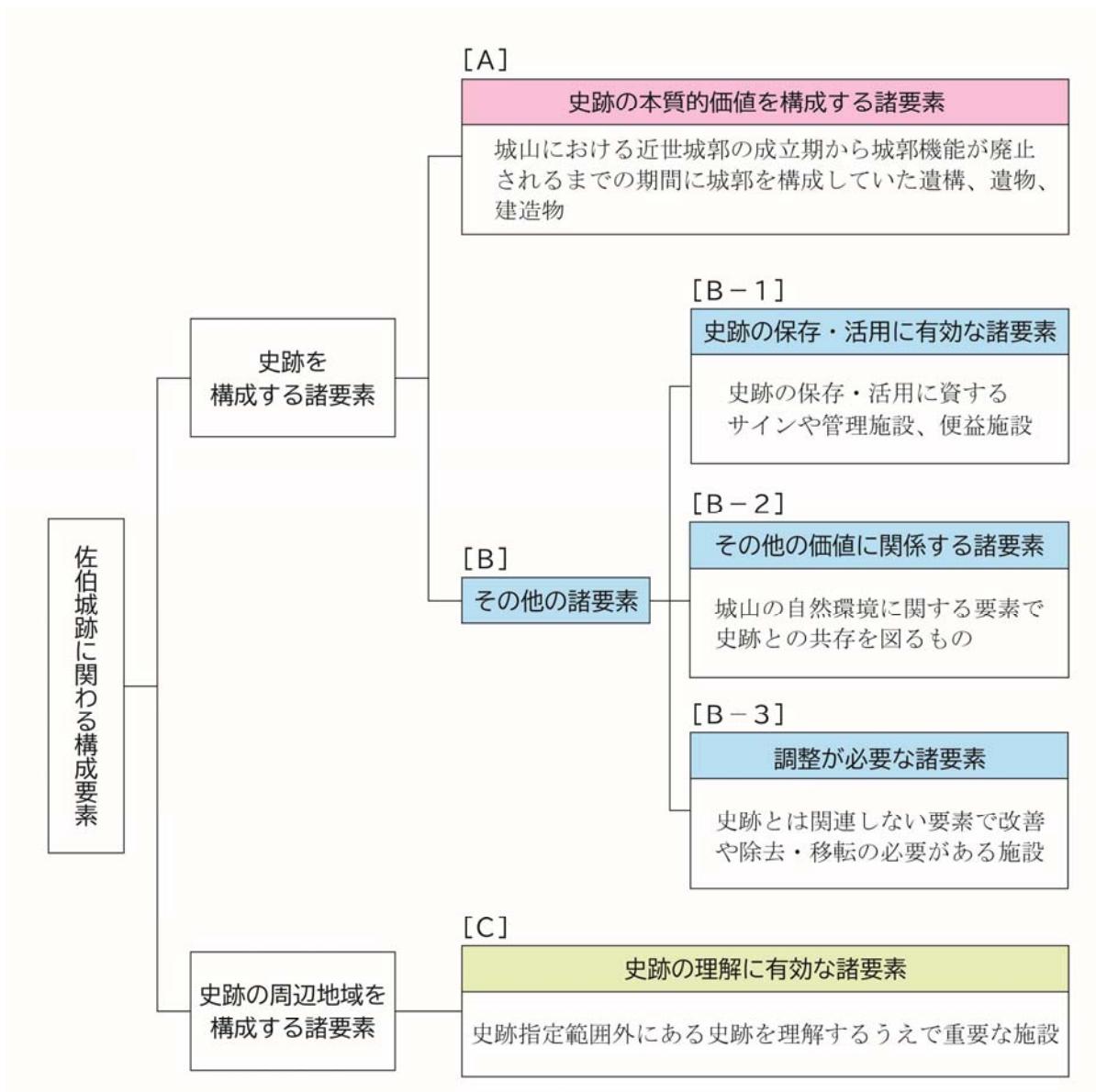


図4－1 構成要素の分類

3-1 史跡を構成する諸要素

[A] 史跡の本質的価値を構成する諸要素

要素	概要
(1) 曲輪	1. 本丸 城山山頂に位置する曲輪である。 ・遺構：天守台、平櫓台、石垣、廊下橋跡、地下遺構（天守跡・櫓跡・堀跡等） ・遺物
	2. 本丸外曲輪 本丸の周囲を取り囲む曲輪である。 ・遺構：二重櫓台、平櫓台、排水溝跡、虎口（東・南・北）、籠壇状石垣、石垣、石敷、地下遺構（各櫓跡・門跡・堀跡等） ・遺物
	3. 二の丸 本丸外曲輪の西側に位置する曲輪である。 ・遺構：平櫓台、二重櫓台、虎口（南・北東）、櫓門礎石（南虎口）、石垣（二の丸二重櫓下の文禄期の特徴を持つ石垣を含む）、石敷、二の丸屋形跡、建物礎石、地下遺構（各櫓跡・門跡・土蔵跡・堀跡等） ・遺物
	4. 西出丸 二の丸の南側に位置する曲輪である。 ・遺構：二重櫓台、平櫓台、虎口（東）、石垣、石敷、地下遺構（櫓跡・門跡・堀跡等） ・遺物
	5. 北出丸 本丸外曲輪の北側に位置する曲輪である。 ・遺構：二重櫓台、平櫓台、虎口（南西・水の手門跡）、石垣、石敷、地下遺構（櫓跡・門跡等） ・遺物
	6. 捨曲輪 I～IVの4つの捨曲輪がある。Iは本丸外曲輪の東側、IIは西出丸の南西側、IIIは北出丸の北と北西側、IVはIIIの北側に続く尾根の先に位置する。 ・遺構：地下遺構（整地層） ・遺物
	7. 三の丸 城山の山麓に位置する曲輪である。 ・遺構：土堀跡、井戸、池跡、景石（枯滝・石橋ほか）、手水鉢、石垣、地下遺構（御殿跡・門跡・堀跡・庭園跡） ・遺物
(2) 三の丸櫓門	三の丸に現存する櫓門である。大分県の有形文化財「佐伯城三ノ丸櫓門」として指定されている。 ・建造物：櫓門

要素	概要	
(3) 曲輪以外の石垣	<p>曲輪を形成する石垣とは別に城山法面に造られた石垣である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：石垣 	
(4) 城道	1. 大手道 (現・登城の道)	<p>三の丸北側から本丸外曲輪西側及び西出丸東側まで延びる登山道である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：城道、池跡、石垣、石畳
	2. 城道 1 (現・独歩碑の道の一部)	<p>三の丸西側から本丸外曲輪東側まで延びる登山道のうち、7合目付近から本丸外曲輪までの部分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：城道
	3. 城道 2 (現・翠明の道の一部)	<p>三の丸から尾ノ上茶屋跡を通って西出丸東側まで延びる登山道のうち三の丸から尾ノ上茶屋跡までの部分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：城道、地下遺構（尾ノ上茶屋跡）
	4. 城道 3 (現・若宮の道の一部)	<p>若宮八幡宮方面から北出丸西側まで延びる登山道のうち、雌池から北出丸までの部分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：城道、石垣
(5) 雄池	<p>城山北側最大の谷部に造られた池である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：石垣、石段、地下遺構 	
(6) 雌池	<p>城山北側最大の谷部に造られた池である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構：石垣（復旧した石垣を含む）、石段、石敷、地下遺構 	

[B] その他の諸要素

[B-1] 史跡の保存・活用に有効な諸要素

要素	概要	
(7) 消火設備	三の丸櫓門に設置している消火器である。	
(8) 測量基準点（四等三角点） ・測量杭	<p>基準点及び地籍境界を示す杭である。西出丸の測量基準点には「城山（八幡山）144m」と表記された標識が付随するものがある。</p>	
(9) 獣害防止柵	大型の野生動物が城山を出入りすることを防ぐための柵である。	
(10) 斜面保護・治山施設	金属ネット、布団かご、擁壁、治山ダム、流量測定小屋である。	
(11) 排水・配水施設	側溝、水路、配水施設である。	
(12) 登城路	1. 独歩碑の道の一部	三の丸西側から本丸外曲輪東側まで延びる登山道のうち、三の丸から7合目付近までの近世の城道（城道1）と重複しない部分である。

要素	概要	
(12) 登城路	2. 翠明の道の一部	三の丸から翠明台を通って西出丸東側まで延びる登山道のうち、翠明台から西出丸までの近世の城道（城道2）と重複しない部分である。
	3. 若宮の道の一部	若宮八幡宮方面から北出丸西側まで延びる登山道のうち、山麓から雌池までの近世の城道（城道3）と重複しない部分である。
(13) 解説サイン	1. 雄池	雄池とオオイタサンショウウオの説明板である。
	2. 雌池	雌池とオオイタサンショウウオの説明板である。
	3. 国指定史跡佐伯城跡	史跡佐伯城跡の説明板である。
	4. 佐伯城三ノ丸櫓門	県指定有形文化財佐伯城三ノ丸櫓門の説明板である。
(14) 名称サイン	1. 本丸跡	曲輪名称を示す標柱である。
	2. 豊後佐伯城址	佐伯城跡の名称を示す標柱である。
	3. 二の丸跡	曲輪名称を示す標柱である。
	4. 西の丸跡	曲輪名称を示す標柱である。
	5. 北の丸跡	曲輪名称を示す標柱である。
	6. 三の丸	曲輪名称を示す標柱である。
	7. 翠明の道	登山道の名称を示す標柱である。
	8. 雄池	池の名称を示す標柱である。
	9. 雌池	池の名称を示す標柱である。
	10. 登城の道	登山道の名称を示す標柱である。
	11. 独歩碑の道	登山道の名称を示す標柱である。
	12. 獅子の道	登山道の名称を示す標柱である。
(15) 注意喚起 サイン	1. 転倒注意	転倒防止のための注意看板である。
	2. 急傾斜崩壊危険箇所	急傾斜崩壊危険箇所を示す注意看板である。
(16) 安全対策設備	安全柵、立入禁止ロープ・ポール、ガードレール等である。	
(17) 眺望サイン	1. 東側パノラマ	本丸外曲輪からの眺望案内板である。
	2. 西側パノラマ	二の丸からの眺望案内板である。
	3. 南側パノラマ	西出丸からの眺望案内板である。
(18) 案内サイン	1. 若宮の道下り口	若宮の道下り口への案内板である。
	2. 登山道案内図	各登山道の案内板である。
	3. 城山登り口	城山登山道登り口の案内板である。
	4. 翠明の道登り口	翠明の道登り口への案内板である。
	5. 登城の道下り口	登城の道下り口への案内板である。
	6. 雉壇状石垣	雉壇状石垣への案内板である。
	7. 頂上までの距離	山頂までの距離を示す標柱である。

要素		概要
(19) 石碑	城山還原之碑	毛利家が明治 34 年（1901）に國から城山と佐伯城跡の払い下げを受けた経緯を伝える碑である。
(20) 公衆トイレ		平成 2 年（1990）に建設されたトイレである。
(21) ベンチ		コンクリート製のベンチである。
(22) テーブル		コンクリート製のテーブルである。
(23) 水飲み場		立形水飲水栓の水飲みである。
(24) 橋		コンクリート製の橋である。
(25) 階段		コンクリート製またはコンクリート擬木の階段である。
(26) マンホール		公衆トイレに繋がる下水管の管理用に設置されている。
(27) 街灯		夜間照明の街灯である。
(28) 杖入れ		登山用に貸出している杖を入れるものである。

[B-2] その他の価値に関する諸要素

要素		概要
(29) 城山の植生		ツブラジイを主体としたシイ・カシの照葉樹林を基礎として、人工植栽が行われていない自然林及び自然林を伐採・剪定した結果、従来の植生から変化したアカメガシワやカラスザンショウ等の伐採跡地群落、巨木化したクスノキやケヤキ等、およびイヌシデやサクラ類、イチョウ、ヒノキ、スギ、ツツジ類、フジ等の植栽樹林である。
(30) 城山の動物		城山で確認されている県指定天然記念物佐伯城山のオオイタサンショウウオや準絶滅危惧種のムササビのほか、エナガ、ヤマガラ、メジロ等の森林性の鳥類、シロハラ、ミヤマホオジロ、ジョウビタキ等の冬鳥、シカ、イノシシ、アナグマ、タヌキ等の動物である。
(31) その他 サイン	1. 城山保安林	城山が保安林であることを紹介する看板である。
	2. 多様な生き物	城山が「おおいたの重要な自然共生地域」の1つであることを紹介する看板である。
	3. 生き物図鑑	城山で撮影した動植物の写真を紹介する看板である。
	4. おおいた百年の森	城山が大分県の「おおいた百年の森」に指定されていることを紹介する看板である。
	5. 鳥獣保護区	城山が鳥獣保護区であることを示す看板である。

[B-3] 調整が必要な諸要素

要素		概要
(32) その他 サイン	1. 映画釣りバカ日誌19ロケ地	映画のロケ地になったことを紹介する看板である。
	2. 緑の募金事業	佐伯市緑の募金推進協議会による事業を記念した木杭である。
	3. 文化会館駐車場	旧佐伯文化会館の駐車場に設置された看板である。
(33) 石碑	1. 独歩碑	明治時代にたびたび城山に登り、城山を舞台に作品を著した国木田独歩を顕彰する碑である。昭和31年(1956)に佐伯独歩会により設置された。
	2. 独歩文学碑	昭和57年(1982)に佐伯独歩会、佐伯史談会により設置された。
	3. 国木田独歩の詩碑	国木田独歩の隨筆「豊後國佐伯」の一節が刻まれた碑である。
	4. 佐伯文化会館プレート	旧佐伯文化会館の入り口に設置されたものである。
	5. 矢野龍溪顕彰碑	明治～昭和時代に活躍した佐伯藩出身の政治家・小説家の矢野龍溪を顕彰する碑である。
	6. 中根貞彦歌碑	佐伯の中根家の養子で、昭和時代に活躍した実業家・歌人の中根貞彦が詠んだ歌を刻んだ碑である。
	7. 種田山頭火歌碑	俳人の種田山頭火と佐伯の英文学者の工藤好美らに親交があったことから開催された「山頭火フォーラム」の記念碑である。
	8. 文禄ノ役藩祖高政公 朝鮮ヨリ御持還リノ 記念樹	初代藩主毛利高政が朝鮮出兵時に持ち帰ったと伝わる松が植えられていたことを紹介する碑である。なお、松は枯れて失われている。
(34) 鳥獣供養塔		城山北西麓に設置されている供養塔である。
(35) 銅像	1. 村上勇像	戦後、建設大臣・郵政大臣等を歴任した佐伯市大入島出身の政治家村上勇を顕彰する像である。
	2. 野村越三像	佐伯小学校教師でスポーツ教育の功績を残した野村越三を顕彰する像である。
	3. 河童像	村上勇像設置のお礼に村上家により設置された像である。
(36) 電話ボックス		公衆電話の設置基準に基づき、三の丸に1台設置されている。
(37) 藤棚		昭和32年(1957)に大手前公園に植えられ、昭和40年(1965)に移植されたフジである。
(38) 国旗掲揚台		昭和41年(1966)の国体に合わせて設置されたものである。
(39) 旧佐伯文化会館基礎		昭和46年(1971)に建設され、令和4年(2022)に解体された旧佐伯文化会館の基礎である。

要素	概要
(40) カーブミラー	旧佐伯文化会館の運営のため設置されたものである。
(41) 車止め	旧佐伯文化会館の運営のため設置されたものである。
(42) 電柱	旧佐伯文化会館に電気を引き込むために設置されたものである。
(43) 五輪塔	大手道に所在するが、詳細は不明である。
(44) 近代建造物跡	用途不明の円形遺構とコンクリート基礎である。
(45) 観光用望遠鏡基礎	撤去された観光用望遠鏡の基礎である。
(46) 近現代不明構造物	用途不明の楕形の構造物である。
(47) ゴミ置き場	城山南西麓に設置されている家庭ごみの収集場所である。
(48) 毛利神社跡	1. 祠 8代高標を祭神とする神社として昭和4年（1929）に本丸の天守台に創建されたが太平洋戦争で焼失し、五所明神社に移設された。祠・厨子が本丸の天守台に所在する。
	2. 厨子 本丸に残存し、参道と考えられる。
	3. 石畳 本丸外曲輪に残存する。
	4. 鳥居基礎 本丸外曲輪に残存する。
	5. 灯籠 二の丸に残存し、社務所跡と考えられる。
	6. 石列 三の丸に残存する。
	7. 鳥居 三の丸に残存する。
(49) 西谷稻荷大明神	城山西配水池の東側の麓に正一位稻荷大明神が祀られている。

3-2 史跡の周辺地域を構成する諸要素

[C] 史跡の理解に有効な諸要素

要素	概要
(50) 三の丸御殿玄関	旧三の丸御殿の玄関である。昭和45年（1970）に城下町の一部である船頭町に移築され、集会所となっている。市民からは通称「住吉御殿」と呼ばれている。
(51) 周知の埋蔵文化財包蔵地 「佐伯城跡」	周知の埋蔵文化財包蔵地「佐伯城跡」として周知されている。
(52) 周知の埋蔵文化財包蔵地 「佐伯城下町」	周知の埋蔵文化財包蔵地「佐伯城下町」として周知されている。馬場の土手や武家屋敷跡等の遺構、往時から場所を変えずに寺院や神社が残っている。
(53) 毛利家墓所	佐伯藩主毛利家の墓所である。菩提寺として創建された養賢寺で供養されている。
(54) 若宮八幡宮	京都岩清水八幡宮の分祠である。八幡山（現城山）の山頂で創祀されたが、佐伯城の築造に伴い慶長9年（1604）に現在の位置に遷座したとされる。

要素	概要
(55) 佐伯市歴史資料館	大手町に位置し、平成 27 年（2015）の開館以来、江戸時代を中心に平安時代末期から明治時代初頭にかけての佐伯市の歴史を展示している。また、佐伯城跡の出土遺物、佐伯城に関する絵図、文献史料を所蔵している。佐伯城跡を屋外展示の一つに位置付けており、そのガイダンス機能を担っている。

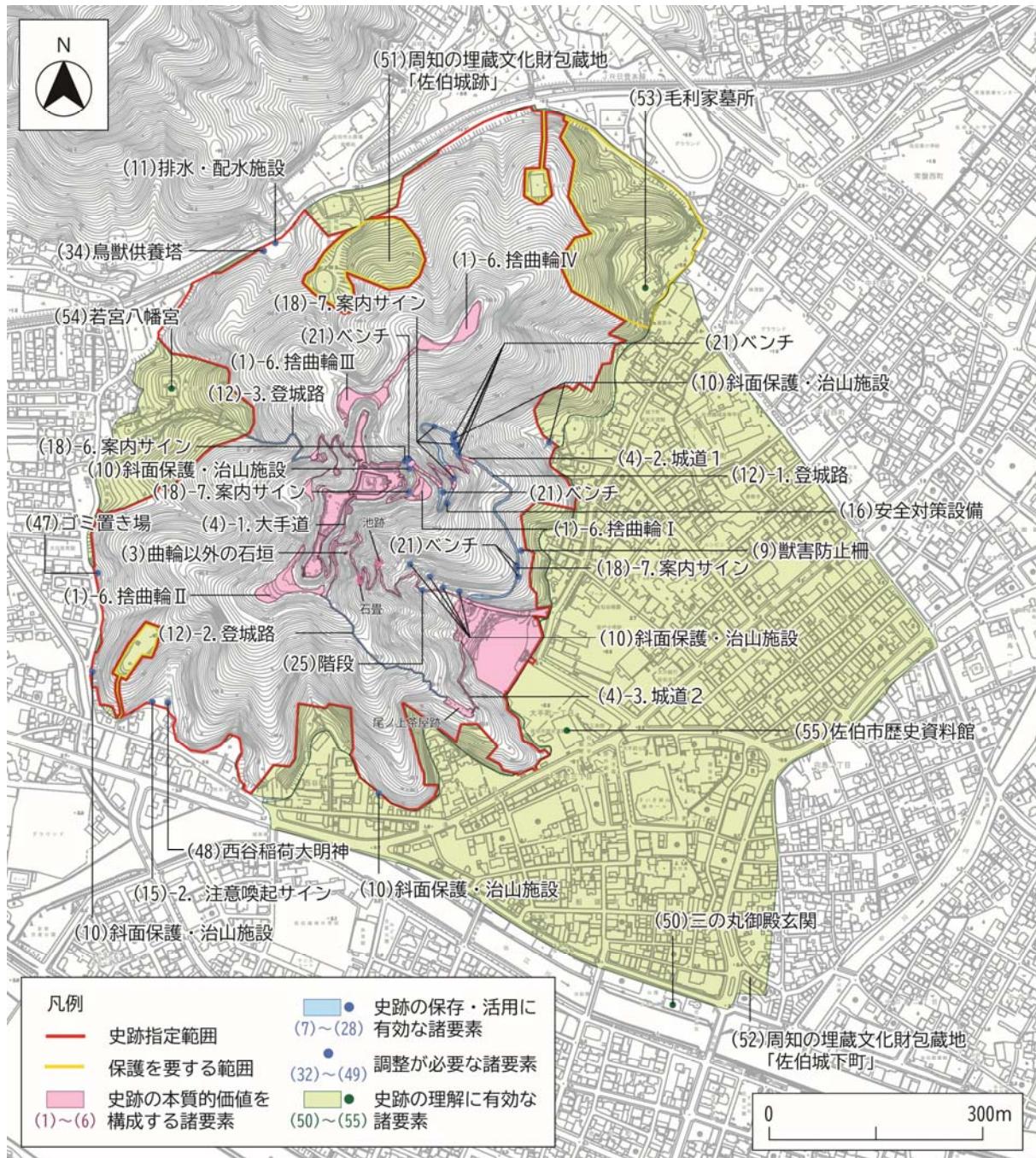


図 4-2 構成要素位置図（山頂部・三の丸付近を除く）

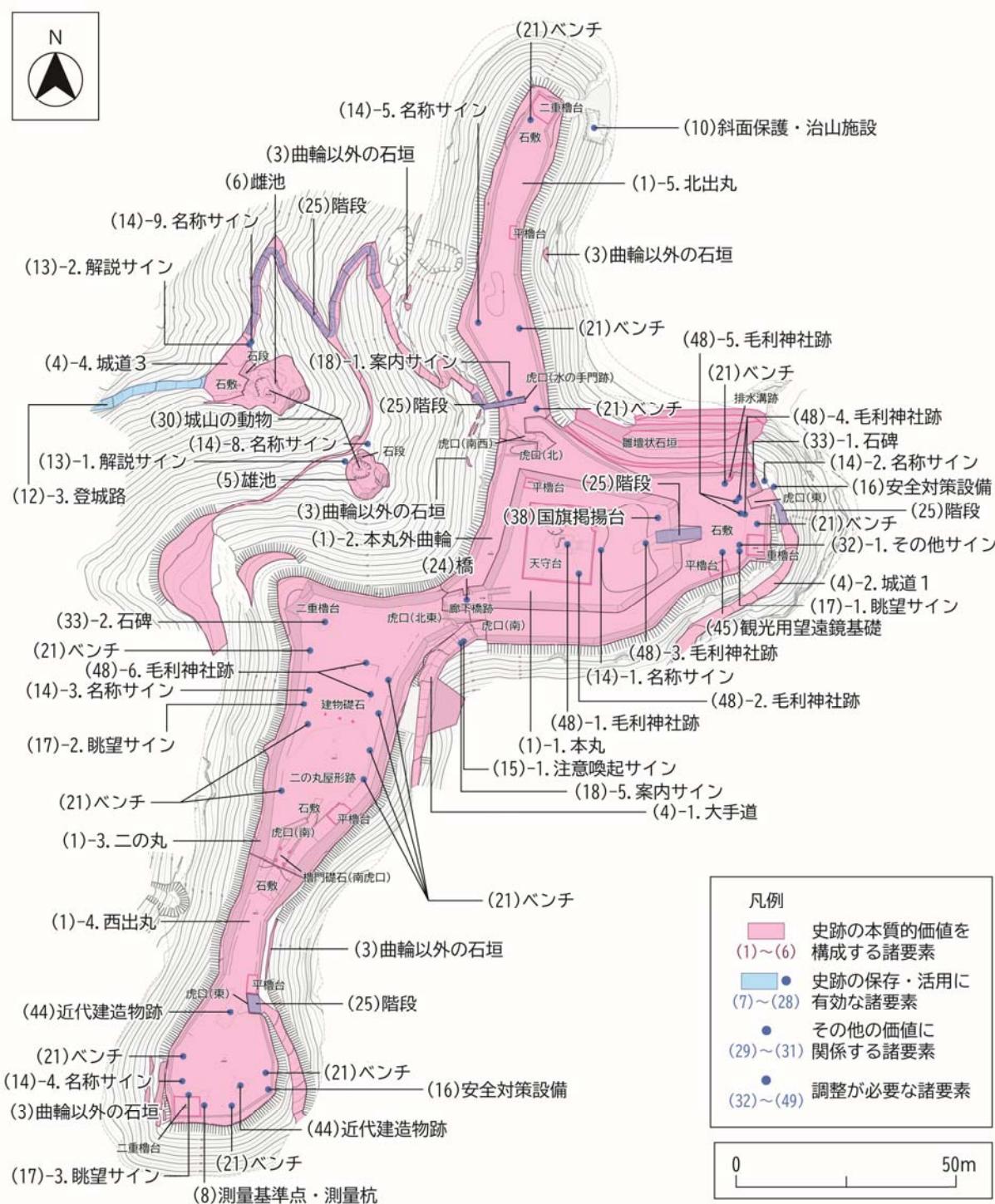


図 4-3 構成要素位置図（山頂部）

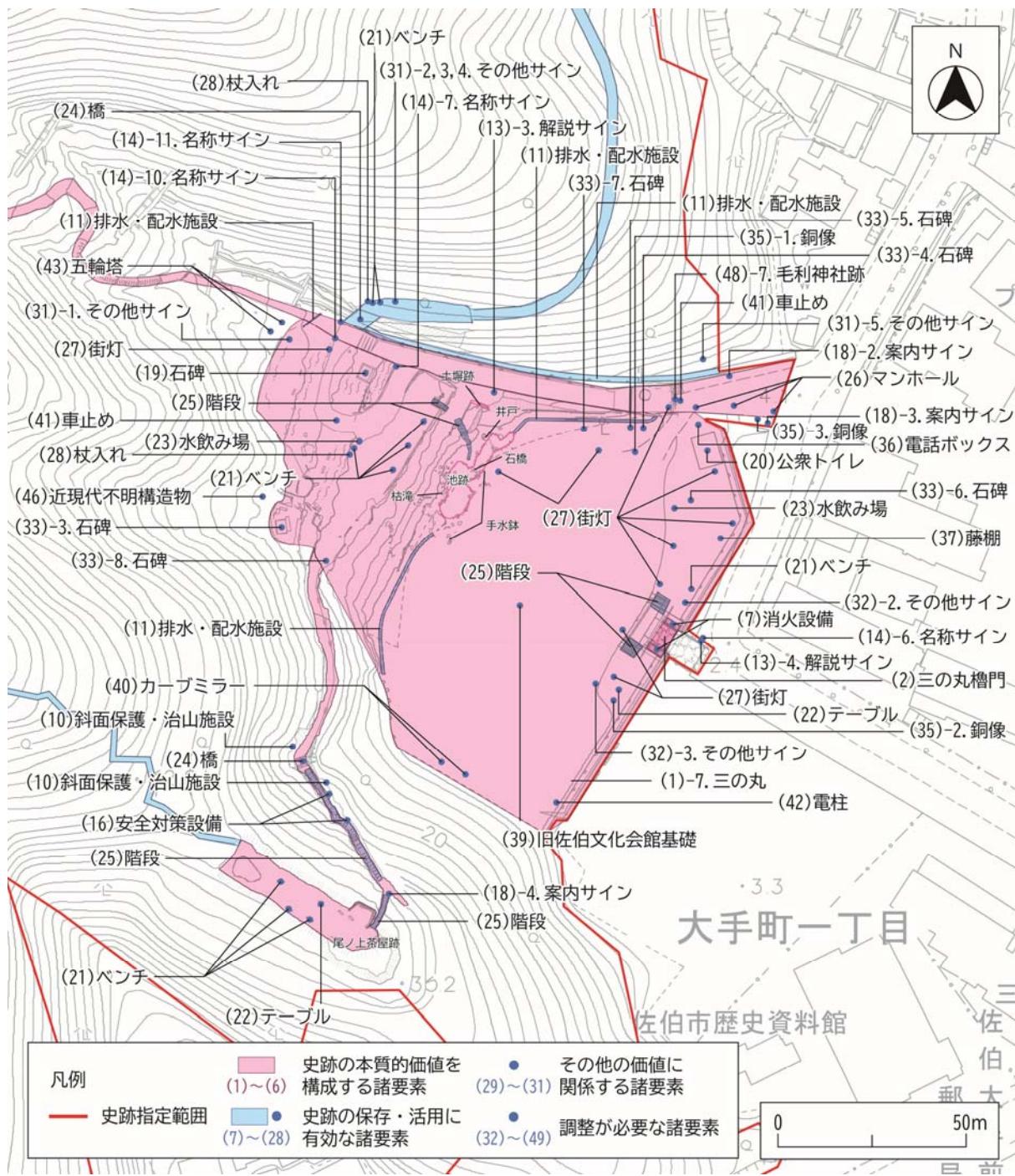


図 4-4 構成要素位置図（三の丸付近）

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

史跡佐伯城跡は国民共有の財産であるとともに、佐伯市において歴史文化、自然環境、観光産業等、多方面で重要な要素となっている。史跡佐伯城跡の根幹となる本質的価値を後世に適切に引き継ぐため、前章までの内容を踏まえ、今後目指していく史跡佐伯城跡の将来像を「大綱」として示す。

- 佐伯の歴史文化に触れ、近世山城の魅力を体感できる史跡
- 市民が憩い、様々な学習や活動の場となる歴史公園
- 人が行き交うまちづくりのシンボル
- 過去の経験をいかし、災害から命を守る避難地

第2節 基本方針

上記の大綱に基づき、保存管理、活用、調査、整備、運営・体制について基本方針を示す。

2-1 保存管理の基本方針

- 現状変更等の取扱い基準に基づく保存管理を行い、史跡の本質的価値を確実に後世へ継承する。
- 常時・非常時の災害対策を講じ、被害を最小限に抑える。
- 保護を要する範囲の追加指定に向けた取組を推進し、史跡佐伯城跡としての保存を図る。
- 史跡の保存とともに、城山の自然環境を含めた山体の一体的な保全を図る。

2-2 活用の基本方針

- 佐伯城跡及び佐伯藩の歴史を学ぶ核として佐伯市歴史資料館における屋外展示としての位置付けを継続し、学校教育及び生涯学習の機会を創出する。
- 来訪者の安全を考慮した公開及び佐伯城下町との周遊連携を強化し、多くの人に親しまれる場として地域の魅力向上を図る。
- 宝永地震の際に開放された史実のある避難地であり、現代に通じる近世の防災対策の場としての活用を図る。

2-3 調査の基本方針

- 発掘調査による遺構の残存状況の確認を継続し、史跡の本質的価値を一層明らかにする。
- 佐伯市歴史資料館所蔵の遺物・絵図・文献史料の調査研究を推進し、さらなる佐伯城跡の変遷の解明を図る。

○危険箇所等の把握調査や植生・防災等に関する調査を行い、史跡の本質的価値を構成する諸要素及び城山の保全とともに来訪者の安全を確保する。

2-4 整備の基本方針

○調査成果に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、すべての人が史跡の情報や魅力に触れるようにする。

○史跡佐伯城跡と佐伯湾及び佐伯城下町が相互に視認できるような景観の形成を目指す。

○本質的価値の保護を前提に歴史公園として来訪者の安全や自然の保全と調和がとれた整備を行う。

2-5 運営・体制の基本方針

○史跡佐伯城跡の管理団体である佐伯市が主体となり、有識者や文化庁・大分県の指導・助言を得ながら運営する。

○佐伯市教育委員会社会教育課文化財係が中心となり、府内の関連部局及び関係機関、並びに民間団体等、市民と連携した保存・活用を行う。

第6章 保存管理

第1節 課題

史跡佐伯城跡は現在、三の丸を佐伯市教育委員会社会教育課、その他大部分を佐伯市都市計画課が管理を行っている。また、史跡指定範囲における土地の大部分は佐伯市が所有するが、山頂部は神社、一部の白地は国が所有する。神社有地については本丸の天守台を除き、土地所有者と佐伯市の間で交わした土地使用貸借契約書に基づき維持管理している。

2次調査時の石垣調査の際には各所で石垣の劣化が確認され、樹木による影響と考えられる孕み、崩れや石材のずれ、割れ、突出が認められる箇所もある。大手道、城道では日常的に小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木等に加えシカやイノシシによる掘り返しが生じている。このような劣化箇所についても適切な保護措置を講じ、第4章で整理した史跡の本質的価値を確実に後世に継承するために、以下に史跡指定範囲での保存管理における現状と課題を整理する。また、石垣調査票（カルテ）に基づき石垣に顕著な劣化が認められる箇所を図に整理する。

1-1 構成要素毎の現状と課題

表6-1 [A] 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状と課題

構成要素	遺構	現状	課題
本丸、本丸外曲輪、二の丸、西出丸、北出丸		本丸、本丸外曲輪、二の丸、西出丸、北出丸といった主要遺構が集中する土地は神社有地である。	保存管理に係る行為全般において土地所有者との協議・調整が必要である。
曲輪 本丸	天守台	毛利神社の建設時に遺構が破壊されている可能性がある。	遺構の残存状況及び影響の確認と、遺構を明示するため土地所有者との協議・調整が必要である。
		天守台は土地所有者が直接管理しており、佐伯市による史跡の保存管理の措置が困難である。	史跡の保存管理について土地所有者への説明と協議・調整が必要である。
	石垣	北側の石垣に孕み、階段左右の石垣の築石に割れが認められる。	孕み、割れが認められる箇所の経過観察と保護措置の検討が必要である。
		毛利神社建設後に東側の石垣を積み替えて階段が設置され、本来の形状から改変されている。	本来の形状を明示するための確認や措置が必要である。
	廊下橋跡	コンクリート製の橋により石垣に荷重が掛かっている。	橋の荷重による石垣への影響を軽減する保護措置の検討が必要である。

構成要素	遺構	現状	課題
曲輪	本丸外曲輪	二重櫓台	天端面が沈下している。
		排水溝跡	溝の底部分が露出しており、雨水の流入による遺構の浸食が懸念される。
		排水溝跡	雨天時に虎口以外からの登り口として利用されており、踏圧等による遺構への影響が懸念される。
		虎口（北）	櫓の基礎部分に該当する石垣の上部が滅失している。
			独歩碑が櫓跡遺構に影響を及ぼしている可能性がある。
		雑壇状石垣	令和6年度（2024）に石垣に悪影響を与えていた樹木を整理したが、残存する根の腐食に伴う石垣の崩落が懸念される。
		石垣	天端付近で樹木の影響による石材の抜けが認められる。
		石敷	看板の設置や樹木が遺構に影響を及ぼしている可能性がある。
			毛利神社の建設時に遺構が破壊されている可能性がある。
二の丸	二重櫓台	独歩文学碑の設置等により天端面が沈下している。	櫓台石垣の経過観察と沈下の進行を防ぐ保護措置の検討が必要である。
	石垣	天端付近の樹木の影響による小規模な孕みや築石の割れ、抜けが認められる。	石垣に孕み、割れ、抜けが認められる箇所の経過観察と保護措置の検討が必要である。
	石敷	石材の隙間から生える植物による遺構への影響が懸念される。	遺構への影響を軽減させるための植生管理が必要である。

構成要素	遺構	現状	課題
曲輪	二の丸	二の丸屋形跡	2次調査での検出後に埋め戻しを行ったが、玄関跡付近の基礎列石が露出しており、踏圧等による遺構への影響が懸念される。
		二の丸屋形跡	独歩文学碑の設置時に櫓跡や石敷を破壊している可能性がある。
	西出丸	二重櫓台	安政地震の際に岩盤に影響があった箇所であり、天端面に著しい沈下が認められる。
		石敷	樹木の生長による遺構への影響が懸念される。
	北出丸	二重櫓台	天端面が沈下している。
		虎口（南西）	櫓の基礎部分に該当する石垣の上部が滅失している。
		石敷	石材の隙間から生える植物による遺構への影響が懸念される。
		石垣	北端部の二重櫓台下で地盤沈下により築石にずれが生じている。
	捨曲輪	地下遺構 (整地層)	杉林の倒木が増加しており、遺構への影響が懸念される。
			捨曲輪Ⅰにおいては管理車両の乗り入れがあるが、遺構への影響は把握できていない。
	三の丸	地下遺構 (御殿跡)	旧佐伯文化会館基礎や銅像や石碑が影響を及ぼしている可能性がある。
		地下遺構 (庭園跡)	景石や池等が残存するが、庭園跡としての顕在化が不足している。

構成要素		遺構	現状	課題
曲輪	三の丸	土壙跡	一部のみが残存していると考えられ、残存部についても樹木の生長や雨水の流入による遺構への影響が懸念される。	遺構保存のための措置の検討とともに雨水排水の改善が必要である。
		石垣	櫓門南側は孕みや石材の割れ、抜けが多く、崩落が懸念される。	経過観察と石垣の崩落を防ぐ保護措置の検討が必要である。
			櫓門北側の天端付近に生育するクスノキの周辺は積み替えの痕跡があり、今後も根による遺構への影響が懸念される。	樹根による石垣への影響の確認と遺構への影響拡大を防ぐ保護措置の検討が必要である。
三の丸櫓門		—	昭和 50 年（1975）に屋根の部材交換を伴う修理を実施し、それ以降は小規模な部品交換等の修繕を実施しており、雨漏り等は起きていない。	喫緊に対応すべき破損や劣化は見られないが、継続して破損劣化等が生じないよう、適切な維持管理が必要である。
の石垣 曲輪以外	曲輪以外	石垣	周囲に草が生い茂り、目視が困難である。	定期的な状態確認のための植生管理が必要である。
			石垣内部から樹木が生えており、生長や倒木による崩落や破損が懸念される。	石垣の崩落や破損を防止するための植生管理が必要である。
城道	大手道	城道	小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木、シカやイノシシによる掘り返しが生じており、遺構への影響が懸念される。	遺構への影響の確認と被害を受けている箇所への保護措置の検討及び適切な植生管理、獣害対策が必要である。
			城道と登山道が重複している箇所では、踏圧による表土の流出や遺構への影響が懸念される。	踏圧による遺構への影響を防ぐ保護措置の検討が必要である。
			近代以降の整備により遺構を破壊している可能性がある。	遺構の残存状況及び影響の確認と保護措置の検討が必要である。
		石垣	石垣内部から樹木が生えており、生長や倒木による崩落や破損が懸念される。	石垣の崩落や破損を防止するための植生管理が必要である。
		石畳	一部で石材の抜けが認められる。	石材の抜けが認められる箇所への保護措置の検討が必要である。

構成要素		遺構	現状	課題
城道	城道1	城道	小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木、シカやイノシシによる掘り返しが生じており、遺構への影響が懸念される。	遺構への影響確認と被害を受けている箇所への保護措置の検討及び適切な植生管理、獣害対策が必要である。
			城道と登山道が重複している箇所では、踏圧による表土の流出や遺構への影響が懸念される。	踏圧による遺構への影響を防ぐ保護措置の検討が必要である。
			8合目までは管理車両の乗り入れがある。	車両の走行による遺構への影響を防ぐ保護措置の検討が必要である。
	城道2	城道	小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木、シカやイノシシによる掘り返しが生じており、遺構への影響が懸念される。	遺構への影響確認と被害を受けている箇所への保護措置の検討及び適切な植生管理、獣害対策が必要である。
			城道と登山道が重複している箇所では、踏圧による表土の流出や遺構への影響が懸念される。	踏圧による遺構への影響を防ぐ遺構保存のための措置の検討が必要である。
	城道3	城道	雄池への分岐部分で土砂が流出し、道肩が流失している。	路肩の流失箇所への保護措置の検討が必要である。
			小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木、シカやイノシシによる掘り返しが生じており、遺構への影響が懸念される。	遺構への影響確認と被害を受けている箇所への保護措置の検討及び適切な植生管理、獣害対策が必要である。
	石垣	石垣	石垣内部の土が流失しており、築石の抜けが懸念される。	経過観察と石垣から土の流出を抑制し築石の抜けを防ぐ保護措置の検討が必要である。
雄池	石垣	左面の石垣は崩落しており、本来の形状を保っていない可能性がある。	石垣の崩落箇所への保護措置の検討が必要である。	
雌池	石垣	平成28年(2016)に崩落した石垣上部の復旧が未着手である。	背後の岩盤とともに石垣上部の保護措置の検討が必要である。	

表 6-2 [B-1] 史跡の保存・活用に有効な諸要素の現状と課題

構成要素	現状	課題
安全対策設備	築石の抜け・突出が発生した石垣に対して応急措置として立入禁止ロープ・ポールを設置したが、現状の処置のみでは崩落が懸念される。	築石の抜け・突出箇所について、石垣の崩落を防ぐ保護措置の検討が必要である。
斜面保護・治山施設	斜面から突き出た岩盤と周囲の石垣をワイヤーネットで覆っているが、将来的にはネットの劣化による崩落が懸念される。	岩盤や石垣の崩落を防ぐ保護措置の検討が必要である。
	土砂の堆積による布団かごの機能低下が懸念される。	土砂流出防止機能を復旧する必要がある。
	経年劣化による擁壁の崩壊が懸念される。	法面保護の機能を持続させる必要がある。
排水・配水施設	水路の崩壊や水路の落差による法面の脆弱化が確認されている。	浸食や洗掘を防ぐために適切な排水計画が必要である。

表 6-3 [B-2] その他の価値に関係する諸要素の現状と課題

構成要素	現状	課題
城山の植生	植生調査を行っておらず、詳細な植生分布が不明である。	適切な植生管理を行うための植生分布を把握する必要がある。
	大木の倒壊が増加し、斜面崩壊の進行が懸念される。	斜面崩壊を防ぐための適切な植生管理計画が必要である。
	史跡としての良好な景観を構成している一方で山頂及び山麓からの眺望を阻害している箇所がある。	史跡としての良好な景観の保全及び眺望の改善が必要である。
	植栽林等の管理を行う作業道がないため、適切な管理が行えていない。	遺構及び城山の生物相や自然植生に影響を与えない範囲で管理用道路の必要性を検討する必要がある。
城山の動物	周辺の植生環境を含めてオオイタサンショウウオの標準産地として指定されている。	標準産地としての適切な環境と史跡保全の調和を図る必要がある。
	ムササビ等の希少な動物が生息している。	城山の生態系把握に努め、史跡保全との調和を図る必要がある。
	シカやイノシシによる城道の掘り返しが確認されており、遺構や来訪者に危険を及ぼす可能性がある。	史跡の保全及び来訪者の安全確保のための獣害の実態調査と対策が必要である。

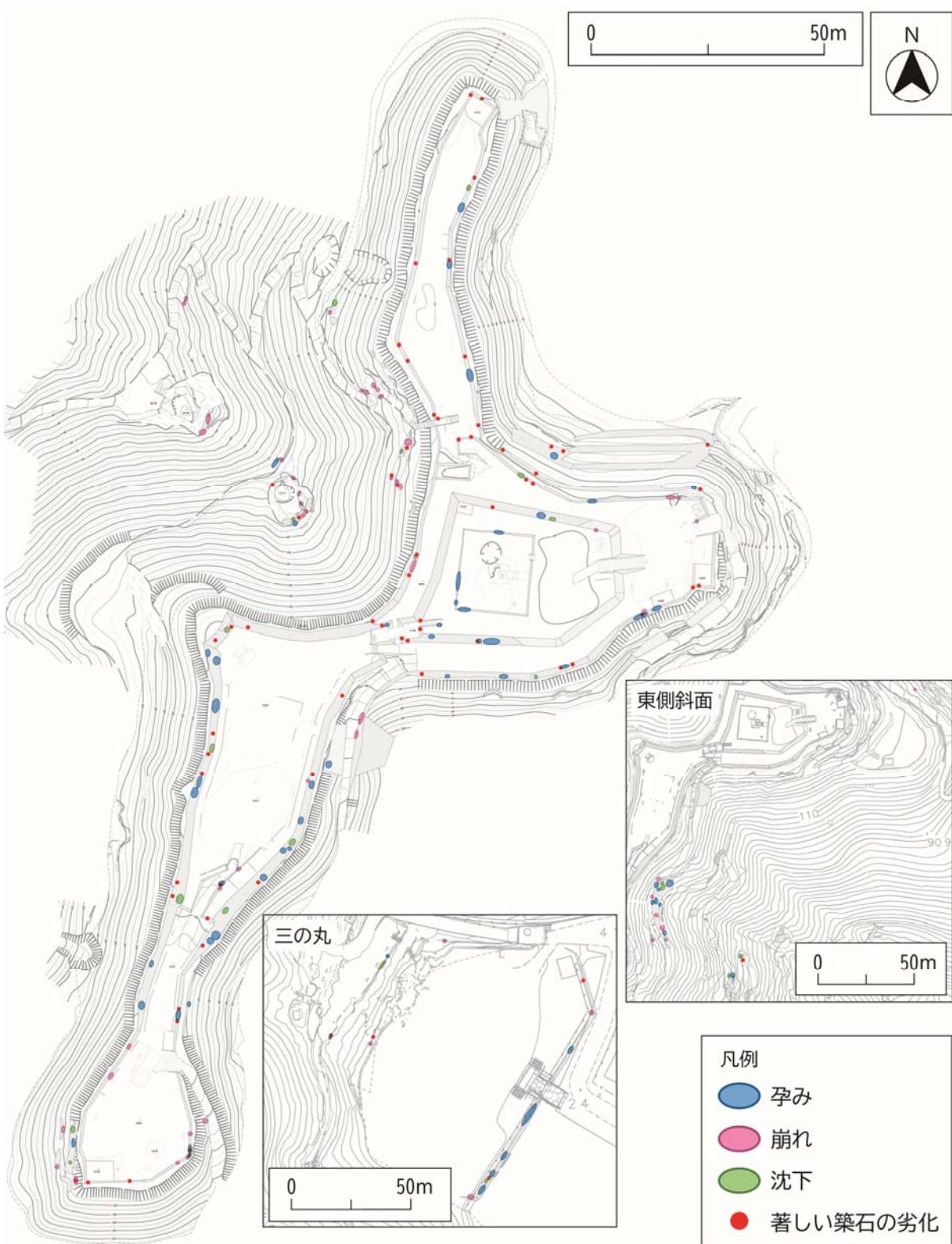


図 6－1 石垣の顕著な劣化箇所

1-2 災害による被害

史跡佐伯城跡は築城時から災害による被害を幾度も受けしており、今後も異常気象や大規模地震による被害が懸念される。災害の発生に備えた保存管理を図るために、史跡佐伯城跡の被災・復旧、安定化工事等の履歴及び予想される被害について整理する。

○被災・復旧、安定化工事等履歴

表6-4 史跡佐伯城跡の被災・復旧、安定化工事等履歴

No.	発生年月	被害要因	被害内容	被害への主な対応
1	元和3年（1617）6月	火災（失火による）	建造物（二の丸）の焼失	不明
2	宝永4年（1707）4月	不明	建造物（本丸・本丸外曲輪・二の丸・西出丸・北出丸）の損壊	天守を除く建造物、石垣の修理
3	宝永4年（1707）10月	地震・津波（推定M8.4）	石垣（西出丸・大手道）の損壊、冠木門までの浸水	※宝永6年（1709）～享保13年（1728）
4	不明	不明	石垣（三の丸）の孕み	石垣の修理 ※正徳3年（1713）
5	不明	不明	本丸・二の丸での被害	石垣の修理
6	享保17年（1732）	不明	斜面（本丸外曲輪東虎口下）の崩落	不明
7	享保19年（1734）7月	風雨洪水	石垣（本丸外曲輪）、斜面（本丸外曲輪北）の崩落	石垣の修理 ※享保20年（1735）
8	延享元年（1744）8月	不明	石垣（三の丸）の崩落	石垣の修理 ※延享3年（1746）～延享4年（1747）
9		暴風雨	二重櫓（本丸ほか全曲輪）、堀（本丸外曲輪・屋形・平櫓（二の丸）、御殿（三の丸）の損壊、石垣（本丸外曲輪）の崩落、倒木	建造物、石垣の修理 ※延享3年（1746）～延享4年（1747）
10	明和6年（1769）7月	地震（M7.5）	石垣（本丸）の崩壊、石垣（本丸外曲輪・西出丸）の孕み	石垣の修理 ※明和7年（1770）～安永2年（1772）か
11	文化元年（1804）6月	落雷	建造物（本丸か・二の丸）の損壊	不明
12	文化元年（1804）8月	暴風雨	建造物屋根（本丸）、櫓屋根（本丸外曲輪）、足軽番所・東虎口足軽番所屋根（西出丸）、建造物壁（北出丸）、御殿屋根・黒門・腰巻石垣・御殿庭園柴垣・金蔵（三の丸）の損壊、モミノキ（三の丸）の倒木	不明
13	安政元年（1854）11月	地震・津波	石垣・建造物の損壊（本丸外曲輪を除く）、岩盤の崩壊	西出丸の曲輪形状の変更、石垣の修理
14	大正元年（1912）10月	大雨	城山谷筋からの出水・土砂崩落による屋敷損壊・倒壊、畠・池の埋没（山際通り）	不明
15	大正2年（1913）	大雨	登山道（登城の道）の崩壊	登山道の補修 ※大正4年（1915）9月15日～18日
16	不明	不明	登山道のき損	登山道の補修 ※大正13年（1924）5月16日～8月1日
17	大正14年（1925）3月	火災（発破作業による）	雑木林約65m ² （若宮八幡宮付近）の火災	不明
18	大正14年（1925）8・9月	大雨暴風	登山道・土橋（独歩碑の道）の崩壊	登山道、橋の補修 ※大正14年（1925）12月
19	大正15年（1926）10月	火災（火遊びによる）	下草400～500m ² （尾上茶屋跡付近）の火災	不明
20	不明	不明	登山道（独歩碑の道）の崩壊、陥没、土壤流出	登山道の補修 ※昭和4年（1929）2月
21	昭和9年（1934）7月	腐朽	登山道登り口板橋（独歩碑の道）の腐朽	橋の補修 ※昭和9年（1934）か
22	不明	不明	登山道のき損	登山道の補修 ※昭和12年（1937）
23	不明	不明	登山道登り口のき損	擁壁工（31.7m）、外柵工（32m） ※平成7年（1995）6月～8月
24	不明	不明	登山道のき損	路面工、石積工（7.2m ² ） ※平成7年（1995）12月～ 平成8年（1996）2月
25	—	—	—	治山ダムの建設 ※平成7年（1995）
26	平成9年（1997）9月	台風19号	法面（独歩碑の道7合目付近山頂側）の崩落	法面整形（26m）、厚層基材吹付工（218m ² ） ※平成10年（1998）1月～2月
27	不明	不明	法面のき損	土のう積工 ※平成13年（2001）7月～8月
28	平成13年（2001）	集中豪雨	法面（本丸外曲輪南斜面）の崩落	石積工（20m ² ） ※平成13年（2001）11月

No.	発生年月	被害要因	被害内容	被害への主な対応
29	平成13年（2001）	不明	法面のき損か	建築用コンクリートブロック積み（32.4m ³ ）※平成13年（2001）12月～平成14年（2002）1月
30	—	—	—	治山ダムの建設 ※平成15年（2003）
31	不明	不明	法面のき損か	土工、法面保護工（166m ³ ）、仮設防護柵工（15m）※平成16年（2004）2月～3月
32	不明	不明	法面（佐伯市歴史資料館南西の山裾急傾斜）の崩壊	法面保護工、コンクリート吹付工（98m ³ ）※平成17年（2005）10月～11月
33	平成19年（2007）	不明	岩盤（北出丸二重櫓東斜面）の崩落	覆式ネット工※平成19年（2007）10月～1月
34	不明	不明	山裾急傾斜（城山北配水池出入口）からの土砂流出	土砂流出防止のための擁壁設置※平成20年（2008）2月～3月
35	不明	強風	倒木（独歩碑の道）	倒木の処理、登山道の舗装※平成25年（2013）2月～平成26年（2014）1月
36	平成25年（2013）	不明	登山道（独歩碑の道6合目付近）の土砂流出	土のう積工 ※平成25年（2013）7月
37	平成28年（2016）	不明	山裾急傾斜（佐伯市歴史資料館南西）の斜面崩落	擁壁設置※平成28年（2016）5月～7月
38	—	—（予防措置）	—	山裾急斜面（西谷公民館北東）への簡易法枠工、モルタル吹付工※平成28年（2016）9月～12月
39	—	—（予防措置）	—	登山道（独歩碑の道6合目付近）でのネット張り工（80m ² ）、布団かご設置※平成29年（2017）1月～2月
40	平成28年（2016）9月	台風16号	斜面崩壊による石垣（難池）の流失、山裾住宅地への土砂流出	治山ダムの建設、工事用道路の敷設※平成29年（2017）6月～10月補強土壁（40m ³ ）、鉄筋插入工（28本）、ジオファイバーアー（40m ³ ）※平成30年（2018）9月～平成31年（2019）9月
41			土砂による登山道（若宮の道）の埋没	法面・難池復旧工事の作業道とするための整形、盛土、植生マット工（78m ² ）、擬木階段設置（50段）、張りコンクリート工（38m ² ）※令和2年（2020）4月～9月
42	平成29年（2017）	不明	法面（旧秋山家背面の山裾急傾斜）の崩壊	簡易吹付工（100m ³ ）※平成29年（2017）11月～平成30年（2018）2月
43	不明	不明	法面（西谷公民館奥の山裾急傾斜）の崩壊	簡易吹付法枠工（236.5m ³ ）、モルタル吹付工（149.6m ³ ）※平成30年（2018）1月～3月

○予想される被害

表6－5 史跡佐伯城跡で予想される被害

災害種別	被害予想
地震・津波	南海トラフ巨大地震（最大震度6強・最大津波高7.4m）、別府湾の地震（最大震度5弱・最大津波高1.6m）、周防灘断層群（最大震度4・最大津波高0.95m）の発生が予測されており、曲輪遺構や三の丸櫓門の損壊、城山斜面・岩盤の崩壊等の被害が予想される。
風水害	台風、梅雨、低気圧（前線）の大雨による登山道の洗掘や倒木、中江川や中川の氾濫による三の丸櫓門の浸水等の被害が予想される。
土砂災害	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域での城山斜面、石垣の崩壊が予想される。
林野火災	城山で発生した記録は無いが令和7年（2025）に彦岳で発生しており、近年の地球温暖化や人為的な要因による火災の発生が予想される。

※最大津波高は葛港での予測値を記載

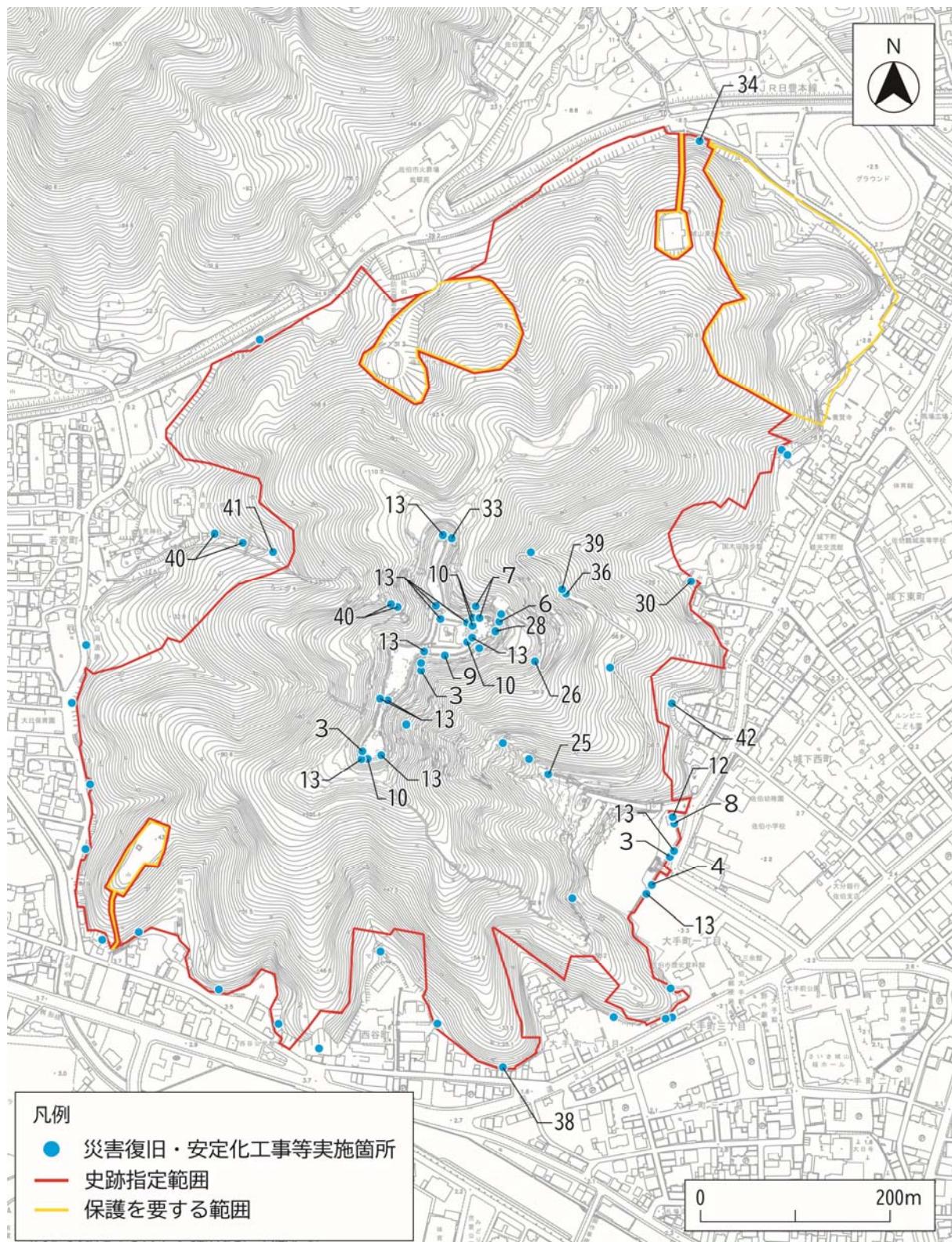


図 6-2 災害復旧・安定化工事等実施箇所
(番号は表 6-4 と対応 ※番号のないものは工事等の時期が不明なもの)

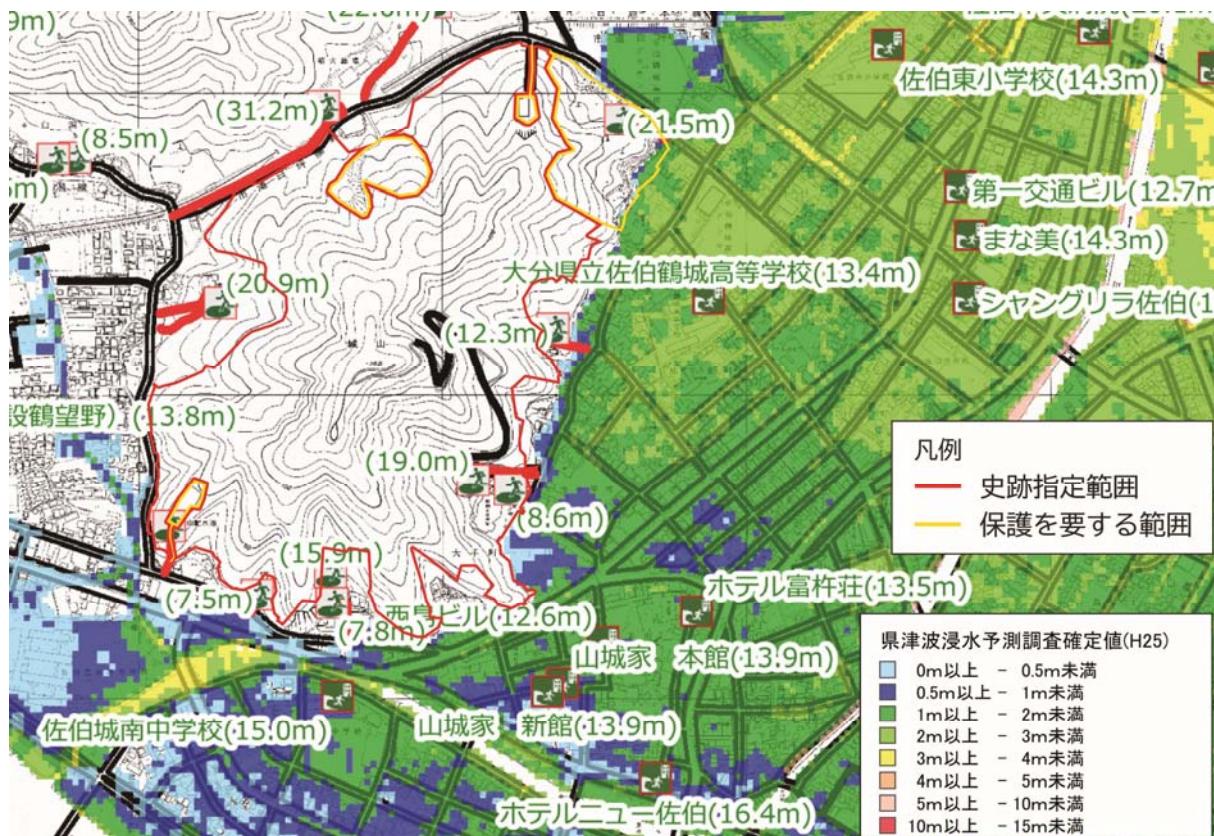


図 6-3 南海トラフ巨大地震による大分県津波浸水予測図（佐伯市 HP「佐伯中心部」を編集）

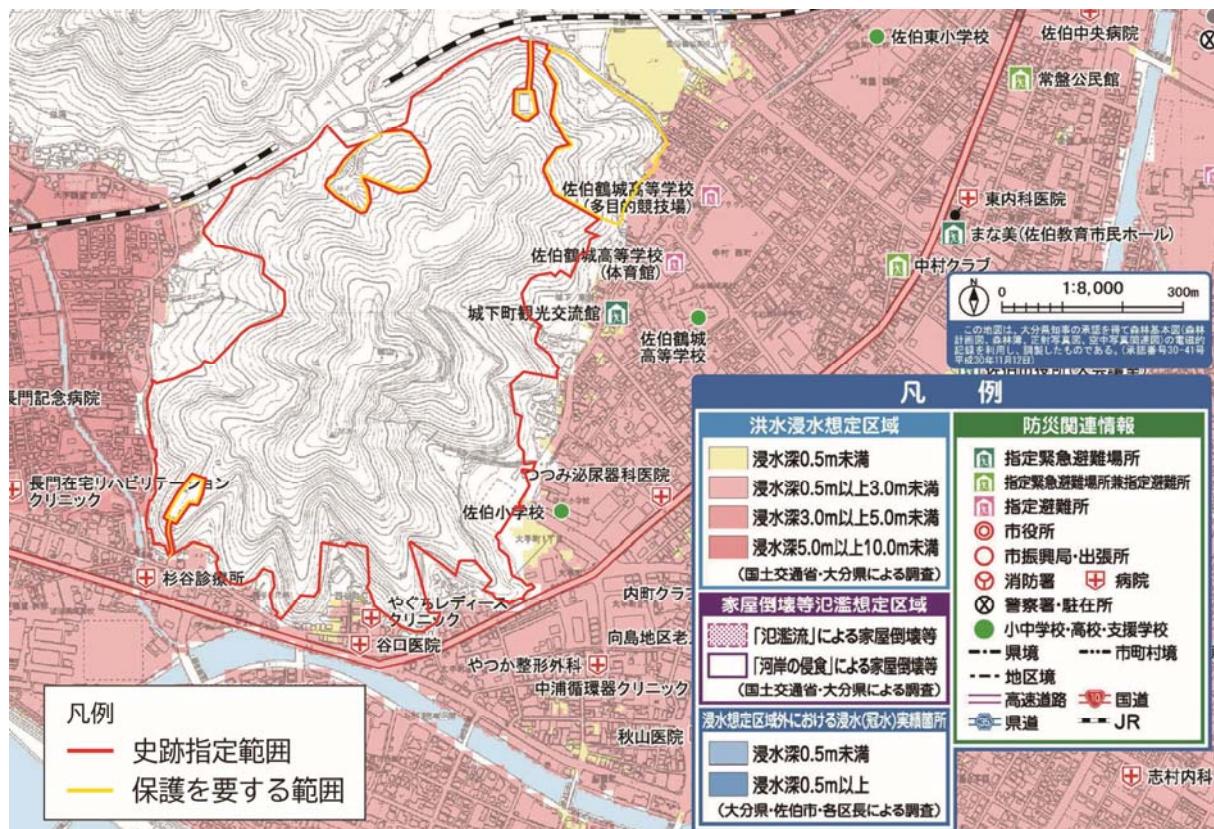


図 6-4 洪水ハザードマップ（佐伯市 HP「佐伯」を編集）

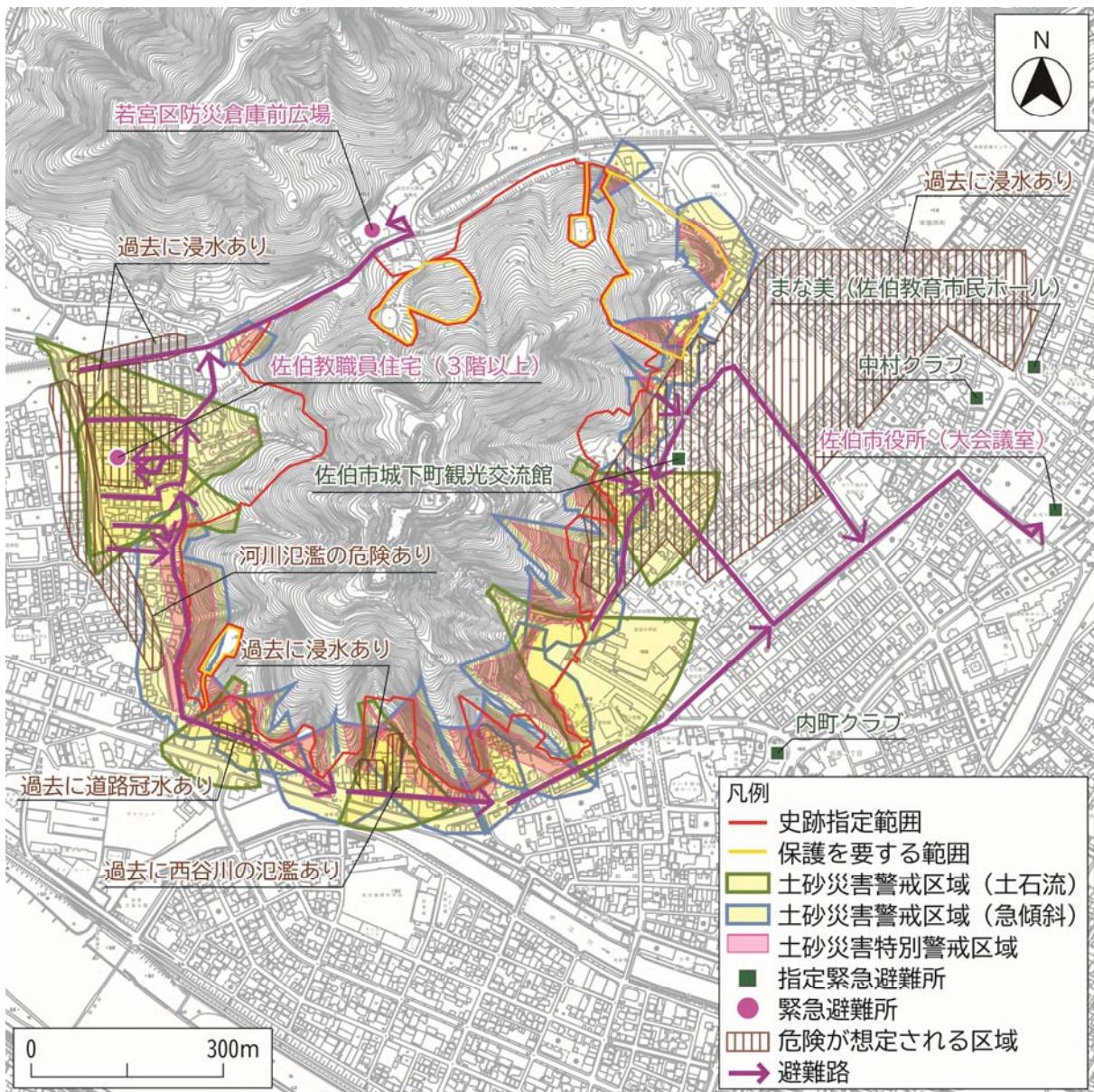


図6－5 土砂災害ハザードマップ（佐伯市 HP「佐伯地域山手・西谷、鶴岡地域若宮」を統合し作成）

これらの被災履歴及び予想される被害を踏まえ、防災に関する現状と課題を以下に整理する。また、逃げ場が少ない登山道付近の被害が懸念される箇所についても整理する。これらの課題に対する具体的な方法は、城山の防災計画を作成して検討していく必要がある。

表 6－6 防災に関する現状と課題

現状	課題	関連災害
三の丸櫓門の耐震対策が未実施である。	耐震性能の確認と必要に応じて耐震化を検討する必要がある。	地震
孕みや石材の抜け等の劣化が確認されている石垣について金属ネット等を設置している箇所もあるが、災害時には現状の処置のみでは崩落が懸念される。	崩落を防止するために保護措置の強化と崩落した場合の対応を検討するとともに安全な見学路の明示や注意喚起が必要である。	地震 土砂災害
津波時の緊急避難地として指定されており、合計 2,400 名が収容可能である。	緊急避難地としての機能を維持する必要がある。	津波
谷筋が雨水による洗掘箇所があり、洗掘の拡大により城道遺構や来訪者に被害を及ぼす可能性がある。	洗掘箇所の復旧や排水方向を検討する排水計画が必要である。	風水害
治山ダムにより渓岸浸食の抑制、山脚の固定が成されているが、下流域の水路の不足が懸念される。	サウンディング試験等の地盤調査や下流域の流水量等を検討する排水計画が必要である。	風水害
城山全体に樹木が生育しており、大木化している樹木等に関しては台風による倒木等が発生している。	適切な植生を維持するための日常的な管理や被災予防対策等を検討する植生管理計画とともに安全な見学路の明示や注意喚起が必要である。	風水害 土砂災害
独歩碑の道、翠明の道において、谷部斜面の一部崩落により令和元年（2019）に土砂流出防止のための布団かごを設置しているが、土砂の堆積による機能低下が懸念される。	土砂流出防止機能の復旧と土砂崩れが起きた場合の対応を検討するとともに安全な見学路の明示や注意喚起が必要である。	土砂災害
崩壊が懸念される斜面・岩盤や岩盤が露出する急斜面がある。	山体保全のために斜面・岩盤の保護対策が必要である。	土砂災害
法面崩壊防止のためにコンクリート擁壁を設置しているが経年劣化による崩壊が懸念される。	法面保護の機能持続と法面が崩壊した場合の検討が必要である。	土砂災害
三の丸櫓門に防火対策として消火器が2本設置されている。	消火機能の維持、必要に応じて強化が必要である。	林野火災

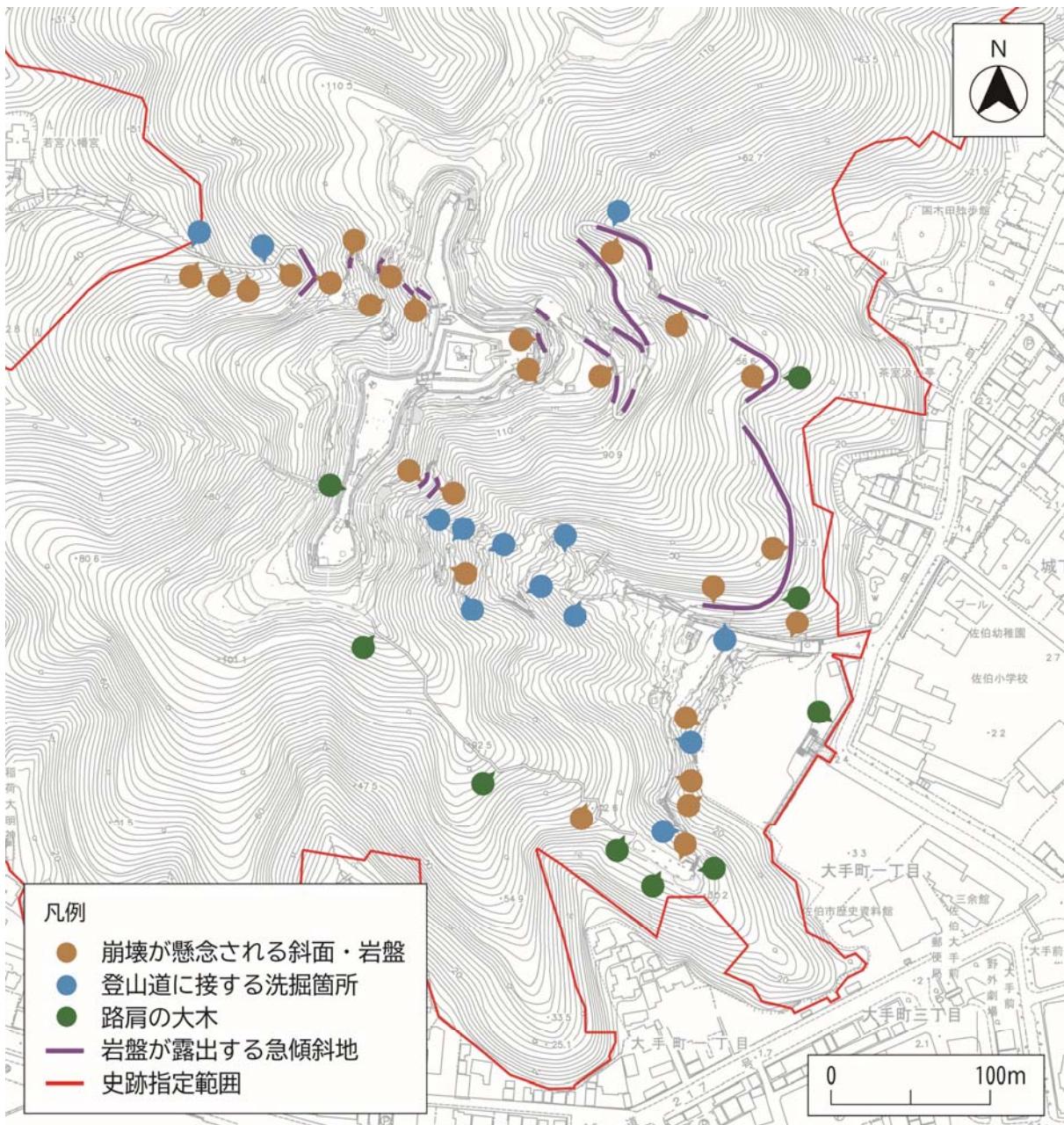


図 6－6 登山道付近の被害が懸念される箇所

第2節 方向性

第4章で整理した史跡佐伯城跡の本質的価値を確実に保存する。史跡の本質的価値を構成する諸要素にき損衰亡箇所がある場合は、その原因の除去や良好な状態への復旧等の保護措置を講じる。また、史跡指定範囲外については、本質的価値の保存に伴う調査により重要な遺構が確認された場合、追加指定を行うとともに、条件が整い次第、公有化を図る。災害等による危険が想定される箇所については、補強・改修による被害の予防、注意喚起、被災時の応急的な対応を行う。

さらに、本質的価値の保存とともにオオイタサンショウウオの標準産地や植生等、城山全体の自然環境についても包括的な保全を図る。

第3節 方法

史跡指定範囲内の構成要素について保存管理の方法を定める。

3-1 各構成要素の保存管理

表6-7 保存管理の方法

構成要素	保存管理の方法
<p>[A] 史跡の本質的 価値を構成する 諸要素</p> <p>曲輪（本丸、本丸外曲輪、二の丸、 西出丸、北出丸、捨曲輪、三の丸）、 雄池、雌池</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状保存を原則とする。 ・石垣はモニタリング等と石垣調査票の更新を行い、破損や劣化等の恐れのある箇所と要因を把握し、要因の排除と計画的な補強、修理を実施する。樹根は適切な処置及び管理を行う。 ・沈下が進む櫓台については、沈下防止対策を実施する。 ・雨水の流入により浸食を受けている遺構は、表流水調査のうえ浸食箇所の修理及び浸食の防止対策を実施する。 ・三の丸の御殿跡、庭園跡において調査を実施し価値を明らかにしたうえで、遺構の保存整備を実施する。 ・近代以降の改変が加わっている場合は、発掘調査により遺構の状況を確認したうえで保存整備を実施する。 ・樹木や草本類の繁茂により石垣等の遺構が隠れている箇所は、適切な植生管理を実施し顕在化を図る。
<p>三の丸櫓門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状保存を原則とする。 ・破損、劣化箇所の確認のため定期的な点検等を行い、適切な保存状態を維持する。破損、劣化箇所が認められた場合は適切に保存修理を実施する。 ・保存修理及び防災・防犯・耐震対策等の措置を講じる場合には、文化庁、大分県教育委員会や学識経験者の指導・助言を受けながら実施する。
<p>曲輪以外の石垣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング等と石垣調査票の更新を行い、破損や劣化等の恐れのある箇所と要因を把握に努め、適切な対応を図る。

構成要素		保存管理の方法
[A] 史跡の本質的 価値を構成する 諸要素	城道	<ul style="list-style-type: none"> ・近世の城道としての遺構の顕在化を図る。 ・石垣はモニタリング等と石垣調査票の更新を行い、破損や劣化等の恐れのある箇所と要因を把握し、要因の排除と計画的な補強、修理を実施する。 ・石畳は石材の欠損及び抜け箇所の修理を実施する。 ・崩落斜面の復旧を行い、崩落防止対策を実施する。
[B-1] 史跡の 保存・ 活用に 有効な 諸要素	消防設備、測量基準点・測量杭、獣害防止柵、注意喚起サイン、安全対策設備、石碑（城山還元之碑）、公衆トイレ、ベンチ、テーブル、水飲み場、橋、階段、街灯、杖入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検と維持管理を行い、必要に応じて新設、改修、除却する。
	斜面保護・治山施設、排水・配水施設、マンホール	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者と協議のうえで、定期的な点検と維持管理を行う。
	登城路	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検と維持管理を行い、必要に応じて新設、改修する。
	解説サイン、名称サイン、眺望サイン、案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・要不要を整理し、不要なものは除却を行う。また、調査の進展等にあわせて更新、または必要に応じて新設する。
[B] その他の諸要素	城山の植生	<ul style="list-style-type: none"> ・植生調査及び継続的なモニタリングを行い、遺構に悪影響を及ぼしている樹木は伐採、剪定を行う。 ・視点場を設定し、史跡としての景観や眺望の改善を図る。 ・城山の植生管理計画を作成し、土壌流出防止等のため広葉樹の根系等に関して適切な状態で管理する。また、遺構及び自然環境に影響を与えないことを前提に管理用道路の設置を検討する。
	城山の動物	<ul style="list-style-type: none"> ・オオイタサンショウウオの標準産地としての自然環境を保全する。 ・生態系の把握に努め、史跡の保全及び見学者の安全に対する獣害の実態調査を実施する。

構成要素		保存管理の方法
〔B〕その他の諸要素	[B-2] その他の 価値に 関係する 諸要素	その他サイン(城山保全林、多様な生き物、生き物図鑑、おおいた100年の森、鳥獣保護区) ・関係者と協議のうえで要不要を整理し、必要に応じて改修、除却する。
	[B-3] 調整が 必要な 諸要素	その他サイン(釣りバカ日誌19ヶ地、緑の募金事業、文化会館駐車場)、石碑(独歩碑、独歩文学碑、国木田独歩の詩碑、佐伯文化会館プレート、矢野龍溪顕彰碑、中根貞彦歌碑、種田山頭火歌碑、文禄ノ役藩祖高政公朝鮮ヨリ御持還リノ記念樹)、鳥獣供養塔、銅像、電話ボックス、藤棚、国旗掲揚台、旧佐伯文化会館基礎、カーブミラー、車止め、電柱、五輪塔、近代建造物跡、観光用望遠鏡基礎、近現代不明構造物、ゴミ置き場、毛利神社跡、西谷稻荷大明神 ・所有者及び設置者との調整のうえ市民からの意見を聴取し、将来的な移設、除却を検討する。 ・不要構造物は撤去もしくは、盛土等により史跡景観を確保する。

3-2 追加指定（公有化）及び指定の格上げ

史跡指定範囲内の民有地については、条件が整い次第公有化を図るなどの保護措置を講じる。さらに、史跡指定範囲外である保護を要する範囲についても、公有化等の条件が整い次第追加指定を行う。なお、公有化を目指す際には土地所有者の意向を尊重しつつ条件を整えていく。

また、大分県指定有形文化財である佐伯城三ノ丸櫓門については、調査により価値が認められた場合には重要文化財への指定格上げを目指す。

第4節 現状変更等の取扱い基準

史跡指定範囲内においてその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）をしようとする場合、文化財保護法第125条の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更等のうち軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、佐伯市教育委員会が許可及びその取消し並びに停止命令を行う。なお、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は許可が不要である。なお、計画段階で佐伯市教育委員会と調整や協議をしたうえで、現状変更等を検討する必要がある。現状変更等の取扱いにおいて、遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は原則として認めない。

現状変更等の許可申請区分と取扱い基準は次のとおりである。

○現状変更等の許可申請区分

表6－8 現状変更等の許可申請区分

許可申請区分		行為の内容	
文化庁長官	文化財保護法 第125条	現状を変更、または保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・下欄以外の行為
佐伯市教育委員会	文化財保護法 施行令 第5条第4項	現状を変更、または保存に影響を及ぼす行為 (佐伯市教育委員会に権限委譲されている行為)	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される2階以下かつ建築面積が120m²以下の小規模建造物の新築、増築または改築 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない工作物の設置もしくは設置の日から50年を経過していない工作物の改修 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない道路の舗装もしくは修繕 ・史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置または改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修 ・建築または設置の日から50年を経過していない建築物等の除却 ・木竹の伐採 ・史跡の保存のため必要な試験材料の採取
許可申請不要	文化財保護法 第125条 ただし書	維持の措置 非常災害のために必要な応急措置 保存に及ぼす行為のうち影響が軽微なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡のき損または衰亡時に史跡の本質的価値に影響を及ぼすことなく行う現状復旧 ・史跡のき損または衰亡の拡大を防止する応急措置 ・史跡のき損または衰亡箇所のうち復旧が明らかに不可能である部分の除去 <ul style="list-style-type: none"> ・地震、台風等の災害による石垣の崩落、土砂の流出、建造物の損壊等の拡大を防止する応急措置 ・火災時の消火活動 ・被災後の崩壊建造物、崩壊工作物、倒木、土砂、崩落や落下の危険がある石垣石材の除去 ・来訪者の安全のための案内や注意喚起サインの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・植生の日常的な管理行為（伐根や樹木の伐採を除く） ・管理・緊急車両の乗り入れ ・イベント等の開催に伴う仮設物の設置

○現状変更等の取扱い基準

表6－9 現状変更等の取扱い基準

行為の内容	取扱い基準
建築物の新築、増築、改修、移転・除去 (※三の丸櫓門を除く)	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構や景観に影響を与えない範囲での、史跡の保存・活用のために必要な建築物の新築、増築、改修、もしくは史跡の保存・活用に不必要的建築物の移転・除去。 ・史跡の本質的価値の保全への影響が最小限となる範囲での、防災上必要となる倉庫等の新築、増築、改修、移転・除去。
工作物の設置、改修、移転・除去	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構及び三の丸櫓門や景観に影響を与えない範囲での、史跡の保存・活用のために必要な工作物の設置、改修、もしくは史跡の保存・活用に不必要的工作物の移転・除去。 ・史跡の本質的価値の保全への影響が最小限となる範囲での、城山の植生、動物の保護や治山に必要な工作物の設置、改修。 ・遺構及び三の丸櫓門や景観に影響を与えない範囲での、史跡を活用したイベント等の開催に伴う掘削が不要な仮設物の設置。
土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構保存や後世に地形改变された地形の復旧のための盛土等の形状変更。 ・必要最小限に限り治山のために必要な掘削、切土等の形状変更。
道路等の新設、拡幅、補修・改修	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理・緊急車両の乗り入れのために必要な場合における、遺構や景観に影響を与えない範囲での道路の新設、拡幅。 ・遺構や景観に影響を与えない範囲での、通行時の安全のために必要な道路等の補修・改修。
樹木等の植栽、伐採・伐根	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構や景観に加え城山の生態系に影響を与えない範囲での、緑陰の確保等に有効な樹木等の植栽、もしくは遺構の保存や眺望の確保に有効な樹木等の伐採・伐根。 ・史跡の本質的価値の保全と城山の生態系への影響が最小限となる範囲での、山体保護に伴う植栽、伐採・伐根。
地下埋設物の設置、改修	<p>原則として認めない。ただし、以下の場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構に影響を与えない範囲での、公共・公益上必要な地下埋設物の設置、改修。
発掘調査	史跡整備に伴う発掘調査、遺構の保存及び状況把握や文献・絵図との整合の確認に関わる発掘調査を、適切な目的と必要最小限の範囲で行う場合に限り認める。

行為の内容	取扱い基準
遺構表示等	学術的調査の成果に基づく遺構表示等の整備を、その方法等を充分に検討し、遺構に影響を与えない範囲で行う場合に限り認める。

○三の丸櫓門の取扱い基準

三の丸櫓門の現状を変更しようとするときは大分県教育委員会の許可が必要である。なお、文化財保護法第43条の重要文化財の取扱いに順じ、現状変更のうち維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合は許可を要しないこととする。これらの措置を実施する際は修理届やき損届を大分県文化財保護条例に基づき提出する。

表6-10 許可を要しない現状変更

措置	行為の内容
維持の措置	<p>①現状に復することを目的とした修理等で、同種・同材・同仕様による場合。 ただし、事前に修理届の提出が必要である。</p> <p>②建造物の既存の拡大を防止するために必要な応急処置で、経年による梁等の垂下の進行を止めるための支柱の設置等。ただし、き損届の提出が必要である。</p>
非常災害時での 必要な応急処置	<p>①被災した建造物において、脱落した部材等を回収・収容する行為、倒壊防止のために傾斜した柱や破損のおそれのある梁等に支柱を添える行為、瓦屋根の破損箇所に覆いをする行為等。ただし、き損届の提出が必要である。</p> <p>②災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為。</p>

さらに、三の丸櫓門の現状に変更を加えるものでなくとも、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、三の丸櫓門の保存に影響を及ぼす行為に当たっても大分県教育委員会の許可が必要である。保存に影響を及ぼす行為のうち、防災設備の機器更新等は影響の軽微なものとして許可を要しないこととする。

第7章 活用

第1節 課題

史跡佐伯城跡は常時開放しており、来訪者の立ち入りを制限している場所以外は自由に見学できる。来訪の目的は佐伯城跡及び佐伯市歴史資料館の見学、自然観察、散歩等、来訪者によって様々である。佐伯城跡に関する情報発信に加え、学校教育・生涯学習や各種イベント等でも活用されている。以下に活用における現状と課題を整理する。また、見学上の注意を要する箇所も併せて整理する。

表7-1 活用の現状と課題

種別	現状	課題
史跡の公開状況	史跡の本質的価値の理解に資する積極的な活用が不十分である。	来訪者の史跡への理解を促進する現地での遺構解説や見学路の設定が必要である。
	既存の散策路が複数設定されているが、見学順路は定まっていない。	立入制限や注意喚起による来訪者の安全を考慮した誘導が必要である。
	史跡指定範囲は常時公開されており、自由に入城することができる。	防犯対策が必要である。
	登山道付近の危険木について網羅的な把握ができていない。	来訪者の安全確保の目的も踏まえた植生調査が必要である。
	緊急時の対応や避難経路が設定できていない。	常時、非常時の防災対策について検討する防災計画が必要である。
	水飲み場やトイレ、休憩施設等の見学時の負担を軽減する施設に対する要望がある。	水分補給や涼むことのできる場所、トイレ等の設置を検討する必要がある。
	佐伯市教育委員会社会教育課文化財係が令和7年(2025)5月25日に三の丸確認調査の現地説明会を実施した。	調査の最新成果を周知する機会が必要である。
生涯学習 学校教育	佐伯城跡石垣清掃ボランティアを毎年春と秋の年2回実施している。最多参加者数は約280名に上る。	今後も遺構の保存と史跡の景観保全を市民と協力して行う機会が必要である。
	佐伯市歴史資料館が実施する歴史教室や子ども学芸員養成事業において現地見学会を開催している。 令和6年度(2024)に佐伯小学校の小学6年生を対象とした調べ学習の授業で佐伯城跡に関するパンフレット・動画制作を実施した。	学校教育及び生涯学習の機会を創出し、佐伯城跡の様々な価値に詳しい人材を育成する必要がある。

種別	現状	課題
情報発信	佐伯城跡の構造解説や登山案内用のパンフレットを作成し、佐伯市歴史資料館での配布及び市 HP での公開を行っているが、用語等が統一されていない。	公開している佐伯城跡に関する情報の統一化及び最新の調査成果に基づく内容の更新が必要である。
	佐伯市歴史資料館にて佐伯城跡に関する常設・企画展示を実施しており、史跡佐伯城跡のガイダンス機能を担っている。	
周辺連携	佐伯市歴史資料館の駐車場で佐伯城下町の散策マップのサインを設置している。	佐伯城下町に点在する関連要素や佐伯歴史資料館と合わせて佐伯藩の歴史を学べる措置が必要である。
	佐伯市城下町観光交流館で御城印が販売、続日本 100 名城のスタンプが設置されている。	周辺の公共施設でも史跡佐伯城跡の価値や魅力を周知する必要がある。
観光活用	令和 7 年度（2025）に佐伯市教育委員会社会教育課生涯学習係主催の青少年を対象にしたウォークラリーが実施された。	多様な目的で城山を訪れた人々にも史跡佐伯城跡の価値に興味を持つもらう機会とする必要がある。
	城山の夜間の自然散策を目的とした城山ナイトハイクが民間団体により毎月 2 回開催されている。	
	城山ガルートに含まれた「自転車でめぐる城下町佐伯コース」を設定している。	
避難地	津波避難地に指定されている。	津波避難地としての機能の充実に加え、近世の津波対策について知る機会を創出する必要がある。

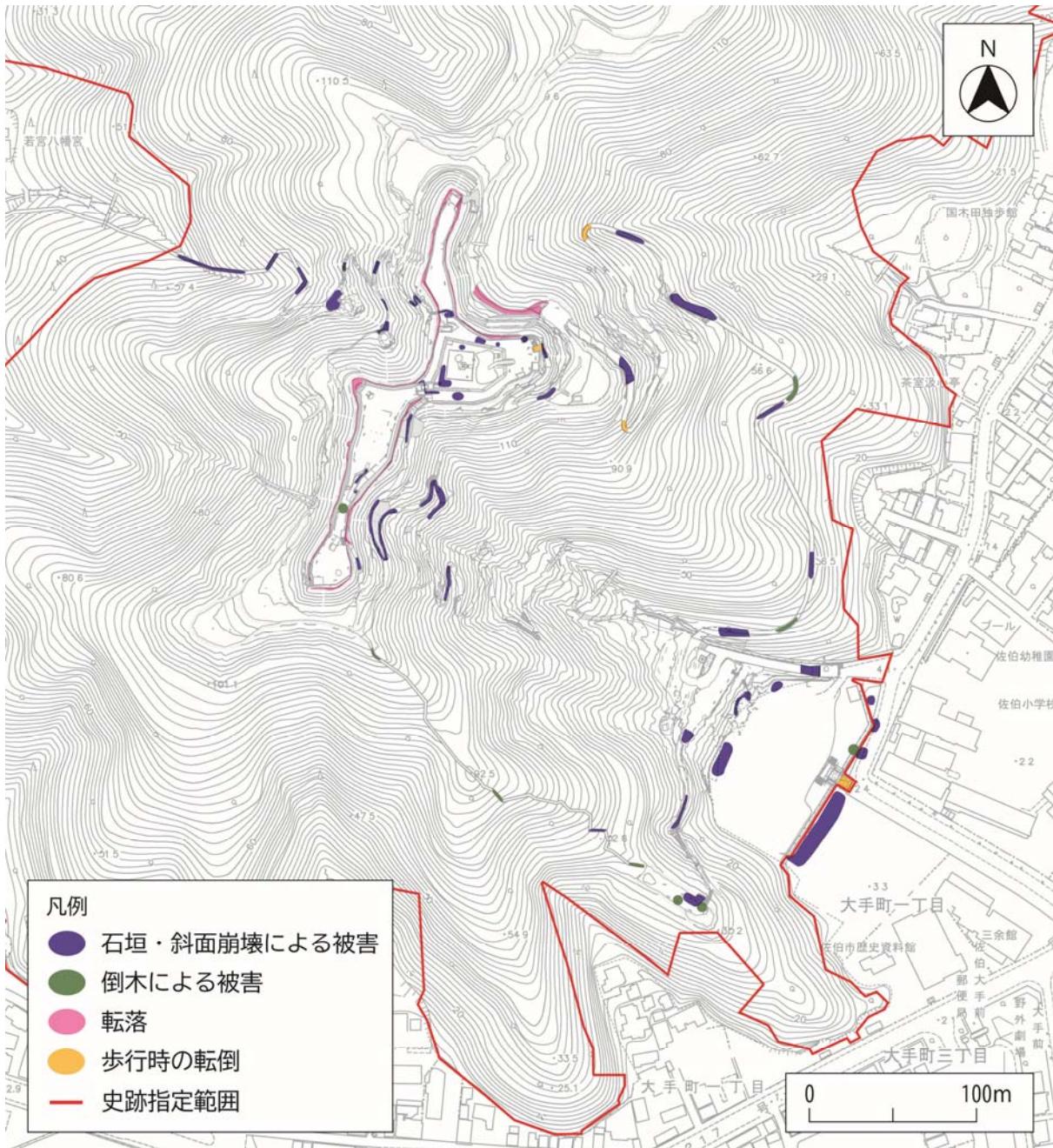


図7-1 見学上の注意を要する箇所

第2節 方向性

史跡佐伯城跡の本質的価値に基づく活用を行う。史跡指定範囲内や佐伯市歴史資料館での解説の充実に加え、学校教育や生涯学習との連携により、史跡の価値の周知を強化する。情報は世代、使用言語、現地への来訪の有無によらず、誰にとっても分かりやすい方法で周知し、理解の促進を図る。また、見学上の注意を要する箇所の把握及び周知により、来訪者の安全を確保する。

さらに、佐伯城下町まで含めた周遊や周辺施設や各種イベントとの連携により、佐伯藩の歴史ある地域の魅力を発信していく。

第3節 方法

3-1 史跡の本質的価値の周知

史跡指定範囲内では、解説サインや名称サインによる説明や案内サイン、視点場の設定による誘導を行い、来訪者に史跡佐伯城跡の価値を周知する。三の丸では、令和6年度（2024）から令和7年度（2025）に実施した確認調査の成果を踏まえ、御殿遺構や庭園跡の表示、解説を行う。また、パンフレットやルートマップ等の配布や市HP、佐伯市歴史資料館の常設・企画展示での情報公開の取組を継続する。なお、公開している佐伯城跡に関する情報は、最新の調査

成果の反映と統一した名称を用いた解説等により、さらに精度を高める。

各種サインやパンフレット等の内容は平易な表現や多言語対応を検討し、ユニバーサルデザインを採用する。また、山頂の曲輪群を見学するには20分程度の登山が必要であるため、デジタルアーカイブや仮想・拡張現実等により来訪が比較的容易な佐伯市歴史資料館やインターネット上でも曲輪形状や山頂・山麓からの景観を体感する機会を提供する。



パンフレット『国指定史跡佐伯城跡』

3-2 学校教育・生涯学習における活用

学校教育に関しては佐伯市教育委員会学校教育課と連携し、佐伯市内の小学校、中学校で佐伯城跡に関して学ぶ授業の定着を目指す。授業は学習段階に応じた内容とし、座学だけでなく佐伯城跡に実際に足を運べる方法でも実施する。さらに、授業で生徒が作成した成果物は学校関係者もしくは保護者の許可を得たうえで、史跡佐伯城跡や佐伯市歴史資料館、市HP等で公開し、佐伯城跡の情報周知への有効な活用を図る。



子ども学芸員養成事業

生涯学習に関しては、佐伯市歴史資料館における子ども学芸員養成事業や歴史教室、講演会等での佐伯城跡や佐伯城下町について学習する機会の提供を継続し、史跡への理解促進と現地での解説を行うボランティアガイドの養成に繋げる。石垣清掃ボランティア等の募集を引き続き実施し、市民とともに史跡の価値、景観の保全に取り組む活動を事業化する。また、確認調査や整備を実施する際は見学ができる機会の提供を図る。さらに、市民サポーターを募り、佐伯市歴史資料館の収蔵資料について整理を進め、目録を公開する。

3－3 周辺連携・観光活用

佐伯城下町を含めた周遊ができるように、関係課及び周辺施設との連携のうえ、一体的な景観の維持と見学路の設定、サインやガイドの充実化を図る。また、佐伯城跡の関連歴史文化資源についても、佐伯市歴史資料館や各歴史文化資源での総括的な解説により関連性を説明することで、相互理解が深まるよう取り組む。

史跡佐伯城跡の価値や魅力を活用したレクリエーションやイベント等に加え、遺構及び三の丸櫓門や史跡景観に影響を与えない程度で、佐伯市観光・国際交流課や一般社団法人観光まちづくり佐伯と連携したイベント等を実施し、佐伯城跡への関心が低かった人々の来訪を促す。

3－4 来訪者の安全確保

第6章で整理した石垣の劣化箇所や登山道の路肩や法面付近では、来訪者への危険が及ぶ可能性がある。危険箇所の確認及び劣化箇所への保護対策、適切な植生管理のほか、見学上の注意を要する箇所を考慮した見学路の明示と注意喚起サインや安全対策設備により来訪者の安全を確保する。また、立ち入り可能範囲の制限や夜間の防犯灯や防犯カメラ等の設置により防犯対策を実施する。

夏の猛暑対策は、便益施設や緑陰等による日陰の確保や史跡指定範囲周辺への自動販売機の設置、佐伯市歴史資料館や周辺施設との連携した涼み場の確保等を図る。

さらに、史跡佐伯城跡の見学にあたり、土砂災害や水害や地震・津波等の自然災害による被害が想定される。よって、府内の関係課と連携し、城山からの避難経路及び見学者に応急処置が必要となった場合の対応や緊急車両用の経路の確保等を含めた防災計画を策定する。佐伯城下町を含めた城山周辺の周遊においては、佐伯市防災危機管理課が公開しているハザードマップに基づき避難を促す。また、三の丸は津波避難地として遺構や景観に影響を及ぼさないことを前提とした防災倉庫の設置等により、機能の充実を図る。

第8章 調査

第1節 課題

史跡佐伯城跡を適切に保存・活用していくための方法は、各種調査を実施したうえで検討する必要がある。発掘調査、建造物調査、絵図・文献調査、防災に関する調査、生態系調査について以下に現状と課題を整理する。

表 8－1 調査の現状と課題

種別	現状	課題
発掘調査	天守、三の丸御殿・庭園等の遺構や雌池・雄池の排水機能について全容が解明されていない。	遺構の本来の形状や築造年代、用途、近代以降の改変の程度について未解明であるものは実態を確認する必要がある。
	城道や尾上茶屋跡等は近代以降に改変を受けているが、改変の程度は不明確である。	
調査 建造物	三の丸櫓門の構造を示す図面が無く、詳細な構造は未解明である。	詳細な構造の把握と記録が必要である。
絵図・文献調査	『佐伯藩史料 温故知新録』の編集・刊行事業を行っており、未調査の記録が残っている。	新事実が解明される可能性があるため、調査の継続と未発見の資料収集に努める必要がある。
	性格や実態、設置年代等が不明確な建造物がある。	建造物の用途及び設置年代を解明する必要がある。
関する防災に 調査	雨水が要因と考えられる遺構の洗掘や斜面崩落等が認められる。	洗掘・崩落規模や雨水の流路等を把握する必要がある。
	石垣や斜面崩落、倒木等が懸念される箇所の把握ができていない。	崩落の可能性がある石垣や山体、樹木の状態を把握する必要がある。
	三の丸櫓門の耐震対策は未実施である。	耐震性能を把握する必要がある。
生態系調査	樹木や動物が要因であると考えられる遺構への影響を確認している。	遺構へ悪影響を与えていたる樹木や動物、被害状況について把握する必要がある。
	城山の植生が把握できていない。	城山の山体や自然環境、希少生物の保全のために、植生の把握が必要である。

第2節 方向性

史跡佐伯城跡の本質的価値のさらなる解明及び適切な保存・活用を図るため、遺構及び遺物の詳細解明のための発掘調査や佐伯城跡の変遷解明のための絵図・文献史料調査を実施する。三の丸櫓門については大分県教育委員会の指導に基づき調査を実施する。

また、史跡の価値及び城山の保全や来訪者の安全を確保するため、防災に関する調査や植生調査の実施により、城山全体の山体や植生の状態及び常時・非常時の想定被害等を把握する。

各種調査については、文化庁、大分県、学識経験者の指導・助言を得ながら実施し、成果の正確性を確認したうえで公開を図る。

第3節 方法

3-1 発掘調査、建造物、絵図・文献史料調査

発掘調査は遺構の残存状況が未確認である範囲から優先的に実施し、遺構及び遺物の有無、年代、構造、用途等に加え、近代以降の整備による改変の程度や遺構への影響を把握する。調査により遺構が確認された場合は、現地説明会や報告書等により公開し、成果を反映させた保存・活用を実施する。

三の丸櫓門については、詳細な構造把握による適切な保護措置の検討と現時点での記録保存のために、平面・立面の計測図の作成や写真撮影、レーザー計測による3Dモデルの作成等を実施する。

絵図・文献史料の調査に関しては、『佐伯藩史料 温故知新録』の編集・刊行事業を継続して実施する。特に、発掘調査だけでは詳細を十分に解明できなかった遺構や現在考えられている用途とは別の用途の記録が残っている遺構等について、関係資料の収集と調査を実施する。また、未発見・未紹介資料の情報把握及び寄贈・寄託・購入等により当該資料の収集に努める。

3-2 防災に関する調査

城山一体の保護を図るため、山体の包括的な調査を実施する。雨水排水に関しては、遺構及び城山斜面において洗掘や崩落が起きている箇所と規模の把握、雨水の流路や集中箇所の特定を行う。また、石垣や城山斜面における崩落が懸念される箇所と規模の把握、高木や灌木等の倒木に繋がる樹木の把握に努める。

三の丸櫓門は状態を把握するため、耐震診断や部材の劣化箇所等の調査を実施する。

3-3 生態系調査

城山全体の植生調査を行い、山体の保全や城山に生息する野生動物に必要な植生を把握する。また、遺構や来訪者の安全に影響を及ぼしているもしくは懸念がある樹木や動物の把握と管理に努める。



三の丸確認調査箇所における
現地説明会の様子

第9章 整備

第1節 課題

史跡佐伯城跡では廃城後、主として公園整備が行われてきた。遺構保存や山体保全を目的とした整備は行き届いていない箇所も多く、公園設備として整備された便益施設等のなかにも機能を失っているものがある。特に、三の丸においては令和4年（2022）に旧佐伯文化会館が解体されて以降、三の丸整備事業の機運が高まっている。以下に整備における現状と課題について、「保存のための整備」と「活用のための整備」に分けて整理する。

1-1 保存のための整備

表9-1 保存のための整備の現状と課題

種別	現状	課題
遺構・現存建造物の保存	程度の大小はあるが、様々な要因による石垣の劣化が確認されている。	劣化状況、要因に応じた必要な保護措置を検討する必要がある。
	本丸外曲輪の側溝跡において溝の底部分が露出している。	雨水の流入による遺構の浸食、踏圧、樹木の生長等による遺構への影響が懸念されるため、遺構への保護措置の検討とともに雨水排水の改善が必要である。
	三の丸の土塀跡において残存部への雨水の流入や樹木の自生が確認されている。	
	雄池、雌池の池内部に土砂が堆積している。	堆積した土砂を取り除く必要がある。
	大手道において石畳の石材に抜けが認められる。	石材の抜けが認められる箇所への保護措置の検討が必要である。
	大手道、城道1～3において斜面崩壊、倒木、洗掘、シカ、イノシシによる掘り返しが生じている。	被害を受けている箇所の定期的な確認や適切な対処が必要である。
	二の丸の二の丸屋形跡において基礎列石が露出している。	踏圧等による遺構への影響が懸念されるため、遺構への保護措置の検討が必要である。
	城道と登山道が重複している箇所がある。	
	捨曲輪I、城道1において管理車両の乗り入れがあり、遺構への影響が懸念される。	車両の乗り入れを考慮した保護措置の検討が必要である。
	近代以降に設置された工作物が遺構に影響を及ぼしている可能性がある。	必要性や不要構造物の移設、撤去を検討する必要がある。
保全山体の	三の丸櫓門は常時くぐることができる。	故意的なき損を受ける懸念があるため、夜間を含めた防犯対策が必要である。
	水路が崩壊している箇所、水路に落差がある箇所で斜面が脆くなっている。	浸食や洗掘を防ぐために排水施設の補填が必要である。
	捨曲輪での杉林の倒木が増加している。	倒木を防ぐための植生管理が必要である。

1－2 活用のための整備

表9－2 活用のための整備の現状と課題

種別	現状	課題
遺構表現	曲輪等の遺構が草木類の繁茂により、覆われている箇所がある。	遺構を顕在化する必要がある。
	城道と登山道が重複している箇所では、遺構であることを周知できていない。	城道が登山道と区別できるような表現を検討する必要がある。
	近代以降の整備等により、本来の形状から改変を受けている箇所がある。	本来の形状を周知する必要がある。
	三の丸の御殿跡（井戸を含む）と庭園跡（池跡、景石、手水鉢を含む）の顕在化ができないない。	旧佐伯文化会館基礎の撤去後、遺構を顕在化する必要がある。
	山頂及び山麓からの眺望や見学路を阻害している樹木がある。	視点場の設定と適切な植生管理が必要である。
サイン施設	現地での各遺構の解説が不足している。	遺構について適切な情報を周知する解説サインが必要である。
	史跡指定名称及び意見具申時に整理した遺構名称と異なる標柱が設置されている。	正しい名称を表示した名称サインが必要である。
	眺望案内板の内容が市外からの来訪者には難しい表示となっている。	全ての来訪者に一定の理解を促せる説明が必要である。
	説明板・名称標柱・注意看板・案内板等が設置されているが、様式や意匠に統一感がない。	理解の促進と史跡景観の形成のため、様式や意匠を統一する必要がある。
	「城山（八幡山）144m」と表記された標識が設置されているが、当該箇所は144mではない。	正しい標高を示す、もしくは、移設・撤去を検討する必要がある。
見学路	史跡の本質的価値を理解するために有効な見学路への誘導が不足している。	各種サインによる誘導が必要である。
	山頂の各曲輪の外周や雑壇状石垣の見学可能場所が狭く、転落が懸念される。	見学通路の規制や転落防止策を検討する必要がある。
	樹木根が露出している箇所がある。	転倒防止策を検討する必要がある。
	本丸外曲輪虎口（東）、三の丸櫓門前の石垣は雨天時に表面が滑りやすくなる。	来訪者が安全に散策できるよう、登山道全体の園路整備を行う必要がある。
	登山道において園路としての舗装等が不十分で、洗掘や土砂の堆積により歩きにくい箇所が認められる。	来訪者が安全に散策できるよう、登山道全体の園路整備を行う必要がある。

種別	現状	課題
便 益 ・ 管 理 施 設	橋、階段や安全柵の経年劣化が進んでおり、基礎が傾いている箇所も認められる。	来訪者の安全確保のため、劣化の程度に合わせた補修や更新が必要である。
	既存のベンチやテーブル等の便益施設は一部に破損が認められ、利用者が少なくなっている。	利用状況の確認と必要性の検討のうえで、改修や必要な場所への設置が必要である。
	既存のグレーチングやガードレール等の管理施設のうち史跡の景観になじんでいないものがある。	既存の工作物を含め、史跡の景観に配慮した仕様を採用する必要がある。
	水飲み場やトイレ、休憩施設等の見学時の負担を軽減する施設に対する要望がある。	水分補給や涼むことのできる場所、トイレ等の設置を検討する必要がある。

第2節 方向性

史跡佐伯城跡の本質的価値を確実に保存し、多くの来訪者に佐伯城跡の魅力を伝えることのできる整備を行う。整備を行う際は、必要な調査を実施して調査成果を反映させる。また、城山の植生や動物相の保全とも共存できるように考慮し、市民に愛される歴史公園として整備していく。

山頂の本丸（天守台を除く）、本丸外曲輪、二の丸、西出丸、北出丸の範囲は土地所有者と佐伯市で締結している土地使用貸借契約に従い、工作物等の設置や樹木の伐採においては所有者との協議のうえ整備を行う。

第3節 方法

3-1 保存のための整備

損傷がある遺構は程度や規模によって優先順位をつけ、保存のための整備を行う。石垣の劣化に対しては、補強や復旧、積み直しのほか、悪影響を与えていた樹木の伐採を実施する。コンクリート製の橋の荷重による影響がみられる本丸の廊下橋跡では石垣の補強に加え、橋の材の変更を検討する。また、本丸外曲輪、二の丸、西出丸、北出丸の二重櫓台や雌池の石垣上部に関しては、石垣を支える岩盤とともに補強を検討する。雨水の排水不良により浸食を受けている遺構は、埋め戻しを行い、排水方向を遺構に影響を与えないように変更する。雨水の流入により土砂が堆積している雄池、雌池では、浚渫を実施する。来訪者や管理用車両が通行できる箇所では、踏圧や車両の乗り入れに耐え得る量の盛土により、遺構を保護する。また、近代以降に整備された施設により、遺構が影響を受けている可能性がある。関係者との協議のうえ城山には不要と判断されたものに関しては、遺構に影響を与えない方法で移設または撤去する。

故意的なき損の予防としては立入の制限や夜間の防犯灯や防犯カメラの設置を実施する。また、獣害防止柵等により城山に生息する大型動物の移動範囲の制限や他地区からの野生動物の侵入を防ぎ、獣害によるき損の予防も実施する。

さらに、城山の保全を踏まえた整備を実施する。路肩が流失している箇所や水路の崩壊や落差により斜面が脆くなっている箇所においては、流失箇所の復旧と水路の修理を行い、水路の補填や流水方向の変更により落差を減少させる。倒木により遺構や斜面の崩壊が懸念される箇所では、高木や枯木等を整理し伐採や剪定により土壌を維持するための継続的な植生管理を行う。また、植栽林等の適切な管理のために、遺構や史跡景観及び城山の自然環境に影響を与えない範囲で管理用道路の設置を検討する。

3-2 活用のための整備

史跡の本質的価値を正しく伝えるために、遺構の顕在化を優先的に実施する。現在も見ることができる遺構である石垣や石畳は、定期的な除草や土砂の除去により形状を明瞭にし、近代以降の改変を受けている箇所では復旧や解説サインにより本来の形状を明示する。また、佐伯湾や佐伯城下町からの視点場を設定し、視点場から城郭の一部である石垣が見えるように植生を管理する。城道は現在通れない箇所と近代以降の登城路と重なる箇所があるため、往時の城道がどこにあたるのかが分かるように、舗装や解説・案内サインにより登城路と区別する。佐伯城跡に関する建造物跡は解説サインを設置し、役割や構造を説明する。三の丸の御殿跡は絵図・文献史料と発掘による遺構確認調査に基づき遺構表示を行い、庭園跡は現地に残っている池跡等の顕在化を図る。また、三の丸は佐伯城跡の玄関口として市民の憩いの場となるよう、旧佐伯文化会館の基礎が残る範囲を中心として早期の整備を進め、以降、御殿・庭園跡等について調査成果を反映させた遺構表示等の整備を行っていく。さらに、表示が難しい遺構や来訪が難しい場所における往時の様子等についてはデジタルコンテンツの活用により公開情報の補強を図る。

遺構の説明としては、史跡佐伯城跡の総合的な説明と各曲輪、城道、雄池・雌池、主要な遺構の解説サインを設置する。既設の眺望案内板は版面の内容を修正し、分かりやすい内容となるよう工夫を施す。また、見学路上の分かりやすい場所に正しい名称を示した名称サインと案内サインを設置し、見学を誘導する。見学上の注意を要する箇所については立入の制限や注意喚起サインによる誘導を図り、来訪者の安全を確保する。

山頂の曲輪群の見学に欠かせない登山道は、園路として歩きやすいように舗装等を補修または敷設する。石畠や階段等の雨天時に滑りやすくなる場所については、転倒を防止するための対策を実施する。便益施設において既存のものについては劣化箇所の補修もしくは交換を行い、来訪者の利用しやすい場所への必要な個数の設置を検討する。橋や階段については劣化の状態に応じて補修や更新を行い、来訪者の安全を確保する。関係者との協議のうえ、その他の工作物で公園としての活用に不要となったものは、隨時移設や撤去を進めていく。

なお、各種サイン及び便益・管理施設については、史跡の景観に配慮した様式や意匠に統一する。

第10章 運営・体制整備

第1節 課題

佐伯市は史跡佐伯城跡の管理団体であり、保存管理、活用、調査、整備の実務については、佐伯市教育委員会社会教育課文化財係（佐伯市歴史資料館）が担っている。以下に運営・体制の現状と課題を整理する。

表 10-1 運営・体制の現状と課題

現状	課題
城山における庁内での役割は、文化財管理を教育委員会社会教育課、日常管理・公園整備を都市計画課、観光活用を観光・国際交流課が担っている。	総合的な運営を行う専門部局は設けられていないため、庁内全体に向けた周知及び関連部局間での連携のもと適切な運営が必要である。
城山における事業を実施する場合は、計画策定等のために庁内会議や指導委員会等の組織を設置している。	情報共有や内容に応じて指導・助言を仰ぐための庁内や有識者のネットワーク構築が必要である。
佐伯城三ノ丸櫓門は大分県指定有形文化財であり、佐伯市教育委員会社会教育課が管理している。	佐伯城三ノ丸櫓門は大分県教育委員会の指導のもと管理する必要がある。
本丸（天守台を除く）、本丸外曲輪、二の丸、西出丸、北出丸の範囲は土地所有者と佐伯市で土地使用賃借契約を結んでいる。	当該範囲においては土地使用賃借契約に基づき維持管理を行う必要がある。天守台においても他範囲と同等の維持管理を図る必要がある。
城山の草刈り等の日常の管理は佐伯市都市計画課が行っている。	管理すべき遺構・登城路（園路）等が広範囲にわたるため、管理体制の強化や効率化を図る必要がある。
市民自らの手で佐伯城跡を守り、その魅力をさらに高めることを目的として、石垣清掃ボランティアを年2回のペースで開催している。	市民や民間団体との協力関係の維持・拡大を図る必要がある。

第2節 方向性

佐伯市は史跡佐伯城跡の管理団体として、土地所有者との十分な意思の疎通を図りながら、史跡の適切な保存と可能な範囲において活用に努める。史跡佐伯城跡の運用に関しては、佐伯市教育委員会社会教育課文化財係が中心となり、庁内の関連部局との連携を継続し、有識者や文化庁、大分県の指導・助言を求めることができる体制を整備する。また、民間団体等、市民との連携体制を整備することで、史跡佐伯城跡の持続的な保存・活用を目指す。

第3節 方法

史跡佐伯城跡における事業ごとに府内の関連部局を集めた府内会議を設置し、府内での情報共有と連携及び事業の整合を取る。また、文化庁及び大分県教育庁文化財課、事業に合った有識者や研究機関に指導・助言を求める場を設置し、十分な検討を行ったうえでの事業推進を図る。さらに、府内全体に向けた周知の仕組みづくりを行い、府内職員全員が史跡佐伯城跡の価値を市内外に発信できるような体制を目指す。

保存・活用のための整備や草刈り等の日常的な維持管理、佐伯城下町の周辺を含めた観光活用にあたり、佐伯市教育委員会社会教育課文化財係、都市計画課、観光・国際交流課間での連携継続を継続する。さらに、現在実施している石垣清掃ボランティア等の市民参加型の取組を継続し、民間企業やボランティア・NPO団体等との連携、市民への呼びかけ強化のため周辺施設や教育機関等とも連携した周辺部地域の住民への協力を依頼することで、持続的な史跡佐伯城跡の適切な保存・活用を推進する。

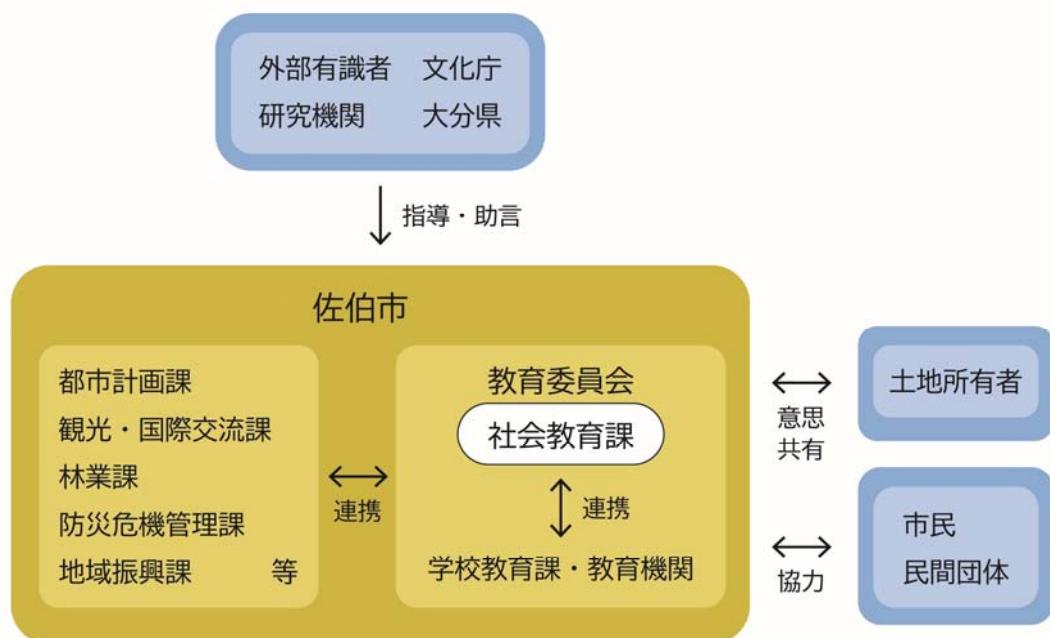


図 10-1 運営・体制図

第11章 施策の実施計画と経過観察

第1節 施策の実施計画

第6章から第10章において示した、保存管理、活用、調査、整備、運営・体制の方向性と方法を具体化するための実施計画を以下に示す。実施計画は早期の対応が必要なものを短期計画（令和8年度から令和12年度）、長期にわたる事業や将来的に実施する必要があるものを中期計画（令和13年度から令和17年度）として位置づける。

表11-1 施策の実施計画

施策	短期計画					長期計画				
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
危険箇所への簡易的な保護措置、来訪者の立入制限の実施			■	■	■	■	■	■	■	■
三の丸整備計画（仮称）の策定	■									
三の丸整備事業（仮称） (基本設計・実施設計・整備工事)			■	■	■					
史跡佐伯城跡整備基本計画の策定		■	■							
防災に関する調査、城山の植生調査 (排水/崩落・倒木等/植生)				■	■					
城山防災計画の策定 (常時・非常時の史跡保存/避難経路)					■	■				
城山植生管理計画の策定 (山体・自然環境・史跡景観の保全)					■	■				
史跡佐伯城跡整備基本設計						■	■			
史跡佐伯城跡整備実施設計							■	■	■	
史跡佐伯城跡整備工事 (山頂曲輪群/登山道/三の丸)								■	■	
佐伯城跡の調査 (遺構確認/絵図・文献史料)		■	■	■	■	■				
三の丸櫓門の調査 (記録保存/耐震性能・劣化箇所)			■	■	■	■	■			
公開情報の内容拡充 (用語等の統一/デジタルコンテンツ)					■	■	■			
史跡指定範囲の公有化、保護を要する範囲の追加指定 (配水池/毛利家墓所)					■	■	■	■	■	
城山歴史公園整備事業 (登山道及び森林の維持管理等)		■	■	■	■	■	■	■	■	
学校教育・佐伯市歴史資料館との連携 (授業/講座/展示)		■	■	■	■	■	■	■	■	
佐伯城下町との連携 (周遊ルートの設定/イベント)		■	■	■	■	■	■	■	■	
府内・上位機関・有識者との連携 (府内会議/有識者会議)		■	■	■	■	■	■	■	■	
地域との連携（ボランティアの募集）		■	■	■	■	■	■	■	■	
史跡佐伯城跡保存活用計画の見直し								■	■	

第2節 経過観察

2-1 方向性

史跡佐伯城跡の保存管理、活用、調査、整備、運営・体制において、各事業の有効性・妥当性を点検し評価するために、2年ごとに経過観察を行う。経過観察により、課題の早期把握と改善を図りながら新たな施策や計画の立案、事業の実施に繋げていく。このような、計画・実行・評価・改善を繰り返し行うことで、持続的な事業の管理を行う。

2-2 方法

史跡指定範囲の状況把握や各種事業の経過観察は、佐伯市教育委員会社会教育課文化財係が関連部局と関わる事業も含めてとりまとめ、以下に示す自己点検表を活用し、点検・自己評価を行う。点検を継続する中で必要な項目や改善点が生じた場合は、適宜見直しを図る。なお、把握した課題等は文化庁、大分県教育庁文化課、有識者の指導及び助言を受け、市民の意見も取り入れつつ解決する。緊急を要するものや不測の事態に関わるものは速やかに点検・評価を行い、必要な対策を講じる。

表 11-2 自己点検表（『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』をもとに作成）

史跡の名称		佐伯城跡			
管理団体		佐伯市			
項目	実施例		取組状況		
	未取組	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)	
(1) 基本情報に関する こと	史跡指定標柱等は適正に設置されているか				
	史跡指定境界標は適正に設置されているか				
	史跡指定範囲は現地で確認、把握できているか				
	説明板は設置されているか				
(2) 計画策定等に関する こと	保存活用計画に基づいた保存、活用、調査、整備、運営がなされているか				
	保存活用計画の見直しは実施されているか				
(3) 保存に関する こと	史跡指定時における本質的価値について十分把握できているか				
	調査等により史跡の価値の再確認はできているか				
	専門職員、府内関係部局、上位機関等との連携は図られているか				
(3) 保存に関する こと	史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか				
	災害対策は十分になされているか				

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(4) 管理に関すること	日常的な管理はされているか				
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか				
	史跡周辺の環境保全のために地域住民との連携が図られているか				
	条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め実行しているか				
(5) 公開、活用に関すること	公開は適切に行われているか				
	史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか				
	市民の文化的活動の場となっているか				
	まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか				
	文化的観光資源としての活用がされているか				
	体験学習等は計画的に実施しているか				
	パンフレット等は活用されているか				
	多様な来訪者に向けた対応はなされているか				
(6) 整備に関すること	整備基本計画は策定されているか				
	史跡の表現は学術的根拠に基づいているか				
	遺構や佐伯城三ノ丸櫓門に影響がないように整備されているか				
	伝統的な工法を尊重した検討のもと修復されているか				
	整備後に修復の状況を管理しているか				
	整備における目指す将来像の姿を実現できているか				
	多様な来訪者に配慮した整備ができているか				
(6) 整備に関すること	整備基本計画に基づいて整備されているか				
	整備基本計画の見直しはされているか				
(7) 運営・体制・連携に関すること	運営は適切に行われているか				
	体制は十分に整っているか				
	地域との連携は十分であるか				
(8) 予算に関すること	予算確保のための取組はあるか				